

国民健康保険の概要

令和7年度実績

八千代市健康福祉部国保年金課

目 次

1. 八千代市の概要

(1) 位置及び地勢	1
(2) 市域の変遷	1
(3) 沿革	2

2. 国民健康保険のあゆみ

(1) 八千代市国民健康保険のあゆみ	3
(2) 医療費改定状況	22

3. 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

(1) 委員構成	25
(2) 開催状況	26

4. 事務機構及び事務分掌

(1) 国民健康保険担当	27
(2) 関係部署	28

5. 被保険者

(1) 国民健康保険加入状況	29
(2) 被保険者数等の推移	30
(3) 年齢階層別被保険者数	32
(4) 65歳以上人口の推移	34
(5) 外国人加入者数等の推移	35
(6) 被保険者異動状況の推移	36
(7) 資格得喪の種別割合	37

6. 保険給付

(1) 給付内容	39
(2) 医療給付の状況	42
(3) 一般被保険者年齢区分別医療給付の推移	48
(4) 医療給付の推移	50
(5) 年度別療養の給付等支給状況	52

(6) 年度別療養費等支給状況	58
(7) 療養の給付・療養費の種別割合	64
(8) 高額療養費支給件数及び支給額の推移	65
(9) 区分別高額療養費支給状況	66
(10) 高額介護合算療養費支給件数及び支給額の推移	67
(11) 出産育児一時金・葬祭費・傷病手当金の支給件数及び支給額の推移	67

7. 保険料（税）

(1) 保険料率の推移	69
(2) 保険料に関する調	70
(3) 保険料賦課額及び医療費の推移	72
(4) 1人当たりの保険料賦課額及び医療費の推移	72
(5) 応能割及び応益割賦課割合の推移	73
(6) 保険料（税）収納状況の推移	74
(7) 保険料（税）収納方法内訳	78
(8) 保険料（税）減額世帯の推移（全体）	79
(9) 保険料（税）減額世帯割合の推移（医療分）	79
(10) 保険料（税）賦課限度額対象世帯の推移（全体）	80
(11) 保険料（税）賦課限度額対象世帯割合の推移（医療分）	80
(12) 保険料減免状況の推移	81

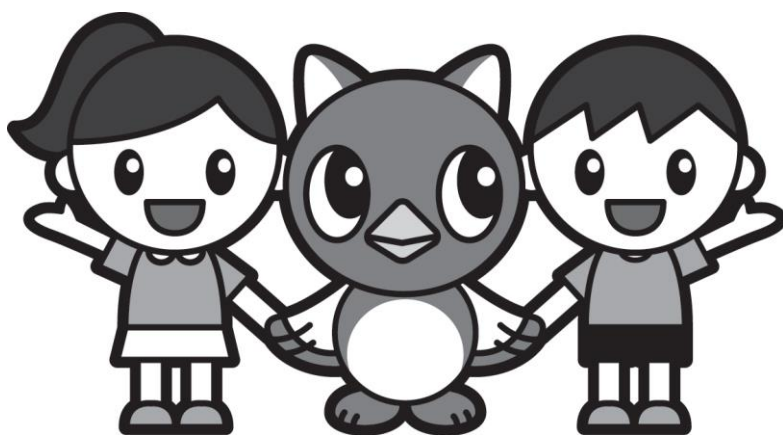
8. 保健事業

(1) 特定健康診査・特定保健指導の状況	83
(2) 短期人間ドック利用状況	83
(3) 疾病大分類統計	84
(4) 疾病分類別件数及び点数の状況	86
(5) 医療費通知実施状況	87
(6) 後発医薬品利用差額通知（ジェネリック差額通知）の状況	87
(7) 高額療養費資金貸付状況	88
(8) 出産費資金貸付状況	88

9. 国保財政

(1) 令和7年度国民健康保険事業特別会計決算の概要	89
(2) 令和7年度国民健康保険事業特別会計決算の状況	90

(3) 国民健康保険事業特別会計決算の推移	92
(4) 令和8年度国民健康保険事業特別会計予算の状況（当初予算）	94
(5) 国民健康保険事業財政調整基金の状況	96
(6) 診療報酬明細書点検調査実施結果の推移	97



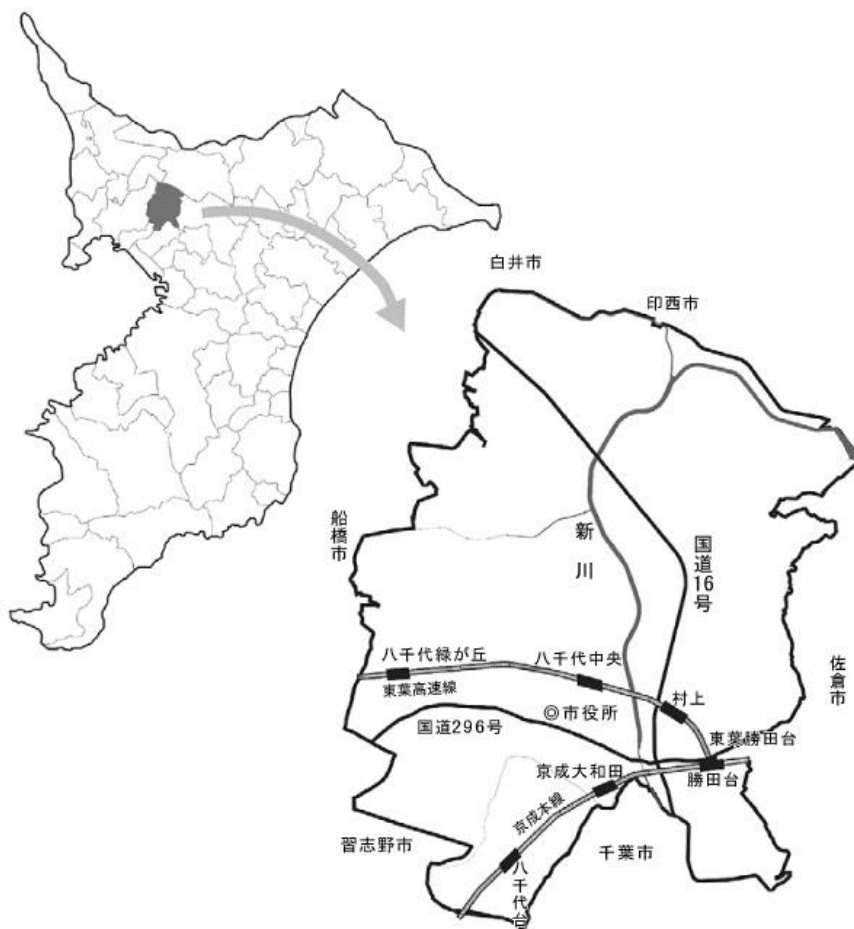
八千代市イメージキャラクター「やっち」

1. 八千代市の概要

(1) 位置及び地勢

千葉県北西部に位置し、千葉市中心部から北へ13km、船橋市から東へ11kmの所に位置しています。

地形は東西に8.1km、南北に10.2kmで、面積は51.39km²です。標高5mから30mのなだらかな起伏が続く台地が広がり、市域の中央を南北に新川（印旛放水路）が流れています。



(2) 市域の変遷

昭和29年1月15日	千葉郡大和田町と睦村が合併し、八千代町となる
4月1日	八千代町の一部が千葉郡幕張町に編入
9月1日	印旛郡阿蘇村と合併
31年11月1日	八千代町の一部が佐倉市に編入
40年12月1日	八千代町の一部が佐倉市に編入 佐倉市の一部が八千代町に編入
42年1月1日	千葉郡八千代町が八千代市となる
44年10月1日	佐倉市上志津の一部が八千代市に編入 八千代市勝田の一部が千葉市に編入 千葉市横戸町の一部が八千代市に編入
47年12月1日	千葉市横戸町の一部が八千代市に編入
50年4月1日	八千代市勝田台の一部が佐倉市に編入 佐倉市西志津の一部が八千代市に編入
平成13年6月1日	印西市船尾の一部が八千代市に編入 八千代市佐山の一部が印西市に編入
24年1月1日	印西市船尾の一部が八千代市に編入 八千代市堀の内の一部が印西市に編入

（３）沿革

八千代市は、都心から31km、千葉市中心部から13kmという至近距離に位置しながら、印旛沼と新川周辺に広がる田園と山林を背景とする恵まれた自然環境を残しています。

歴史を遡ると、江戸時代には江戸と佐倉、成田を結ぶ成田街道沿いにある大和田、萱田は宿場町として繁栄しました。その後、明治22年の市町村制の施行によって、大和田村（明治24年に町制施行）、睦村、阿蘇村が誕生し、大正15年の京成電鉄本線の開通によって大和田駅ができると、駅周辺を中心に市街地が形成されて、まちの核ができました。

昭和29年には、町村合併促進法によって大和田町、睦村、阿蘇村が合併して八千代町が誕生しました。八千代という名は、八千代町誕生の際に、千代に八千代にという思いから、永遠の繁栄を祈って公募より付けられました。

純農村的なまちであった本市も、昭和30年代に入ると日本住宅公団（現独立行政法人都市再生機構）や千葉県住宅協会（現千葉県住宅供給公社）による八千代台団地の造成を契機として、市域の南部を中心に大規模な住宅開発が進められ人口の増加が始まりました。

その後、八千代台地区を中心とした人口の急増を背景に、地方自治法の特例の適用を受けて昭和42年1月1日に、人口41,574人で市制を施行し、「緑と健康に満ちた人間性あふれる田園都市」の建設を目標に市政の第一歩を踏み出しました。

市制施行後も、昭和43年の千葉県住宅供給公社による勝田台団地の造成を初めに、日本住宅公団の米本団地（45年）、高津団地（47年）、村上団地（51年）と中高層の住宅団地が相次いで造成されたことにより、本市の人口は急速な伸びを示しました。

産業面においても、昭和40年代に入ると高度経済成長を背景とした設備投資の増大と京葉臨海工業地帯の建設に関連して、大和田新田に八千代工業団地が造成されました。その後、上高野と吉橋にも内陸工業団地が造成され、本市は第2次産業都市としての性格を併せ持った都市になりました。

近年では、平成8年に開通した東葉高速鉄道沿線の宅地開発等により人口が増加し続け、令和2年3月末に20万人を超えました。

このような中で、本市は令和3年度から第5次総合計画によるまちづくりを進めており、将来都市像である「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」の実現を目指しています。

2. 国民健康保険のあゆみ

(1) 八千代市国民健康保険のあゆみ

年 月 日	事 項
S13. 4. 1	国民健康保険法公布。 (法律第60号。昭和13年7月1日から施行) 原則として任意加入制をとって実施される。
S24. 9. 1	千葉郡睦村において公営事業を開始。
S26. 3. 31	国民健康保険税創設。地方税法改正。 (法律第95号。公布の日から施行。昭和26年度分の地方税から適用)
S29. 1. 15	千葉郡大和田町と睦村が合併し、八千代町となる。旧睦村のみ一部実施。
9. 1	印旛郡阿蘇村と合併。旧睦村、旧阿蘇村のみ一部実施。
S33. 8. 1	旧大和田町の実施により全町施行。
12. 27	国民健康保険法公布。 (法律第192号。昭和34年1月1日から施行) 国民皆保険体制を整備するため、国民健康保険法(昭和13年法律第60号)の全文が改正される。
S36. 4. 1	国民健康保険が全国に普及し、国民皆保険が達成される。
S38. 10. 1	国民健康保険の世帯主に7割給付が実施される。
S42. 1. 1	千葉郡八千代町が八千代市となる。
4. 1	永住許可韓国国民に対し、国民健康保険の適用が開始される。
S43. 1. 1	国民健康保険の全世帯員に7割給付が実施される。
3. 26	八千代市国民健康保険条例公布。 (八千代市条例第23号。昭和43年4月1日から施行) 被保険者である市民の健康の保持増進、疾病の予防等を促進させ保険給付の合理化を図るため、八千代市国民健康保険条例(昭和34年八千代市条例第5号)を廃止し、新規に条例を制定する。
S46. 7. 1	国民健康保険税の賦課限度額を50,000円から80,000円に引き上げる。 (八千代市条例第29号。公布の日から施行。昭和46年4月1日から適用)
7. 16	助産費1件当たり支給額を3,000円から10,000円に引き上げる。 (八千代市条例第36号。公布の日から施行。昭和46年9月1日から適用)
S48. 1. 1	老人医療費支給制度が実施される。
S49. 6. 17	国民健康保険税の賦課限度額を120,000円に引き上げる。 (八千代市条例第21号。公布の日から施行。昭和49年度分の国民健康保険税から適用)

年 月 日	事 項
S 50. 4. 1	助産費 1 件当たり支給額を20,000円に引き上げる。 育児手当金 1 件当たり支給額を1,800円から3,000円に引き上げる。 葬祭費 1 件当たり支給額を3,000円から10,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 2 0 号。公布の日から施行)
10. 1	国民健康保険の高額療養費を法定給付化。(自己負担限度額30,000円)
12. 26	外国人登録者全員に八千代市国民健康保険を適用。
S 51. 7. 1	国民健康保険税の賦課限度額を150,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 2 5 号。公布の日から施行。昭和51年度分の国民健康保険税から適用)
7. 27	高額療養費の自己負担限度額が39,000円に引き上げられる。 (政令第 2 0 1 号。昭和51年 8 月 1 日から施行)
S 52. 4. 1	助産費 1 件当たり支給額を40,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 1 0 号。公布の日から施行) 八千代市高額療養費貸付規則公布。 (八千代市規則 7 号。公布の日から施行)
6. 27	国民健康保険税の賦課限度額を170,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 1 7 号。公布の日から施行。昭和52年度分の国民健康保険税から適用)
S 53. 3. 31	助産費 1 件当たり支給額を60,000円に引き上げる。 育児手当金 1 件当たり支給額を5,000円に引き上げる。 葬祭費 1 件当たり支給額を20,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 8 号。昭和53年 4 月 1 日から施行)
6. 23	国民健康保険税の賦課限度額を190,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 1 5 号。公布の日から施行。昭和53年度分の国民健康保険税から適用)
S 54. 3. 30	助産費 1 件当たり支給額を70,000円に引き上げる。 葬祭費 1 件当たり支給額を30,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 1 2 号。昭和54年 4 月 1 日から施行)
6. 29	国民健康保険税の賦課限度額を220,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 1 5 号。公布の日から施行。昭和54年度分の国民健康保険税から適用)
S 55. 3. 31	助産費 1 件当たり支給額を80,000円に引き上げる。 葬祭費 1 件当たり支給額を40,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 1 4 号。昭和55年 4 月 1 日から施行)
7. 14	国民健康保険税の賦課限度額を240,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 2 4 号。公布の日から施行。昭和55年度分の国民健康保険税から適用)

年 月 日	事 項
S 56. 3. 30	助産費 1 件当たり支給額を100,000円に引き上げる。 葬祭費 1 件当たり支給額を50,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 8 号。昭和56年 4 月 1 日から施行)
6. 24	国民健康保険税の賦課限度額を260,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 1 4 号。公布の日から施行。昭和56年度分の国民健康保険税から適用)
S 57. 3. 30	助産費 1 件当たり支給額を120,000円に引き上げる。 葬祭費 1 件当たり支給額を60,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 7 号。昭和57年 4 月 1 日から施行)
6. 25	国民健康保険税の賦課限度額を270,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 1 5 号。公布の日から施行。昭和57年度以後の年度分の国民健康保険税について適用)
8. 17	老人保健法公布。 (法律第 8 0 号。昭和58年 2 月 1 日から施行)
8. 24	高額療養費の自己負担限度額が45,000円に引き上げられる。(老人, 低所得者世帯は据え置き) (政令第 2 3 2 号。昭和57年 9 月 1 日から施行)
S 58. 1. 21	高額療養費の自己負担限度額が51,000円に引き上げられる。(老人, 低所得者世帯は据え置き) (政令第 6 号。昭和58年 2 月 1 日から施行)
2. 1	老人保健法施行により, 老人医療費が拠出金に変更。
3. 30	助産費 1 件当たり支給額を140,000円に引き上げる。 葬祭費 1 件当たり支給額を70,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 8 号。昭和58年 4 月 1 日から施行)
7. 13	国民健康保険税の賦課限度額を280,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 1 2 号。公布の日から施行。昭和58年度以後の年度分の国民健康保険税について適用)
S 59. 6. 29	国民健康保険税の賦課限度額を350,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 1 5 号。公布の日から施行。昭和59年度以後の年度分の国民健康保険税について適用)
10. 1	退職者医療制度創設。 高額療養費制度改正により, 世帯合算, 多数該当, 長期疾病が創設され, 自己負担を軽減。併せて, 低所得者世帯の自己負担限度額が30,000円に引き下げられる。
S 60. 4. 1	千葉県国民健康保険団体連合会において, 高額医療費共同事業を開始。
S 61. 2. 17	レセプト点検業務について, 医療事務経験者を採用し, 保険者縦覧点検の強化を図る。

年 月 日	事 項
S 61. 3. 28	八千代市高額療養費貸付規則公布。 (八千代市規則第 3 号。公布の日から施行) 八千代市高額療養費貸付規則 (昭和52年八千代市規則第 7 号) 廃止。
4. 30	高額療養費の自己負担限度額が54,000円に引き上げられる。(低所得者世帯は据え置き) (政令第 1 3 5 号。昭和61年 5 月 1 日から施行)
6. 20	国民健康保険税の賦課限度額を370,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 1 4 号。公布の日から施行。昭和61年度以後の年度分の国民健康保険税について適用)
12. 22	老人保健法改正。 (法律第 1 0 6 号。昭和62年 1 月 1 日から施行) 一部負担金を入院外は 1 か月400円から800円, 入院は 1 日300円 (ただし, 2 か月限度) から400円に引き上げ, 加入者按分率を44.7%から昭和61年度 80%, 昭和62年度から平成元年度まで90%, 平成 2 年度から100%とする。
S 62. 6. 30	国民健康保険税の賦課限度額を390,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 1 5 号。公布の日から施行。昭和62年度以後の年度分の国民健康保険税について適用)
S 63. 4. 1	千葉県国民健康保険団体連合会の保険者事務電算共同事業に加入し, 事務の省力化と合理化を図る。
6. 27	国民健康保険税の賦課限度額を400,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 1 0 号。公布の日から施行。昭和63年度以後の年度分の国民健康保険税について適用)
H 元. 5. 31	高額療養費の自己負担限度額が57,000円に引き上げられる。(低所得者世帯は31,800円) (政令第 1 6 1 号。平成元年 6 月 1 日から施行)
6. 28	国民健康保険税の賦課限度額を420,000円に引き上げる。 (八千代市条例第 2 5 号。公布の日から施行。平成元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用)
H 2. 9. 20	八千代市国民健康保険事業財政調整基金条例公布。 (八千代市条例第 1 1 号。公布の日から施行)
H 3. 3. 22	八千代市国民健康保険被保険者資格職権消除及び職権回復事務処理要領制定。 (平成 3 年 4 月 1 日から施行)
3. 25	助産費 1 件当たり支給額を170,000円に引き上げる。 育児手当金を廃止。 (八千代市条例第 1 0 号。平成 3 年 4 月 1 日から施行) 八千代市国民健康保険規則公布。 (八千代市規則第 4 号。平成 3 年 4 月 1 日から施行) 八千代市国民健康保険条例施行規則 (昭和43年八千代市規則第 7 号) 廃止。 八千代市国民健康保険運営協議会会議規則 (昭和33年八千代市規則第 4 号) 廃止。

年 月 日	事 項
H 3. 3. 30	八千代市国民健康保険運営協議会公印取扱規程制定。 (平成 3 年 4 月 1 日から施行)
4. 1	被保険者証の有効期間を 2 年から 1 年に変更。
4. 26	高額療養費の自己負担限度額が 60,000 円に引き上げられる。(低所得者世帯は 33,600 円) (政令第 148 号。平成 3 年 5 月 1 日から施行)
6. 27	国民健康保険税の賦課限度額を 440,000 円に引き上げる。 (八千代市条例第 15 号。公布の日から施行。平成 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用)
10. 4	老人保健法改正。 (法律第 89 号。平成 4 年 1 月 1 日から施行) 一部負担金を入院外は 1 か月 800 円から 900 円、入院は 1 日 400 円(ただし、2 か月限度)から 600 円に引き上げる。 更に、平成 5 年度及び 6 年度の一部負担金を入院外は 1 か月 1,000 円、入院は 1 日 700 円に引き上げ、平成 7 年度以降は総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数の伸び率を指標として改定する措置が決定される。
H 4. 3. 19	助産費 1 件当たり支給額を 240,000 円に引き上げる。 (八千代市条例第 12 号。平成 4 年 4 月 1 日から施行)
5. 1	柔道整復施術師に係る療養費支払い事務を千葉県国民健康保険団体連合会に委託。
6. 19	国民健康保険税の賦課限度額を 460,000 円に引き上げる。 (八千代市条例第 17 号。公布の日から施行。平成 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用)
H 5. 3. 16	国民健康保険税の賦課方式を変更(資産割を廃止して 4 方式から 3 方式へ変更)し、均等割額を 7,600 円から 13,900 円、平等割額を 8,900 円から 13,100 円に改定。 (八千代市条例第 7 号。公布の日から施行。平成 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用)
3. 31	八千代市国民健康保険税減免取扱要領制定。 (平成 5 年 4 月 1 日から施行。平成 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用) 八千代市国民健康保険税減免取扱要領(昭和 62 年 4 月 1 日から施行)廃止。
4. 1	八千代市国民健康保険短期人間ドック事業の利用に関する助成要綱制定。 (八千代市告示第 32 号。公布の日から施行)
4. 7	高額療養費の自己負担限度額が 63,000 円に引き上げられる。(低所得者世帯は 35,400 円) (政令第 143 号。平成 5 年 5 月 1 日から施行)

年 月 日	事 項
H 5 . 6 . 22	国民健康保険税の賦課限度額を500,000円に引き上げる。 (八千代市条例第18号。公布の日から施行。平成5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用)
H 6 . 6 . 30	八千代市国民健康保険居所不明被保険者に係る資格喪失確認の事務処理要領制定。 (平成6年7月1日から施行) 八千代市国民健康保険被保険者資格職権消除及び職権回復事務処理要領(平成3年4月1日から施行)廃止。
9 . 27	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第18号。平成6年10月1日から施行) 健康保険法等の一部改正(法律第56号)に伴い、条例を一部改正する。 1 助産費を出産育児一時金に改め、支給額を300,000円に引き上げる。 2 療養取扱機関、国民健康保険医等を廃止し、保険医療機関、保険医等に統合される。 3 指定訪問看護事業について、療養の給付費とされる。 4 付添看護・介護に係る給付について、療養の給付費とされる。 5 移送に係る給付について、移送費として現金給付化される。 6 入院時食事療養費の創設。平成8年9月30日までの間、一般の患者は1日600円、低所得者は450円とし、90日を超える者については300円の一部負担金を支払うことが定められる。
11 . 22	八千代市国民健康保険条例公布。 (八千代市条例第20号。平成7年4月1日から施行) 社会経済情勢の変化に伴い、保険税制度から保険料制度に変更し、納付環境の整備等を図るため、八千代市国民健康保険税条例(昭和33年八千代市条例第8号)及び八千代市国民健康保険条例(昭和43年八千代市条例第23号)を廃止し、新規に条例を制定する。
12 . 1	八千代市国民健康保険規則公布。 (八千代市規則第40号。平成7年4月1日から施行) 八千代市国民健康保険税条例施行規則(昭和33年八千代市規則第2号)及び八千代市国民健康保険規則(平成3年八千代市規則第4号)を廃止し、新規に規則を制定する。
H 7 . 3 . 13	八千代市国民健康保険料徴収猶予取扱要領制定。 (平成7年4月1日から施行) 八千代市国民健康保険料滞納者取扱要領制定。 (平成7年4月1日から施行)
3 . 17	八千代市国民健康保険料減免取扱要領制定。 (平成7年4月1日から施行)
3 . 31	国民健康保険法の一部改正により、同法第116条の2に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神病院への入院措置及び結核予防法(昭和26年法律第96号)による結核療養所への入所命令に係る住所地主義の特例」が創設される。 (法律第53号。平成7年7月1日から施行)
6 . 1	国民健康保険料制度への移行に伴い、納付環境の拡大と収納率向上対策の一環として、八千代市国民健康保険料収納員を採用。

年 月 日	事 項
H 7. 7. 1	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 7 年 6 月 26 日厚生省令第 3 8 号）が公布され、「国民健康保険法施行規則第 5 条の 4、第 2 7 条の 1 3 及び第 2 7 条の 1 5」が改正されたことにより、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律並びに結核予防法の公費負担制度について、公費優先としてきたところを、平成 7 年 7 月診療分から保険優先の仕組みに改められた。
H 8. 5. 17	高額療養費の自己負担限度額が 63,600 円に引き上げられる。（低所得者世帯は据え置き） （政令第 1 4 8 号。平成 8 年 6 月 1 日から施行）
5. 24	国民健康保険料の賦課限度額を 520,000 円に引き上げる。 （八千代市条例第 1 0 号。公布の日から施行。平成 8 年度以後の年度分の国民健康保険料について適用）
7. 31	入院時食事療養費の標準負担額が一般分は 600 円から 760 円、低所得者分（3 か月までの入院）は 450 円から 650 円、低所得者分（4 か月目以降の入院）は 300 円から 500 円に改定される。 （厚生省告示第 2 0 3 号。平成 8 年 10 月 1 日から適用）
12. 25	国民健康保険料の所得割を 100 分の 6.1、均等割額を 15,600 円、平等割額を 15,000 円に改定。 （八千代市条例第 1 9 号。平成 9 年 4 月 1 日から施行。平成 9 年度以後の年度分の国民健康保険料について適用）
H 9. 4. 1	国民健康保険料の未納者対策として、短期保険証を交付。
6. 20	国民健康保険法の一部改正。 （法律第 9 4 号。平成 9 年 9 月 1 日から施行） 外来薬剤の一部負担金（6 歳未満の者は免除）を、内服薬の投薬ごとに 1 日分につき 1 種類は 0 円、2 ～ 3 種類は 30 円、4 ～ 5 種類は 60 円、6 種類以上は 100 円、外用薬の投薬ごとに 1 種類は 50 円、2 種類は 100 円、3 種類以上は 150 円、頓服薬の投薬ごとに 1 種類につき 10 円とする。 老人保健法の一部改正。 （法律第 9 4 号。平成 9 年 9 月 1 日から施行） 一部負担金を入院外は 1 か月 1,020 円から 1 日 500 円を月 4 回まで、平成 11 年度以降は 1 日当たり医療費の伸びに応じて 2 年に 1 回スライド。入院は 1 日 710 円から平成 9 年度 1,000 円、10 年度 1,100 円、11 年度 1,200 円（低所得者は 1 日 500 円）、平成 13 年度以降は 1 日当たり医療費の伸びに応じて 2 年に 1 回スライド。（外来薬剤の一部負担金は、低所得者は免除）
6. 25	診療報酬明細書等の被保険者への開示。 （厚生省老人保健福祉局長、厚生省保険局長、社会保険庁運営部長通知）
10. 1	平成 9 年 4 月 1 日に短期保険証を交付した者のうち、納付等のない者に対し、資格証明書を交付。
12. 24	国民健康保険料の賦課限度額を 530,000 円に引き上げる。 （八千代市条例第 4 0 号。平成 10 年 4 月 1 日から施行。平成 10 年度以後の年度分の国民健康保険料について適用）

年 月 日	事 項
H10. 3. 25	国民健康保険料の均等割額を17,500円, 平等割額を16,900円に改定。 (八千代市条例第14号。平成10年4月1日から施行。平成10年度以後の年度分の国民健康保険料について適用)
H11. 3. 24	国民健康保険料の所得割を100分の6.2, 均等割額を19,500円, 平等割額を19,000円に改定。 (八千代市条例第7号。平成11年4月1日から施行。平成11年度以後の年度分の国民健康保険料について適用)
H12. 3. 24	国民健康保険料(医療分)の所得割を100分の6.94, 均等割額を21,200円, 平等割額を20,700円に改定。国民健康保険料(介護分)の所得割を100分の0.87, 均等割額を9,000円と制定。 (八千代市条例第11号。平成12年4月1日から施行。平成12年度以後の年度分の国民健康保険料について適用)
H13. 1. 1	高額療養費の自己負担限度額について, 一般・低所得者の区分に加え, 上位所得者に係る新たな区分を設けた他, 一般・上位所得者の自己負担限度額について改定を行った。 海外における疾病等が保険給付の対象となる。 入院時食事療養費の標準負担額が一般分は760円から780円に改定される。 (低所得者分は据え置き)
12. 27	八千代市国民健康保険出産費資金貸付条例公布。 (八千代市条例第22号。平成14年1月1日から施行) 八千代市国民健康保険出産費資金貸付条例施行規則公布。 (八千代市規則第29号。平成14年1月1日から施行)
H14. 8. 2	国民健康保険法の一部改正。 (法律第102号) (平成14年10月1日から施行分) 1 一部負担金の見直し (1) 3歳未満の乳幼児の一部負担金の割合が2割となる。 (2) 70歳以上(老人医療受給対象年齢前)の一部負担金の割合が1割(一定以上所得者は2割)となる。 2 高額療養費の見直し (1) 70歳未満の自己負担限度額について, 一般・上位所得者の限度額改定を行った他, 世帯合算の合算対象基準額及び多数該当(4回目以降)の自己負担限度額の改定を行った。 (2) 70歳以上の自己負担限度額について, 入院・外来について所得区分ごとに限度額の改定を行った。 3 退職被保険者等に係る老人医療費拠出金は, 退職者医療制度で全額を負担する。 (平成15年4月1日から施行分) 1 一部負担金の見直し (1) 退職被保険者とその被扶養者の一部負担金の割合が3割となる。これに伴い, 退職被保険者の特例療養費が廃止となる。 (2) 外来薬剤の一部負担金が廃止となる。

年 月 日	事 項
	2 高額療養費の見直し 70歳未満の自己負担限度額について、一般・上位所得者の限度額改定を行った。 地方税法の一部改正。 (法律第102号。平成14年10月1日から施行) 保険料の所得割額の算定方法の見直しが行われ、青色専従者等控除・長期譲渡所得等特別控除が適用され、給与所得特別控除・公的年金等特別控除が廃止される。 老人保健法の一部改正。 (法律第102号。平成14年10月1日から施行) 1 老人医療受給対象年齢、公費負担割合の見直し 老人医療の受給対象年齢が75歳以上に引き上げられる。ただし、平成14年9月30日に70歳以上の者(昭和7年9月30日以前生まれの者)については、引き続き老人医療受給対象者となる。 また、老人医療費拠出金の公費負担割合が5年間で50%まで引き上げられる。 2 一部負担金の見直し 一部負担金が医療費の1割(一定以上所得者は2割)となり、負担の上限、診療所での定額制が廃止される。 3 高額医療費の見直し 高額医療費が国民健康保険の70歳以上の者の高額療養費の場合と同様となる。 H14. 9. 30 八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第26号) 1 乳幼児及び前期高齢者の一部負担金の見直し 3歳未満の乳幼児の一部負担金の割合を2割、70歳以上の前期高齢者の一部負担金の割合を1割(一定以上所得者は2割)とする。 (平成14年10月1日から施行) 2 退職被保険者等の一部負担金の見直し 退職被保険者とその被扶養者の入院分の一部負担金の割合を2割から3割に改正する。 (平成15年4月1日から施行) 3 一般被保険者に係る基礎賦課総額の見直し 一般被保険者に係る基礎賦課総額から、老人保健医療費拠出金の納付に要する費用のうち退職被保険者に係る金額を控除する。 (平成14年10月1日から施行。平成15年度以後の年度分の国民健康保険料について適用) 4 保険料の所得割額の算定方法の見直し (1) 20,000円の給与所得特別控除の廃止 (2) 青色専従者給与及び事業専従者控除の規定を適用する。(ただし、保険料の減額の判定はこれまでどおり) (3) 170,000円の公的年金等特別控除の廃止 (4) 長期譲渡所得等特別控除を適用する。(ただし、保険料の減額の判定はこれまでどおり) (平成14年10月1日から施行。平成15年度以後の年度分の国民健康保険料について適用)

年 月 日	事 項
	5 保険料に関する申告が免除される者の規定の見直し 申告書の提出が免除される者の規定に、株式譲渡所得以外の所得がない者で、特定口座を開設している証券会社から上場株式等取引報告書が市に提出されている者を追加する。 (平成15年1月1日から施行。平成15年度以後の年度分の国民健康保険料について適用) 6 株式の譲渡損失の繰越控除 特定中小会社が発行した株式だけでなく、上場株式等に係る譲渡損失についても、3年間損失の繰越控除を行うことができるように改正。 (平成15年1月1日から施行。平成15年度以後の年度分の国民健康保険料について適用)
H15. 3. 27	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第7号。平成15年4月1日から施行) 一般被保険者に係る基礎賦課総額の見直し。 一般被保険者に係る基礎賦課総額から、保険基盤安定制度の保険者支援分として一般会計から繰り入れた金額と、高額医療費共同事業交付金の金額を控除し、高額医療費共同事業拠出金の2分の1相当額を加える。
4. 1	保険者支援制度の創設。 従来の保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定制度が拡充され、平成15年度から17年度の各年度において、低所得者の数に応じて保険料の一部を公費で負担する保険者支援制度が創設される。
12. 25	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第21号。平成16年4月1日から施行。平成16年度以後の年度分の国民健康保険料について適用) 国民健康保険料(医療分)の均等割額を22,200円、平等割額を20,700円に改定。
H16. 3. 25	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第10号。公布の日から施行) 1 保険料に関する申告が免除される者の規定の見直し 申告書の提出が免除されていた、株式譲渡所得以外の所得がない者で、特定口座を開設している証券会社から上場株式等取引報告書が市に提出されている者について、免除の規定を廃止。 (平成17年度以後の年度分の国民健康保険料について適用) 2 先物取引に係る雑所得等に係る保険料の算定の特例 平成16年1月1日以降の有価証券等先物取引に係る雑所得を保険料の所得割額算定の対象として総所得金額に加え、平成15年1月1日以後に生じた商品先物取引又は有価証券先物取引に係る損失について、翌年度以降3年間の繰越控除を認めるよう改正。 (平成16年度以後の年度分の国民健康保険料について適用)
4. 1	国民健康保険料のゆうちょ銀行での収納を開始。 国民健康保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始。
7. 1	八千代市国民健康保険料収納員に関する要領制定。 (公布の日から施行)

年 月 日	事 項
H16. 12. 24	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第26号。平成17年4月1日から施行。平成17年度以後の年度分の国民健康保険料について適用) 国民健康保険料(医療分)の均等割額を26,900円、平等割額を24,400円に改定。
H17. 3. 25	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第14号。公布の日から施行。平成17年度以後の年度分の国民健康保険料について適用) 分離長期譲渡所得に対する100万円の特別控除の廃止、分離長期譲渡所得及び短期譲渡所得の損益通算の廃止。
3. 30	八千代市国民健康保険短期人間ドック事業の利用に関する助成要綱の一部改正。 (八千代市告示第45号。平成17年4月1日から施行) 市が設定していた検査項目及び料金を医療機関が設定したもので受検することとし、助成対象費用の限度額を基本検査は72,000円、追加検査は58,000円として、検査に要した費用の8割を助成することとする。
6. 28	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第22号。公布の日から施行。平成17年度以後の年度分の国民健康保険料について適用) 平成17年国民健康保険法の改正(療養給付費等に対する国の定率負担を100分の40から100分の34に変更。新たに県調整交付金を創設)を受け、医療分の賦課総額及び介護納付金の賦課総額の規定を改正。
8. 1	被保険者証の更新を8月1日とし、短期保険証の有効期限を11月30日までとして、その間の納付状況により資格証明書、短期保険証の継続又は一般への切り替えを行うこととする。
H18. 2. 1	八千代市国民健康保険外国人被保険者に係る資格喪失の事務処理要領制定。 (公布の日から施行)
3. 28	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第16号。平成18年4月1日から施行。平成18年度以後の年度分の国民健康保険料について適用) 国民健康保険料(医療分)の均等割額を28,000円、平等割額を25,000円に改定。
6. 21	国民健康保険法の一部改正。 (法律第83号。平成18年10月1日から施行) 高額療養費の見直し (1) 70歳未満の自己負担限度額について、一般・上位所得者の限度額改定を行った他、世帯合算の合算対象基準額及び多数該当(4回目以降)の自己負担限度額の改定を行った。 また、人工透析患者のうち、上位所得者の自己負担限度額の改定を行なった。 (2) 70歳以上の自己負担限度額について、入院・外来について所得区分ごとに限度額の改定を行った。 (3) 70歳未満の人工透析患者のうち、上位所得者に限り、自己負担限度額を10,000円から20,000円に引き上げる。

年 月 日	事 項
H18. 9. 29	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第33号) 出産育児一時金の支給額を300,000円から350,000円とし、70歳以上の一定以上所得者の一部負担金の割合を2割から3割に改正。 (平成18年10月1日から施行) 葬祭費の支給額を70,000円から50,000円に改定。 (平成19年4月1日から施行)
H19. 3. 27	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第12号。平成19年4月1日から施行。平成19年度以後の年度分の国民健康保険料について適用) 国民健康保険料(介護分)の所得割を100分の0.87から100分の1.3, 均等割を9,000円から10,900円, 賦課限度額を70,000円から90,000円に改定。
H20. 1. 18	所得税・市県民税申告用に国民健康保険料納付済確認書の一斉送付を開始。
3. 25	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第11号。平成20年4月1日から施行。平成20年度以後の年度分の国民健康保険料について適用) 1 後期高齢者支援金等賦課総額の創設に伴う保険料率の改定 医療分の所得割を100分の7.6から100分の5.97, 均等割額を28,000円から27,100円, 平等割額を25,000円から26,300円に改定し, 新たに支援分の所得割を100分の1.4, 均等割額を6,200円, 平等割額を6,100円とする。 また, 医療分の賦課限度額を530,000円から470,000円に改定し, 支援分の賦課限度額を120,000円とする。 2 3歳未満の乳幼児の一部負担金の割合2割を小学校就学前まで延長 3 70歳以上75歳未満で現役並み所得者以外の一部負担金の割合を1割から2割に引き上げ 4 40歳以上の生活習慣病の予防を主目的とした特定健康診査の義務づけ
4. 1	八千代市国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免取扱要領制定。 (公布の日から施行)
12. 24	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第30号。平成21年1月1日から施行) 産科医療補償制度の導入に伴い, 分娩者が負担する保険料を出産育児一時金に上乗せし, 350,000円から380,000円に改定。
H21. 3. 26	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第8号。平成21年4月1日から施行。平成21年度以後の年度分の国民健康保険料について適用) 国民健康保険料(介護分)の賦課限度額を90,000円から100,000円に改定。
3. 30	八千代市国民健康保険短期人間ドック事業の利用に関する助成要綱の一部改正。 (八千代市告示第99号。平成21年4月1日から施行) 人間ドックと特定健康診査を同時実施とし, 助成対象費用の限度額を42,000円に引き下げ, 検査に要した費用の7割(人間ドック実施年度の4月1日時点で40歳の被保険者については9割)を助成することとする。

年 月 日	事 項
H21. 10. 1	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 （八千代市条例第25号。公布の日から施行） 緊急の少子化対策として、平成21年10月1日から23年3月31日までの間に出生したときに支給する出産育児一時金の額を暫定的に350,000円から390,000円（産科医療補償制度加入分娩機関で分娩した場合は380,000円から420,000円）に改定。
H22. 3. 1	はがき様式の口座振替申込書による口座振替加入促進を開始。
3. 26	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 （八千代市条例第8号。平成22年4月1日から施行。平成22年度以後の年度分の国民健康保険料について適用） 1 地方税法の改正に伴う国民健康保険料の算定方法の改正 (1) 上場株式等の配当所得の申告分離課税の創設 平成21年1月1日以降の上場株式等の配当所得について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができる規定が創設。 (2) 上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算の特例の創設 平成21年1月1日以降の上場株式等の譲渡所得等に計算上生じた損失や3年以内に生じた上場株式等譲渡所得の損失があるとき、これらの損失について、上場株式等の配当所得の金額から控除できる規定が創設。 (3) 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設 平成21年1月1日から22年3月31日までの間に取得した土地で、その年の1月1日において所有期間が5年度を超えるものの譲渡をした場合、その譲渡益から最高1千万円が控除される規定が創設。 2 被扶養者であった者の保険料の軽減（条例減免）の延長 被保険者本人の後期高齢者医療制度への移行に伴い、その被扶養者が国民健康保険の被保険者となった場合、保険料の減免が資格取得日の属する月以後2年間から、当分の間に改正。
3. 31	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 （八千代市条例第10号。平成22年4月1日から施行。平成22年度以後の年度分の国民健康保険料について適用） 国民健康保険料（医療分）の賦課限度額を470,000円から500,000円、国民健康保険料（支援分）の賦課限度額を120,000円から130,000円に改定。 非自発的失業者（特例対象被保険者）等の保険料が離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度まで軽減される。
H23. 3. 31	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 （八千代市条例第10号。平成23年4月1日から施行。平成23年度以後の年度分の国民健康保険料について適用） 国民健康保険料（医療分）の賦課限度額を500,000円から510,000円、国民健康保険料（支援分）の賦課限度額を130,000円から140,000円、国民健康保険料（介護分）の賦課限度額を100,000円から120,000円に改定。 緊急の少子化対策として、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額を恒久化し、350,000円から390,000円（産科医療補償制度加入分娩機関で分娩した場合は380,000円から420,000円）に改定。

年 月 日	事 項
H23. 4. 1	八千代市国民健康保険出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度実施要領制定。 (公布の日から施行) 八千代市国民健康保険出産育児一時金の受取代理制度実施要領制定。 (公布の日から施行)
9. 29	八千代市国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予取扱要領制定。 (平成23年10月 1 日から施行)
H24. 4. 1	国民健康保険法施行令の一部改正。 (政令第327号。平成24年 4 月 1 日から施行)
1	高額療養費の外来診療の現物給付化 高額な薬剤費等がかかる患者の負担を軽減するため、従来の入院療養に加え、外来療養についても高額療養費の現物給付化を導入。
2	調整控除の創設 平成24年度分から地方税における扶養控除の見直しに伴い、70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の判定にあたり、調整控除が創設された。
7. 9	住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。平成24年 7 月 9 日から施行）及び、出入国管理及び難民認定法及び、日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。平成24年 7 月 9 日から施行）の施行に伴い、国民健康保険被保険者となる外国人住民の取扱いについて変更が行われた。
H25. 3. 26	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第11号。平成25年 4 月 1 日から施行。平成25年度以後の年度分の国民健康保険料について適用)
1	特定同一世帯に係る軽減特例措置の延長等
(1)	特定同一世帯の被保険者の保険料について、既に講じられている移行後5年目までの世帯別平等割額の2分の1の軽減措置に加え、5年目から8年目までの間においても4分の1の軽減措置が講じられた。
(2)	国民健康保険料の軽減措置に係る基準額について、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後5年目までの間に限るとされていた措置が、期限を区切らない恒久措置とされた。
2	暫定措置の延長 医療に要する費用を市町村が共同で負担する、保険財政共同安定化事業の暫定措置が平成25年度から平成26年度まで延長された。
9. 30	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第19号。平成26年 1 月 1 日から施行) 地方税法の改正に伴う国民健康保険料の延滞金の算定方法の改正。
12. 13	八千代市国民健康保険規則の一部改正。 (八千代市規則第39号。平成26年 1 月 1 日から施行) 地方税法の改正に伴う国民健康保険料の延滞金の算定方法の改正。

年 月 日	事 項
H26. 3. 14	八千代市国民健康保険規則の一部改正。 （八千代市規則第7号。公布の日から施行） 普通徴収に係る国民健康保険料の納付は原則口座振替の方法により行うものとした。 八千代市国民健康保険短期人間ドック事業の利用に関する助成要綱の一部改正。 （八千代市告示第37号。平成26年4月1日から施行） 1 人間ドックとがん検診の併用を可能とする。 2 助成対象費用の上限設定（42,000円）を廃止し、助成額の上限を定める。 35歳以上40歳未満は35,000円、40歳以上は15,000円とする。 3 きっかけ検診を廃止し、年代別に異なる自己負担割合を設定する。自己負担割合は、35歳以上60歳未満は2割負担、60歳以上は3割負担とする。
3. 25	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 （八千代市条例第15号。平成26年4月1日から施行。平成26年度以後の年度分の国民健康保険料について適用） 国民健康保険料（支援分）の賦課限度額を140,000円から160,000円、国民健康保険料（介護分）の賦課限度額を120,000円から140,000円に改定。
4. 1	Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスを開始。
11. 19	国民健康保険法施行令の一部改正。 （政令第365号。平成27年1月1日から施行） 高額療養費の見直し 70歳未満の所得区分を3区分から5区分に細分化する改定を行った。
11. 28	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 （八千代市条例第39号。平成27年1月1日から施行） 出産育児一時金の支給額を390,000円から404,000円に改定。
12. 25	八千代市国民健康保険規則の一部改正。 （八千代市規則第35号。平成27年1月1日から施行。） 産科医療保障制度に加入する分娩機関での出産する場合、出産育児一時金の加算額を30,000円から16,000円に改定。
H27. 3. 31	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 （八千代市条例第20号。平成27年4月1日から施行。平成27年度以後の国民健康保険料について適用） 国民健康保険料（医療分）の賦課限度額を510,000円から520,000円、国民健康保険料（支援分）の所得割を1.40%から2.16%、均等割額を6,200円から8,800円、平等割額を6,100円から8,600円、賦課限度額を160,000円から170,000円、国民健康保険料（介護分）の所得割を1.30%から2.11%、均等割額を10,900円から16,600円、賦課限度額を140,000円から160,000円に改定。
4. 1	Web口座振替受付サービスを開始。
5. 29	国民健康保険法の一部改正。 （法律第31号。平成28年4月1日施行） 住民税課税世帯の食事療養標準負担額を260円から360円に引き上げ。 ただし、指定難病、小児慢性特定疾病の患者は据え置き。

年 月 日	事 項
H28. 3. 14	八千代市短期人間ドックの利用に係る助成に関する規則公布。 (八千代市規則第7号。平成28年4月1日施行) 八千代市国民健康保険短期人間ドック事業の利用に関する助成要綱(平成5年4月1日施行)廃止。 八千代市指定外医療機関における受検についても一律10,000円の助成対象とした。
3. 23	八千代市国民健康保険被保険者の健康維持・増進及び医療費適正化による医療費削減を図るため、第1期データヘルス計画を策定。
3. 24	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第14号。平成28年4月1日から施行。平成28年度以後の国民健康保険料について適用) 国民健康保険料(医療分)の賦課限度額を520,000円から540,000円、国民健康保険料(支援分)の賦課限度額を170,000円から190,000円に改定。
H29. 7. 28	国民健康保険法施行令の一部改正。 (政令第213号。平成29年8月1日から施行) 高額療養費の見直し 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額について、一般・現役並み所得者の限度額改定を行なった他、一般所得者における外来療養に係る年間上限額を定めた。
H30. 3. 23	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第13号。平成30年4月1日から施行。平成30年度以後の国民健康保険料について適用) 国民健康保険料(医療分)の賦課限度額を540,000円から580,000円に改定。
3. 28	八千代市国民健康保険被保険者の健康維持・増進及び医療費適正化による医療費削減を図るため、第2期データヘルス計画を策定。
4. 1	国民健康保険が広域化される。
7. 13	国民健康保険法施行令一部改正。 (政令第210号。平成30年8月1日から施行) 高額療養費及び高額介護合算療養費の見直し 1 70歳以上の高額療養費について、一般の限度額改定を行なった他、現役並み所得者の外来特例の廃止、区分の細分化、限度額改定を行なった。 2 70歳以上の高額介護合算療養費について、現役並み所得者の区分の細分化、限度額改定を行なった。
H31. 3. 25	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第21号。平成31年4月1日から施行。平成31年度以後の国民健康保険料について適用) 国民健康保険料(医療分)の賦課限度額を580,000円から610,000円に改定。

年 月 日	事 項
H31. 4. 1	八千代市国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免取扱要領の一部改正。 (平成31年4月1日から施行。平成31年度以降の国民健康保険料について適用) 応益割に係る減免の実施期間について、資格取得日の属する月以後「当分の間」から「2年を経過する月までの間に限る」に改正。
R 2. 3. 24	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第12号。令和2年4月1日から施行。令和2年度以後の国民健康保険料について適用) 国民健康保険料(医療分)の賦課限度額を610,000円から630,000円に改定、国民健康保険料(介護分)の賦課限度額を160,000円から170,000円に改定。
4. 27	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第13号。公布の日から施行。令和2年1月1日以降の被保険者に適用) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の創設。
5. 21	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第17号。公布の日から施行。) 延滞金の免除規定の追加及び減免申請期間の改正。
12. 24	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第34号。令和3年1月1日から施行。) 所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正により延滞金の算定の規定の文言を修正。
R 3. 3. 25	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第7号。公布の日から施行。) 1 被保険者に関する適用除外規定の見直しに伴う所要の改正。 2 令和2年度税制改正に伴う基礎賦課額の所得割額の算定における特別控除の追加。 3 平成30年度税制改正による給与所得控除、公的年金控除の見直しに伴う国民健康保険軽減判定基準額の改正。
9. 22	八千代市国民健康保険規則の一部改正。 (八千代市規則第34号。令和3年12月1日から施行。) 高額療養費の支給申請に関する規定の見直し 高額療養費に関する様式の見直し 八千代市国民健康保険高額療養費の支給申請手続の簡素化に関する要綱制定。(令和3年12月1日から施行。)
12. 24	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 (八千代市条例第27号。令和4年1月1日から施行。) 出産育児一時金の支給額を404,000円から408,000円に改定。 八千代市国民健康保険規則の一部改正。 (八千代市規則第42号。令和4年1月1日から施行。) 産科医療保障制度に加入する分娩機関で出産する場合、出産育児一時金の加

年 月 日	事 項
	算額を16,000円から12,000円に改定。
R 4. 3. 1	第2期八千代市保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価を実施。
3. 25	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 （八千代市条例第11号。令和4年4月1日から施行。令和4年度以後の国民健康保険料について適用）
1	世帯に属する未就学児である被保険者に係る世帯保険料賦課額の軽減措置の規定を創設。
2	国民健康保険料（医療分）の賦課限度額を630,000円から650,000円に改定、国民健康保険料（支援分）の賦課限度額を190,000円から200,000円に改定。
4. 1	スマートフォン決済アプリでの納付を開始。
12. 8	八千代市国民健康保険規則の一部改正。 （八千代市規則第40号。令和5年1月1日から施行。） 公金受取口座登録制度の開始に伴う様式の見直し
R 5. 3. 27	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 （八千代市条例第11号。令和5年4月1日から施行。令和5年度以後の出産及び国民健康保険料について適用）
1	出産育児一時金の支給額を408,000円から488,000円に改定。
2	国民健康保険料（支援分）の賦課限度額を200,000円から220,000円に改定。
3	低所得者に対する保険料の軽減措置の所得判定基準を改正。 （1）5割軽減：被保険者数に乗ずる金額を285,000円から290,000円に改定。 （2）2割軽減：被保険者数に乗ずる金額を520,000円から535,000円に改定。
12. 26	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 （八千代市条例第25号。令和6年1月1日から施行。令和6年1月以後の国民健康保険料について適用） 出産被保険者の産前産後期間が属する月分の所得割及び均等割保険料相当分を免除。
R 6. 3. 4	八千代市国民健康保険被保険者の健康維持・増進及び医療費適正化による医療費削減を図るため、第3期データヘルス計画を策定。
3. 26	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 （八千代市条例第11号。令和6年4月1日から施行。令和6年度以後の国民健康保険料について適用）
1	退職被保険者等の経過措置等に係る規定の削除。
2	国民健康保険料（支援分）の賦課限度額を220,000円から240,000円に改定。
3	低所得者に対する保険料の軽減措置の所得判定基準を改正。 （1）5割軽減：被保険者数に乗ずる金額を290,000円から295,000円に改定。 （2）2割軽減：被保険者数に乗ずる金額を535,000円から545,000円に改定。

年 月 日	事 項
R 6. 10. 1	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 （八千代市条例第 3 2 号。令和 6 年 1 2 月 2 日から施行。令和 6 年 1 2 月以後の期間に係る国民健康保険料について適用） 1 急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予期間について、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年に改正。 2 被保険者証の廃止に伴う所要の改正。 八千代市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部改正。 （八千代市条例第 3 3 号。令和 6 年 1 2 月 2 日から施行） 被保険者証の廃止に伴う所要の文言の修正。
R 7. 2. 10	八千代市短期人間ドックの利用に係る助成に関する規則の一部改正。 （八千代市規則第 2 号。令和 7 年 4 月 1 日から施行） 助成対象者の要件から国民健康保険の継続加入要件（国民健康保険に継続して 1 年以上加入していること）を削除。
3. 26	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 （八千代市条例第 1 4 号。令和 7 年 4 月 1 日から施行。令和 7 年度以後の国民健康保険料について適用） 1 国民健康保険料（医療分）の賦課限度額を 650,000 円から 660,000 円に改定、国民健康保険料（支援分）の賦課限度額を 240,000 円から 260,000 円に改定。 2 低所得者に対する保険料の軽減措置の所得判定基準を改正。 (1) 5割軽減：被保険者数に乗ずる金額を 295,000 円から 305,000 円に改定。 (2) 2割軽減：被保険者数に乗ずる金額を 545,000 円から 560,000 円に改定。
R 8. 3. 25	八千代市国民健康保険条例の一部改正。 （八千代市条例第 1 2 号。令和 8 年 4 月 1 日から施行。令和 8 年度以後の国民健康保険料について適用） 1 子ども・子育て支援納付金分の創設に伴う保険料率等の設定。 子ども・子育て支援納付金分について、所得割を 100 分の 0.27、均等割額を 1,800 円、18 歳以上均等割額を 100 円とする。 また、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額を 30,000 円とする。 2 国民健康保険料（医療分）の賦課限度額を 660,000 円から 670,000 円に改定。 3 低所得者に対する保険料の軽減措置の所得判定基準を改正。 (1) 5割軽減：被保険者数に乗ずる金額を 305,000 円から 310,000 円に改定。 (2) 2割軽減：被保険者数に乗ずる金額を 560,000 円から 570,000 円に改定。

(2) 医療費改定状況

年 月	事 項
昭和38年 9 月	診療報酬の地域差撤廃（平均6.2%引上げ）。
昭和40年 1 月	医療費の緊急是正（職権告示9.5%引上げ）。甲表の5%増し廃止。
11月	薬価基準4.5%引下げ。医療費3.0%引上げ。
昭和42年10月	薬価基準3.8%引下げ。
12月	医療費（医科7.68%・歯科12.65%）引上げ。
昭和43年 7 月	歯科医療費約2%引上げ。
昭和44年 1 月	薬価基準平均5.6%（医療費2.0%）引下げ。
昭和45年 2 月	医療費（医科8.77%・歯科9.73%・調剤6.7%）引上げ。
7 月	医療費（医科9.74%）引上げ。
8 月	薬価基準約3%（医療費1%）引下げ。
昭和47年 2 月	診療報酬13.7%引上げ。薬価基準3.9%（医療費1.7%）引下げ。
昭和49年 2 月	診療報酬（入院28.6%・外来12.2%・歯科9.5%）平均19.0%引上げ。 薬価基準3.4%（医療費1.5%）引下げ。
10月	診療報酬16.0%引上げ。
昭和50年 1 月	薬価基準0.7%引下げ。
昭和51年 4 月	医療費（入院12.1%・外来7.5%）平均9.0%引上げ。調剤料4.9%引上げ。
8 月	医療費（歯科9.6%）引上げ。
昭和53年 2 月	医療費（医科9.3%・歯科12.5%・調剤1.6%）平均11.6%引上げ。 薬価基準（医療費2.0%）引下げ。
昭和56年 6 月	医療費（医科8.4%・歯科5.9%・調剤3.8%）平均8.1%引上げ。 薬価基準18.6%（医療費6.1%）引下げ。
昭和58年 1 月	薬価基準4.9%（医療費1.5%）引下げ。
2 月	老人区分設定。
昭和59年 3 月	医療費（医科3.0%・歯科1.1%・調剤1.0%）平均2.8%引上げ。 薬価基準16.6%（医療費5.1%）引下げ。
昭和60年 3 月	医療費（医科3.5%・歯科2.5%・調剤0.2%）平均3.3%引上げ。 薬価基準6.0%（医療費1.9%），材料費0.2%引下げ。
昭和61年 4 月	医療費（医科2.5%・歯科1.5%・調剤0.3%）平均2.3%引上げ。 薬価基準5.1%（医療費1.5%），材料費0.1%引下げ。
昭和63年 4 月	医療費（医科3.8%・調剤1.7%）平均3.4%引上げ。 薬価基準10.2%（医療費2.9%）引下げ。
6 月	医療費（歯科）1.0%引上げ。歯科材料0.3%引下げ。

年 月	事 項
平成元年 4 月	医療費（医科0.8%・歯科0.32%・調剤1.5%）平均0.11%引上げ。 薬価基準2.4%（医療費0.65%）引上げ。
平成 2 年 4 月	医療費（医科4.0%・歯科1.4%・調剤1.9%）平均3.7%引上げ。 薬価基準9.2%（医療費2.7%）引下げ。
平成 4 年 4 月	医療費（医科5.4%・歯科2.7%・調剤1.9%）平均5.0%引上げ。 薬価基準8.1%（医療費2.4%），材料費0.1%引下げ。
平成 6 年 4 月	医療費（医科3.5%・歯科2.1%・調剤2.0%）平均3.3%引上げ。 薬価基準6.6%（材料価格等を含めて医療費換算2.1%）引下げ。
10 月	医療費（医科1.7%・歯科0.2%・調剤0.1%）平均1.5%引上げ。
平成 8 年 4 月	医療費（医科3.6%・歯科2.2%・調剤1.3%）平均3.4%引上げ。 薬価基準6.8%（医療費2.6%）引下げ。
平成 9 年 4 月	医療費（医科1.0%・歯科0.3%・調剤1.0%）平均0.9%引上げ。 薬価基準4.4%（医療費1.3%）引下げ。
平成10年 4 月	医療費（医科1.5%・歯科1.5%・調剤0.7%）平均1.5%引上げ。 薬価基準9.7%（医療費2.7%）引下げ。
平成 2 年 4 月	医療費（医科2.0%・歯科2.0%・調剤0.8%）平均1.9%引上げ。 薬価基準7.0%（医療費1.7%）引下げ。
平成14年 4 月	医療費（医科1.3%・歯科1.3%・調剤1.3%）平均1.3%引下げ。 薬価基準1.3%，材料費0.1%引下げ。
平成16年 4 月	薬価基準1.0%引下げ。
平成18年 4 月	診療報酬1.36%引下げ。薬価基準1.8%引下げ。
平成20年 4 月	診療報酬0.38%引上げ。薬価基準1.2%引下げ。
平成22年 4 月	診療報酬（医科1.74%・歯科2.09%・調剤0.52%）平均1.55%引上げ。 薬価基準1.23%，材料費0.13%引下げ。
平成24年 4 月	診療報酬（医科1.55%・歯科1.70%・調剤0.46%）平均1.38%引上げ。 薬価基準1.26%，材料費0.12%引下げ。
平成26年 4 月	診療報酬（医科0.82%・歯科0.99%・調剤0.22%）平均0.73%引上げ。 薬価基準0.58%，材料費0.05%引下げ。
平成28年 4 月	診療報酬（医科0.56%・歯科0.61%・調剤0.17%）平均0.49%引上げ。 薬価基準1.22%，材料費0.11%引下げ。
平成30年 4 月	診療報酬（医科0.63%・歯科0.69%・調剤0.19%）平均0.55%引上げ。 薬価基準1.65%，材料費0.09%引下げ。
令和元年10月	診療報酬（医科0.48%・歯科0.57%・調剤0.12%）平均0.41%引上げ。 薬価基準0.51%引下げ，材料費0.03%引上げ。

年 月	事 項
令和 2 年 4 月	診療報酬（医科0.53％・歯科0.59％・調剤0.16％）平均0.55％引上げ。 薬価基準0.99％引下げ，材料費0.02％引下げ。
令和 4 年 4 月	診療報酬（医科0.26％・歯科0.29％・調剤0.08％）平均0.43％引上げ。 薬価基準1.35％引下げ，材料費0.02％引下げ。
令和 6 年 4 月	薬価基準0.97％引下げ。
6 月	診療報酬（医科0.52％・歯科0.57％・調剤0.16％）平均0.46％引上げ。 材料費0.02％引下げ。

3. 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

(1) 委員構成

(令和8年3月31日現在)

区分	氏名	委嘱年月日	備考
被保険者を代表する委員 (4人)	安 藤 正 一	令和7年8月1日	
	仲 村 義 男	令和7年8月1日	
	仲 村 久美子	令和7年8月1日	
	秋 山 優 子	令和7年8月1日	
保険医又は保険薬剤師を 代表する委員 (4人)	寺 島 史 明	令和7年8月1日	医師
	藤 内 裕 一	令和7年8月1日	医師
	河 野 真 吾	令和7年8月1日	歯科医師
	松 本 孝 章	令和7年8月1日	薬剤師
公益を代表する委員 (4人)	○ 永 井 俊 秀	平成29年8月1日	元千葉県国民健康保険 団体連合会常務理事
	◎ 渋 谷 哲	令和元年8月1日	大学教授
	松 村 良 子	令和4年8月1日	社会保険労務士
	矢 代 雅 義	令和元年8月1日	税理士
被用者保険等保険者を 代表する委員 (1人)	青 柳 誠	令和7年5月23日	公立学校共済組合 千葉支部事務局長

◎：会長 ○：副会長

(現任期：令和7年8月1日～令和10年7月31日)

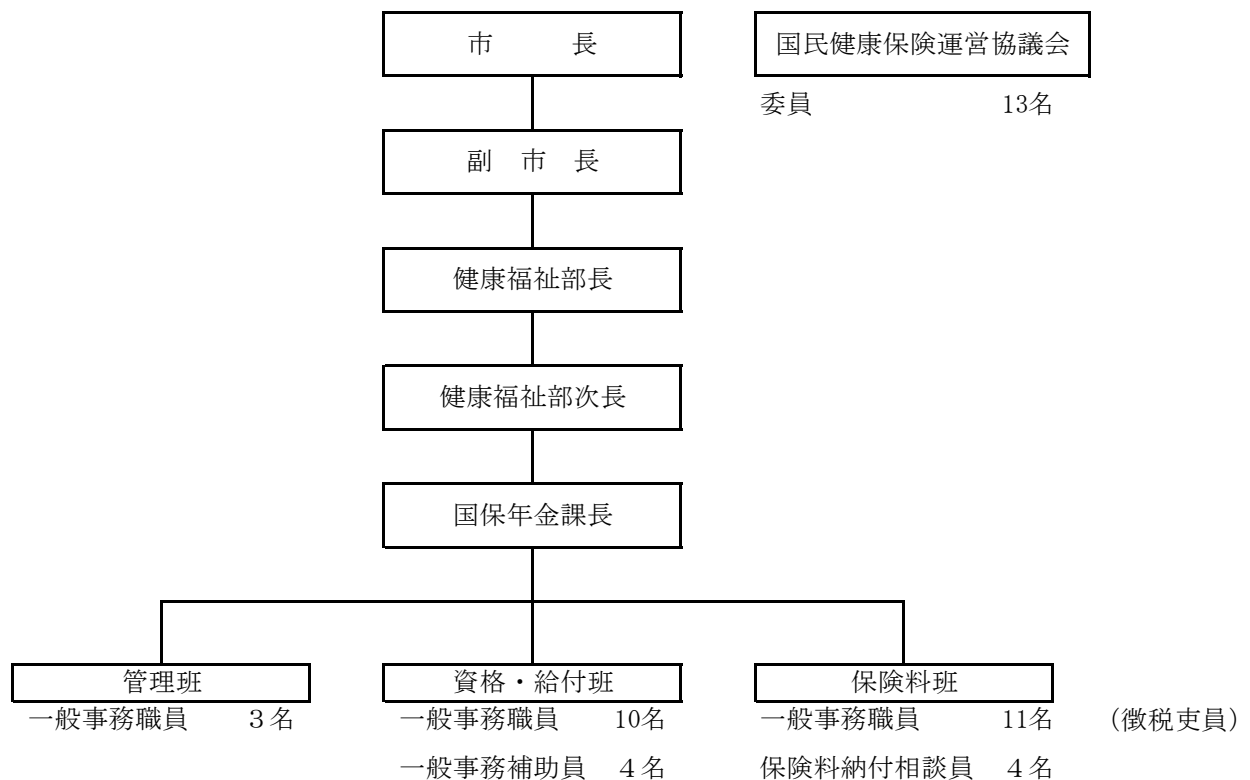
(2) 開催状況

年度	開催年月日	審 議 事 項
令和2年度	R3. 1. 28 (書面報告)	- 令和3年度国民健康保険料予算要求状況について - 収納率向上対策について - 新型コロナウイルス感染症対策について
令和3年度	R3. 10. 29 R4. 1. 18 (書面開催)	- 出産育児一時金の支給額の改正について（諮問） - 未就学児に係る国民健康保険料被保険者均等割額の減額について（諮問） - 国民健康保険の現状と保険料率について - 第2期八千代市保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価及び見直しについて（諮問） - 国民健康保険料の賦課限度額の改正について（諮問） - 令和4年度国民健康保険料予算見積状況について
令和4年度	R5. 1. 25	- 会長及び副会長の選出について - 国民健康保険事業の概要について - 出産育児一時金の支給額の改正について（諮問） - 国民健康保険料の賦課限度額の改正について（諮問） - 国民健康保険料の軽減判定基準額の改正について - 令和5年度国民健康保険料予算見積状況について
令和5年度	R6. 1. 29	- 国民健康保険料の賦課限度額の改正について（諮問） - 第3期八千代市保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定について（諮問） - 第4期八千代市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定について（諮問） - 産前産後期間に係る国民健康保険料の減額について - 国民健康保険料の軽減判定基準額の改正について - 令和6年度国民健康保険料予算見積状況について
令和6年度	R7. 1. 27	- 国民健康保険料の賦課限度額の改正について（諮問） - 国民健康保険料の軽減判定基準額の改正について - 令和7年度国民健康保険料予算見積状況について - 健康保険証の廃止（新規発行停止）について
令和7年度	R7. 12. 15 R8. 1. 29	- 会長及び副会長の選出について - 国民健康保険の概要について - 子ども・子育て支援金制度について - 国民健康保険料子ども・子育て支援納付金分の保険料率及び賦課限度額について（諮問） - 国民健康保険料の賦課限度額の改正について（諮問） - 国民健康保険料の軽減判定基準額の改正について - 令和8年度国民健康保険料予算要求状況について

4. 事務機構及び事務分掌

(1) 国民健康保険担当

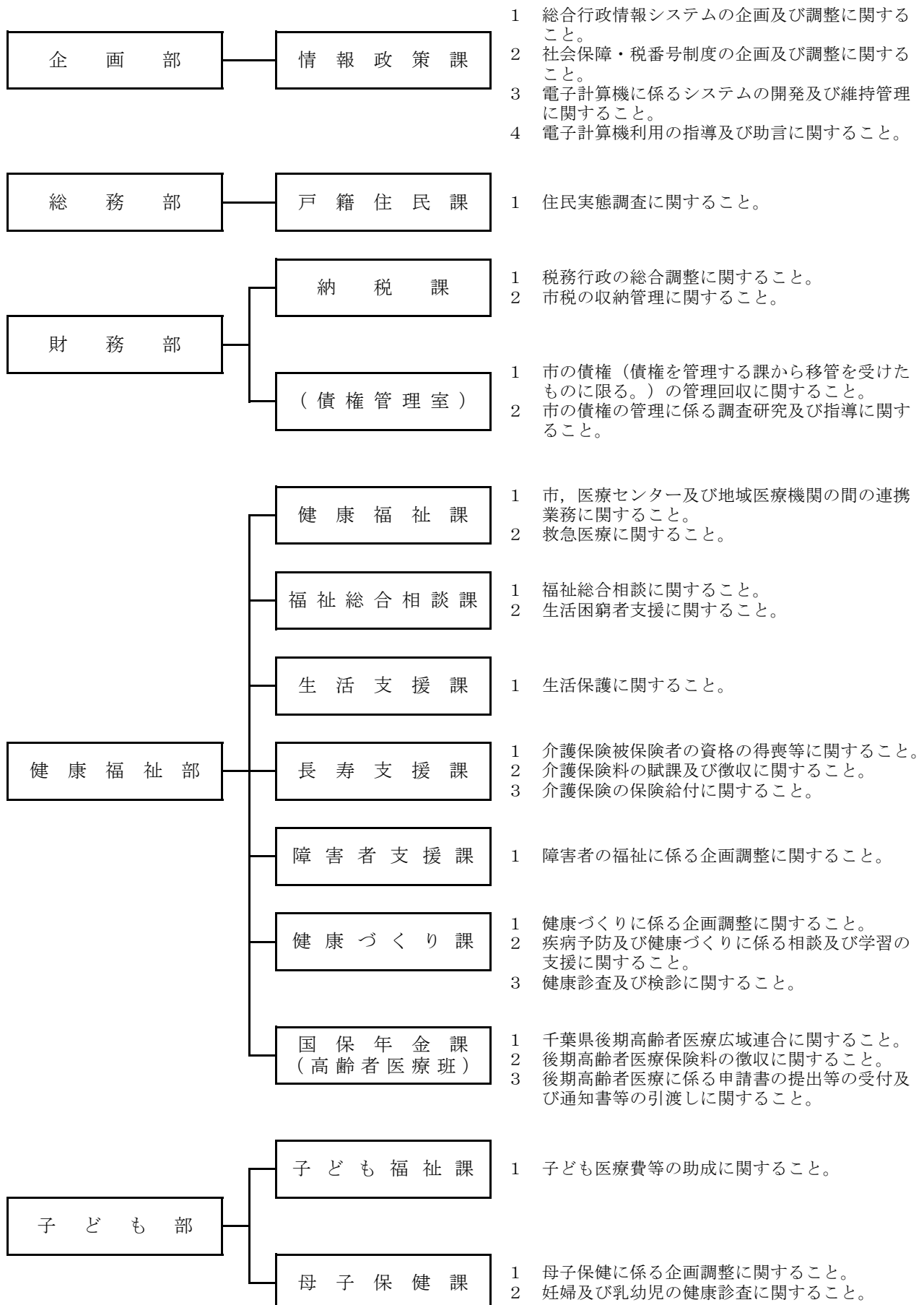
(令和8年3月31日現在)



- 1 国民健康保険事業の企画調整に関すること。
- 2 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に関すること。
- 3 被保険者の資格の得喪等に関すること。
- 4 資格確認書等に関すること。
- 5 保険給付に関すること。
- 6 国・県負担金等に関すること。
- 7 拠出金，納付金等に関すること。
- 8 診療報酬の審査に関すること。
- 9 第三者行為，不当利得等に関すること。
- 10 保健事業に関すること。
- 11 国民健康保険財政調整基金に関すること。
- 12 国民健康保険料（税）に関すること。
- 13 庶務に関すること。

(2) 関係部署

(令和8年3月31日現在)

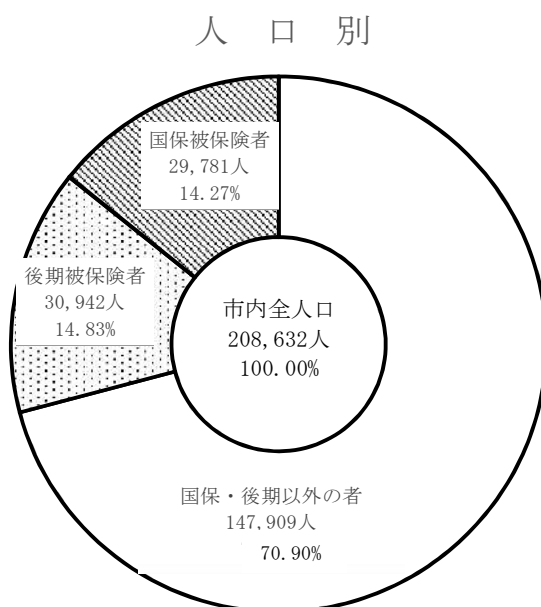
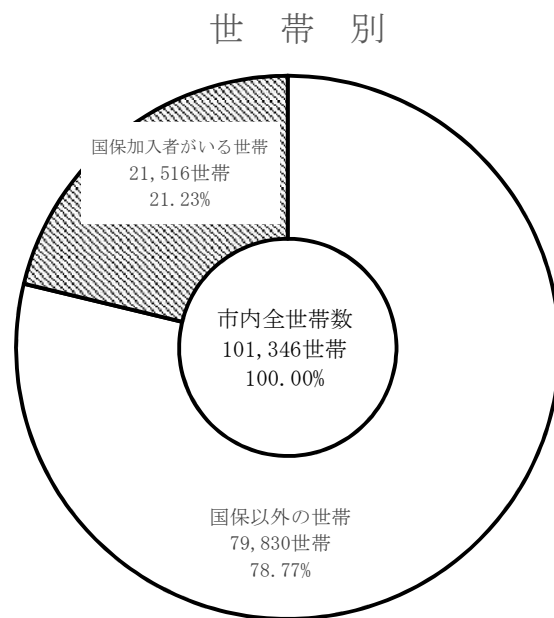


5. 被保険者

（１）国民健康保険加入状況 （令和７年度末現在）

令和７年度末における国保加入者がいる世帯数は21,516世帯（加入率21.23％）で、前年度に比べ31世帯、0.14％の増（加入率0.42ポイント減）となった。

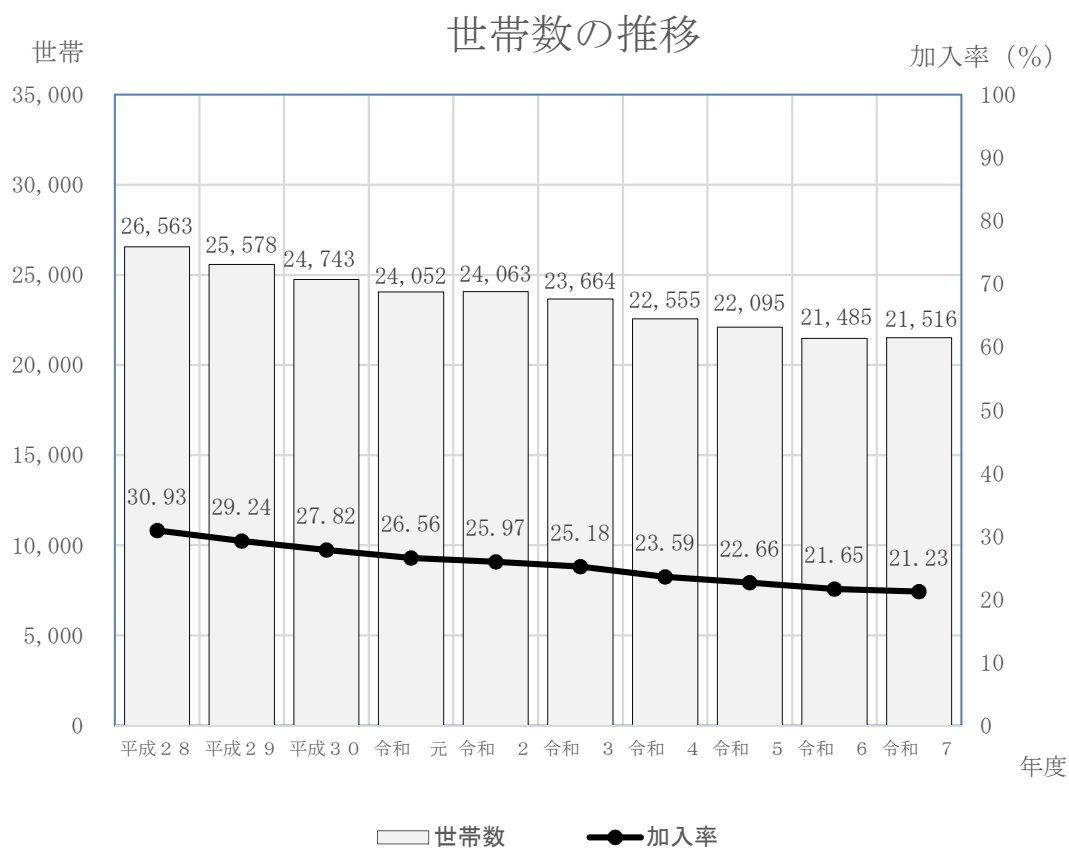
また、被保険者数は29,781人（加入率14.27％）で、前年度に比べ276人、0.92％の減（加入率0.26ポイント減）となった。



(2) 被保険者数等の推移

区分 年度	世帯数	人 口	国 保 世 帯 数			国 保 被 保 險 者 数				
			世帯数	加入率	年 間 平 均	被 保 險 者 総 数	加入率	年 間 平 均 (a)	一 般 被 保 險 者 数	加入率
	世帯	人	世帯	%	世帯	人	%	人	人	%
平成 2 8	85,884	196,144	26,563	30.93	27,462	42,083	21.46	44,135	41,449	21.13
平成 2 9	87,466	197,723	25,578	29.24	26,202	39,668	20.06	40,959	39,417	19.94
平成 3 0	88,950	198,965	24,743	27.82	25,291	37,824	19.01	38,979	37,775	18.99
令和 元	90,547	200,275	24,052	26.56	24,445	36,128	18.04	37,043	36,126	18.04
令和 2	92,649	202,561	24,063	25.97	24,190	35,555	17.55	36,052	35,555	17.55
令和 3	93,968	203,524	23,664	25.18	24,104	34,550	16.98	35,439	34,550	16.98
令和 4	95,629	204,818	22,555	23.59	23,412	32,578	15.91	34,011	32,578	15.91
令和 5	97,500	205,965	22,095	22.66	22,521	31,325	15.21	32,289	31,325	15.21
令和 6	99,245	206,895	21,485	21.65	21,913	30,057	14.53	30,893	30,057	14.53
令和 7	101,346	208,632	21,516	21.23	21,676	29,781	14.27	30,193	29,781	14.27

(注) 年間平均は、各年 3 月～2 月の平均。



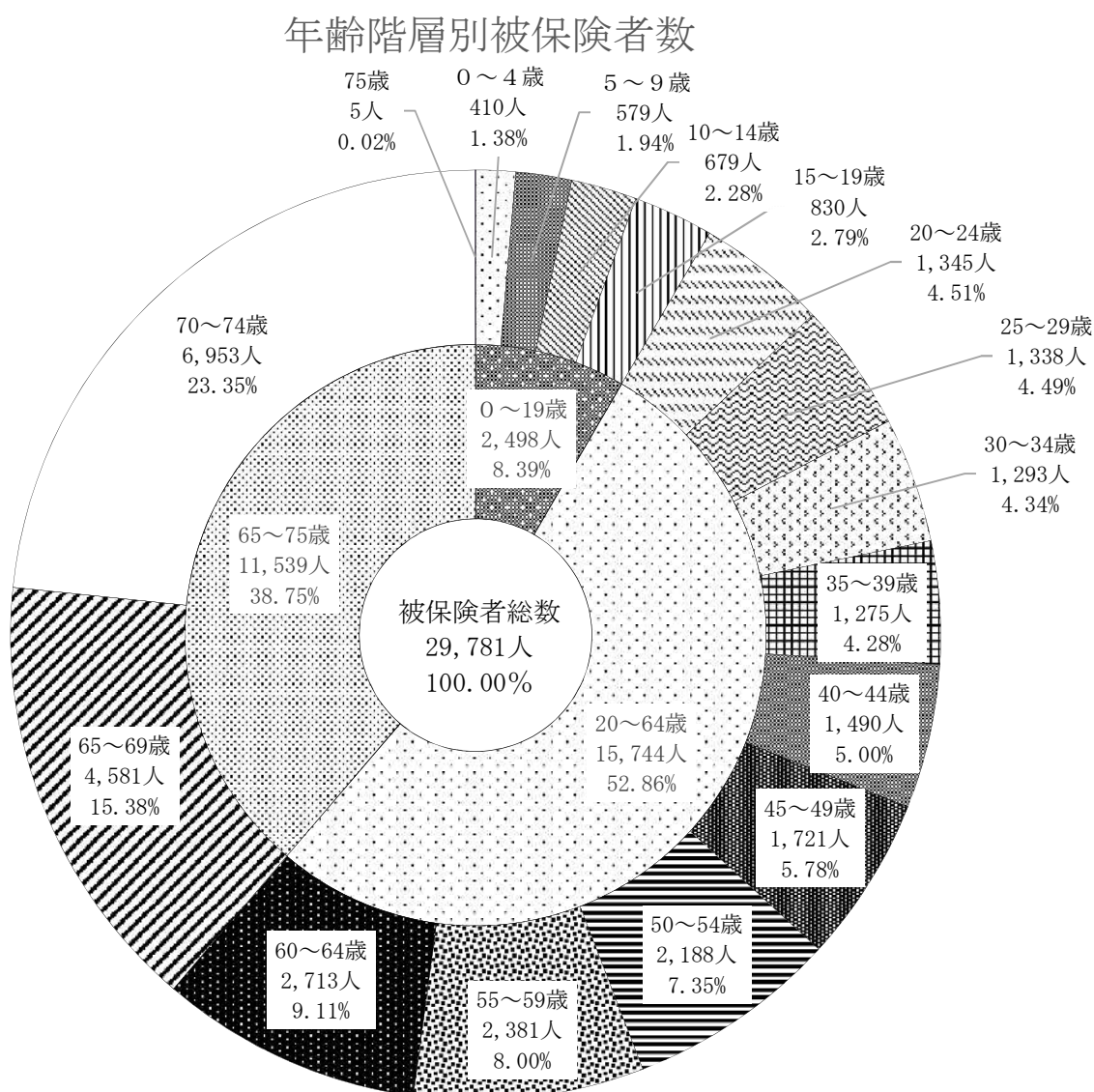
保 険 者 数				介護保険第2号被保険者数		
年 間 平 均	被 保 険 者 等 数	加 入 率	年 間 平 均	被 保 険 者 数	年 間 平 均 (c)	加 入 割 合 (c)/(a)
人	人	%	人	人	人	%
43,167	634	0.32	968	12,774	13,655	30.94
40,507	251	0.13	452	12,019	12,407	30.29
38,828	49	0.02	151	11,559	11,860	30.43
37,019	2	0.00	24	11,113	11,409	30.80
36,052	0	0.00	0	11,092	11,192	31.04
35,439	0	0.00	0	10,911	11,148	31.46
34,011	0	0.00	0	10,637	10,990	32.31
32,289	0	0.00	0	10,499	10,695	33.12
30,893	0	0.00	0	10,312	10,481	33.93
30,193	0	0.00	0	10,431	10,461	34.65



(3) 年齢階層別被保険者数

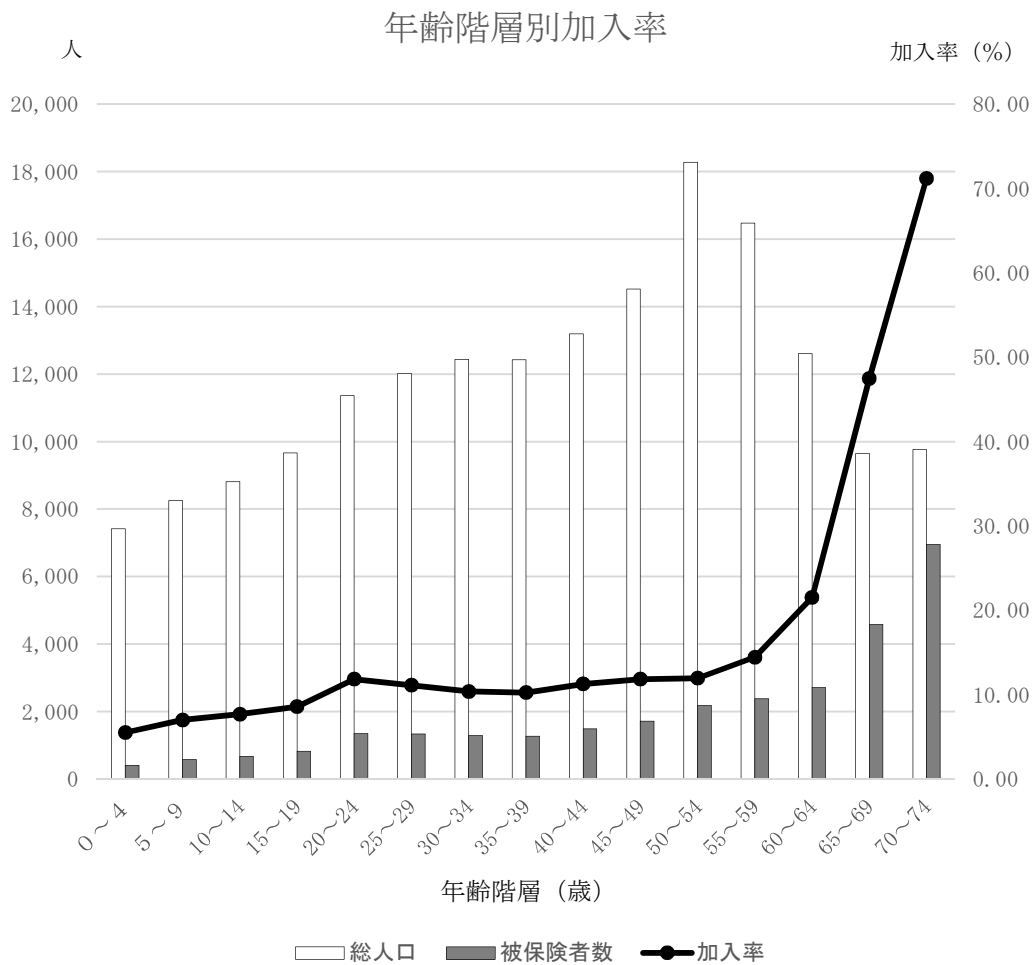
年齢階層 (歳)	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44
男	188	311	362	441	680	685	659	688	807
女	222	268	317	389	665	653	634	587	683
合 計	410	579	679	830	1,345	1,338	1,293	1,275	1,490
構成比	1.38	1.94	2.28	2.79	4.51	4.49	4.34	4.28	5.00

(注) 令和8年3月末現在



(単位：人，％)

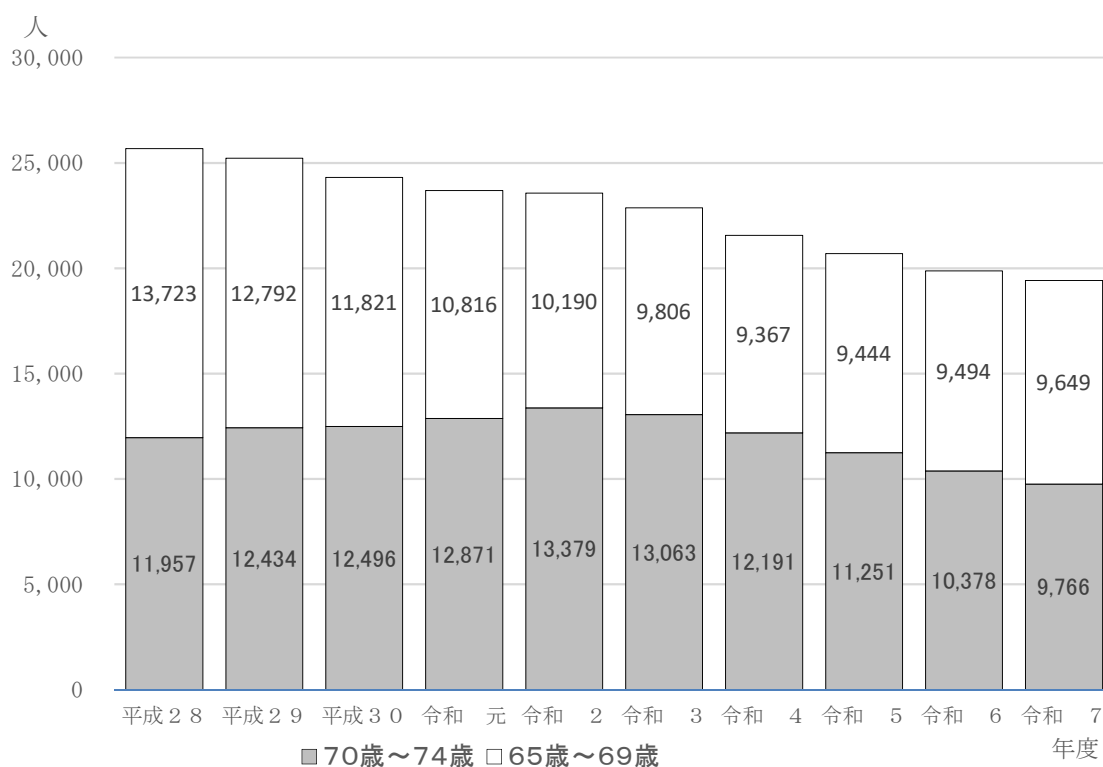
45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75	合計
924	1,193	1,208	1,216	2,105	2,924	3	14,394
797	995	1,173	1,497	2,476	4,029	2	15,387
1,721	2,188	2,381	2,713	4,581	6,953	5	29,781
5.78	7.35	8.00	9.11	15.38	23.35	0.02	100.00



(4) 65歳以上人口の推移

年 度	総人口			65歳～69歳			65歳～69歳の構成比		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
平成28	97,194	98,950	196,144	6,418	7,305	13,723	6.60	7.38	7.00
平成29	97,859	99,864	197,723	6,009	6,783	12,792	6.14	6.79	6.47
平成30	98,399	100,566	198,965	5,646	6,175	11,821	5.74	6.14	5.94
令和 元	98,997	101,278	200,275	5,146	5,670	10,816	5.20	5.60	5.40
令和 2	100,055	102,506	202,561	4,857	5,333	10,190	4.85	5.20	5.03
令和 3	100,517	103,007	203,524	4,713	5,093	9,806	4.69	4.94	4.82
令和 4	101,046	103,772	204,818	4,547	4,820	9,367	4.50	4.64	4.57
令和 5	101,509	104,456	205,965	4,654	4,790	9,444	4.58	4.59	4.59
令和 6	102,040	104,855	206,895	4,767	4,727	9,494	4.67	4.51	4.59
令和 7	102,736	105,896	208,632	4,883	4,766	9,649	4.75	4.50	4.62

(注) 各年度3月末現在



(単位：人，％)

70歳～74歳			70歳～74歳の構成比		
男	女	合計	男	女	合計
5,502	6,455	11,957	5.66	6.52	6.10
5,721	6,713	12,434	5.85	6.72	6.29
5,690	6,806	12,496	5.78	6.77	6.28
5,898	6,973	12,871	5.96	6.89	6.43
6,127	7,252	13,379	6.12	7.07	6.60
5,983	7,080	13,063	5.95	6.87	6.42
5,620	6,571	12,191	5.56	6.33	5.95
5,263	5,988	11,251	5.18	5.73	5.46
4,818	5,560	10,378	4.75	5.32	5.04
4,521	5,245	9,766	4.40	4.95	4.68

(5) 外国人加入者数等の推移

年 度	世 帯 数	被保険者数	備 考
令和 3	1,282	1,651	中国，ネパール，ベトナム， フィリピン，韓国等
令和 4	1,182	1,568	
令和 5	1,242	1,616	
令和 6	1,442	1,813	
令和 7	1,656	1,996	

(注) 各年度3月末現在。

(6) 被保険者異動状況の推移

(単位：人)

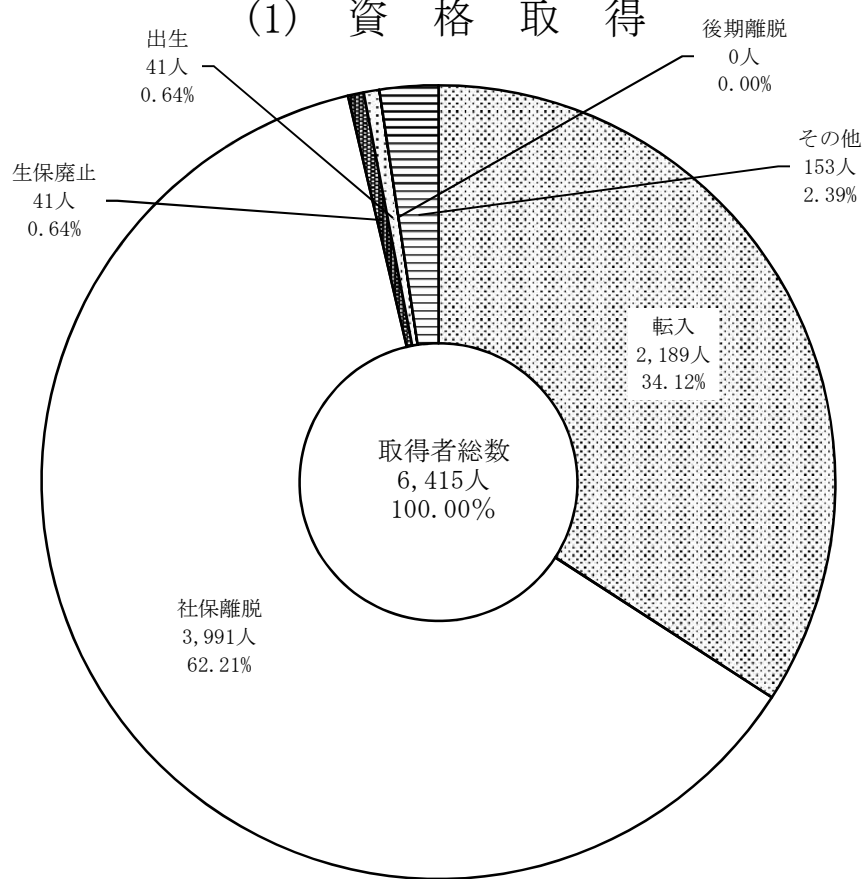
区分 年度	資 格 取 得							
	転 入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期離脱	そ の 他	合 計	月 平 均
平成 2 8	2,333	5,264	82	208	0	274	8,161	680
平成 2 9	2,338	5,471	88	145	0	303	8,345	695
平成 3 0	2,299	5,512	77	145	3	252	8,288	691
令和 元	2,283	5,597	59	113	2	211	8,265	689
令和 2	1,705	3,861	31	73	1	178	5,849	487
令和 3	1,437	4,073	48	75	2	150	5,785	482
令和 4	1,728	3,938	45	55	1	156	5,923	494
令和 5	1,904	3,945	40	49	1	180	6,119	510
令和 6	1,883	3,960	55	53	0	137	6,088	507
令和 7	2,189	3,991	41	41	0	153	6,415	535

区分 年度	資 格 喪 失							
	転 出	社保加入	生保開始	死 亡	後期取得	そ の 他	合 計	月 平 均
平成 2 8	1,688	6,863	174	270	2,132	470	11,597	966
平成 2 9	1,711	6,007	152	286	2,164	440	10,760	897
平成 3 0	1,676	5,367	175	263	2,273	378	10,132	844
令和 元	1,657	5,448	152	263	1,942	499	9,961	830
令和 2	1,397	1,568	57	253	1,492	307	5,074	423
令和 3	1,439	1,675	51	239	1,970	225	5,599	467
令和 4	1,565	1,786	62	249	2,368	286	6,316	526
令和 5	1,484	1,641	50	235	2,216	195	5,821	485
令和 6	1,597	1,712	64	241	2,148	187	5,949	496
令和 7	1,705	1,361	51	197	1,827	155	5,296	441

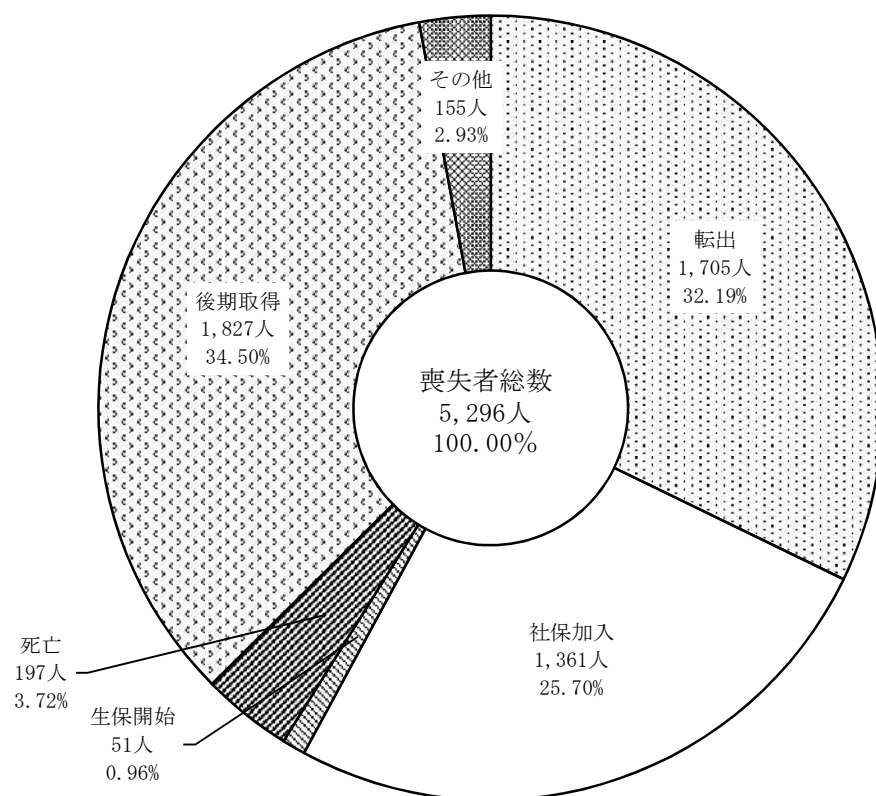
(注) 令和 2 年度から異動の基準を届出日から異動日に変更

(7) 資格得喪の種別割合

(1) 資格取得



(2) 資格喪失



6. 保険給付

(1) 給付内容

① 療養の給付及び療養費

ア 負担割合

年齢	一部負担割合	保険者負担割合
義務教育就学前	2割	8割
義務教育就学後 70歳未満	3割	7割
70歳以上 75歳未満	2割	8割
70歳以上 75歳未満の 現役並み所得者	3割	7割

イ 入院時食事療養費（標準負担額）

所得区分（次ページ「所得区分」参照）		標準負担額
住民税課税世帯（下記以外の人）		1食550円
住民税非課税世帯※	過去12ヶ月間に入院日数が90日までの入院	1食270円
低所得者Ⅱ※	過去12ヶ月間に入院日数が90日を超える入院	1食220円
低所得者Ⅰ※		1食130円

※ 標準負担額の減額の適用を受けるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要。

ウ 入院時生活療養費（標準負担額）

65歳以上の方が療養病床に入院したとき

所得区分 (次ページ「所得区分」参照)	標準負担額	
	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
住民税課税世帯（下記以外の人）	550円 (一部医療機関では510円)	430円
住民税非課税世帯※	270円	
低所得者Ⅱ※		
低所得者Ⅰ※		
	160円	

※ 標準負担額の減額の適用を受けるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要

② 自己負担限度額(月額)

70歳未満	所得区分	3回目まで	4回目以降	世帯合算対象基準額
	旧ただし書き所得 901万円超	252,600円 総医療費842,000円超の1%を加算	140,100円	21,000円
	旧ただし書き所得 600万円超901万円以下	167,400円 総医療費558,000円超の1%を加算	93,000円	
	旧ただし書き所得 210万円超600万円以下	80,100円 総医療費267,000円超の1%を加算	44,400円	
	旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円	44,400円	
	住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円	

70歳以上	所得区分	外 来 + 入 院 (個 人 単 位) (世 帯 単 位)	
		外 来 (個 人 単 位)	入 院 (世 帯 単 位)
	課税所得 690万円以上	252,600円 総医療費842,000円超の1%を加算 多数該当(4回目以降)は140,100円	
	課税所得 380万円以上690万円未満	167,400円 総医療費558,000円超の1%を加算 多数該当(4回目以降)は93,000円	
	課税所得 145万円以上380万円未満	80,100円 総医療費267,000円超の1%を加算 多数該当(4回目以降)は44,400円	
	一 般	18,000円 8月～翌年7月の年間限度額は144,000円	57,600円 多数該当(4回目以降)は44,400円
	低 所 得 者 II	8,000円	24,600円
	低 所 得 者 I	8,000円	15,000円

特定疾病	10,000円(70歳未満の上位所得者の方のみ20,000円) ①人工透析を実施している慢性腎不全 ②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害(血友病) ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不完全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。)
------	--

※旧ただし書き所得＝総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。

③ 出産育児一時金 1 件 5 0 万円

（海外での出産，産科医療補償制度に加入していない産院で出産した場合は4 8 万 8 千円）

④ 葬 祭 費 1 件 5 万円

(2) 医療給付の状況

① 一般被保険者分

区分 年度	種 別	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金
		件	円	円	円
平成 2 8	療養の給付等	709,995	14,601,653,285	10,681,669,925	3,424,751,542
	療 養 費 等	19,534	179,378,670	131,636,426	43,830,758
	計	729,529	14,781,031,955	10,813,306,351	3,468,582,300
平成 2 9	療養の給付等	671,725	14,147,007,618	10,371,526,892	3,331,668,573
	療 養 費 等	17,490	168,906,477	116,914,610	49,749,101
	計	689,215	14,315,914,095	10,488,441,502	3,381,417,674
平成 3 0	療養の給付等	643,921	13,677,609,528	10,037,921,465	3,268,918,840
	療 養 費 等	15,719	147,997,621	106,249,491	40,727,849
	計	659,640	13,825,607,149	10,144,170,956	3,309,646,689
令和 元	療養の給付等	614,640	12,798,335,115	9,396,360,017	3,085,761,800
	療 養 費 等	14,490	129,384,258	94,908,539	34,415,342
	計	629,130	12,927,719,373	9,491,268,556	3,120,177,142
令和 2	療養の給付等	536,057	11,968,619,089	8,824,869,250	2,837,103,342
	療 養 費 等	11,755	106,391,869	78,202,234	28,178,409
	計	547,812	12,075,010,958	8,903,071,484	2,865,281,751
令和 3	療養の給付等	559,371	12,411,812,182	9,142,026,111	2,916,120,160
	療 養 費 等	12,130	104,665,082	76,807,637	27,812,139
	計	571,501	12,516,477,264	9,218,833,748	2,943,932,299
令和 4	療養の給付等	547,320	12,493,154,039	9,214,940,769	2,903,772,004
	療 養 費 等	11,697	104,589,406	76,940,365	27,649,041
	計	559,017	12,597,743,445	9,291,881,134	2,931,421,045
令和 5	療養の給付等	532,410	12,319,309,857	9,066,144,735	2,904,682,246
	療 養 費 等	11,246	109,127,611	81,007,013	28,120,598
	計	543,656	12,428,437,468	9,147,151,748	2,932,802,844
令和 6	療養の給付等	510,891	12,210,358,584	8,943,708,695	2,915,209,131
	療 養 費 等	10,549	96,148,322	70,484,399	25,663,923
	計	521,440	12,306,506,906	9,014,193,094	2,940,873,054
令和 7	療養の給付等	496,618	12,000,166,875	8,763,548,876	2,879,388,680
	療 養 費 等	10,384	104,355,642	76,192,992	28,162,650
	計	507,002	12,104,522,517	8,839,741,868	2,907,551,330

他法負担分	費用額/人	費用額/件	保険者 負担分/人	保険者 負担分/件	平均被 保険者数
円	円	円	円	円	人
495,231,818	338,260	20,566	247,450	15,045	43,167
3,911,486	4,155	9,183	3,049	6,739	
499,143,304	342,415	20,261	250,499	14,822	
443,812,153	349,248	21,061	256,043	15,440	40,507
2,242,766	4,170	9,657	2,886	6,685	
446,054,919	353,418	20,771	258,929	15,218	
370,769,223	352,262	21,241	258,523	15,589	38,828
1,020,281	3,812	9,415	2,736	6,759	
371,789,504	356,073	20,959	261,259	15,378	
316,213,298	345,723	20,822	253,825	15,288	37,019
60,377	3,495	8,929	2,564	6,550	
316,273,675	349,218	20,549	256,389	15,086	
306,646,497	331,982	22,327	244,782	16,463	36,052
11,226	2,951	9,051	2,169	6,653	
306,657,723	334,933	22,042	246,951	16,252	
353,665,911	350,230	22,189	257,965	16,343	35,439
45,306	2,953	8,629	2,167	6,332	
353,711,217	353,184	21,901	260,132	16,131	
374,441,266	367,327	22,826	270,940	16,836	34,011
0	3,075	8,942	2,262	6,578	
374,441,266	370,402	22,536	273,202	16,622	
348,482,876	381,533	23,139	280,781	17,029	32,289
0	3,380	9,704	2,509	7,203	
348,482,876	384,912	22,861	283,290	16,825	
351,440,758	395,247	23,900	289,506	17,506	30,893
0	3,112	9,114	2,282	6,682	
351,440,758	398,359	23,601	291,788	17,287	
357,229,319	397,449	24,164	290,251	17,646	30,193
0	3,456	10,050	2,524	7,338	
357,229,319	400,905	23,875	292,775	17,435	

② 退職被保険者等分

区分 年度	種 別	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金
		件	円	円	円
平成 2 8	療養の給付等	19,172	384,155,533	267,960,607	108,304,374
	療 養 費 等	524	4,441,287	3,108,827	1,332,460
	計	19,696	388,596,820	271,069,434	109,636,834
平成 2 9	療養の給付等	8,699	177,882,811	124,185,445	49,376,784
	療 養 費 等	287	2,124,725	1,487,281	637,444
	計	8,986	180,007,536	125,672,726	50,014,228
平成 3 0	療養の給付等	3,048	52,560,600	36,666,875	15,008,020
	療 養 費 等	134	998,865	692,966	305,899
	計	3,182	53,559,465	37,359,841	15,313,919
令和 元	療養の給付等	528	7,899,330	5,529,010	2,148,115
	療 養 費 等	58	381,276	266,888	114,388
	計	586	8,280,606	5,795,898	2,262,503
令和 2	療養の給付等	1	-95,610	-66,927	-28,683
	療 養 費 等	2	26,226	18,357	7,869
	計	3	-69,384	-48,570	-20,814
令和 3	療養の給付等	1	102,520	71,764	30,756
	療 養 費 等	0	-	-	-
	計	1	102,520	71,764	30,756
令和 4	療養の給付等	0	-	-	-
	療 養 費 等	0	-	-	-
	計	0	-	-	-
令和 5	療養の給付等	0	-	-	-
	療 養 費 等	0	-	-	-
	計	0	-	-	-
令和 6	療養の給付等	0	-	-	-
	療 養 費 等	0	-	-	-
	計	0	-	-	-
令和 7	療養の給付等	0	-	-	-
	療 養 費 等	0	-	-	-
	計	0	-	-	-

他法負担分	費用額/人	費用額/件	保険者 負担分/人	保険者 負担分/件	平均被 保険者数
円	円	円	円	円	人
7,890,552	396,855	20,037	276,819	13,977	968
	4,588	8,476	3,212	5,933	
7,890,552	401,443	19,730	280,030	13,763	
4,320,582	393,546	20,449	274,747	14,276	452
	4,701	7,403	3,290	5,182	
4,320,582	398,247	20,032	278,037	13,985	
885,705	348,083	17,244	242,827	12,030	151
0	6,615	7,454	4,589	5,171	
885,705	354,698	16,832	247,416	11,741	
222,205	329,139	14,961	230,375	10,472	24
0	15,887	6,574	11,120	4,602	
222,205	345,025	14,131	241,496	9,891	
-	-	-95,610	-	-66,927	0
-	-	13,113	-	9,179	
-	-	-23,128	-	-16,190	
-	-	102,520	-	71,764	0
-	-	-	-	-	
-	-	102,520	-	71,764	
-	-	-	-	-	0
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	0
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	0
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	0
-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	

③ 一般被保険者分＋退職被保険者等分

年度	区 分	種 別	件 数	費 用 額	保険者負担分	一部負担金
			件	円	円	円
平成 2 8		療養の給付等	729,167	14,985,808,818	10,949,630,532	3,533,055,916
		療養費等	20,058	183,819,957	134,745,253	45,163,218
		計	749,225	15,169,628,775	11,084,375,785	3,578,219,134
平成 2 9		療養の給付等	680,424	14,324,890,429	10,495,712,337	3,381,045,357
		療養費等	17,777	171,031,202	118,401,891	50,386,545
		計	698,201	14,495,921,631	10,614,114,228	3,431,431,902
平成 3 0		療養の給付等	646,969	13,730,170,128	10,074,588,340	3,283,926,860
		療養費等	15,853	148,996,486	106,942,457	41,033,748
		計	662,822	13,879,166,614	10,181,530,797	3,324,960,608
令和 元		療養の給付等	615,168	12,806,234,445	9,401,889,027	3,087,909,915
		療養費等	14,548	129,765,534	95,175,427	34,529,730
		計	629,716	12,935,999,979	9,497,064,454	3,122,439,645
令和 2		療養の給付等	536,058	11,968,523,479	8,824,802,323	2,837,074,659
		療養費等	11,757	106,418,095	78,220,591	28,186,278
		計	547,815	12,074,941,574	8,903,022,914	2,865,260,937
令和 3		療養の給付等	559,372	12,411,914,702	9,142,097,875	2,916,150,916
		療養費等	12,130	104,665,082	76,807,637	27,812,139
		計	571,502	12,516,579,784	9,218,905,512	2,943,963,055
令和 4		療養の給付等	547,320	12,493,154,039	9,214,940,769	2,903,772,004
		療養費等	11,697	104,589,406	76,940,365	27,649,041
		計	559,017	12,597,743,445	9,291,881,134	2,931,421,045
令和 5		療養の給付等	532,410	12,319,309,857	9,066,144,735	2,904,682,246
		療養費等	11,246	109,127,611	81,007,013	28,120,598
		計	543,656	12,428,437,468	9,147,151,748	2,932,802,844
令和 6		療養の給付等	510,891	12,210,358,584	8,943,708,695	2,915,209,131
		療養費等	10,549	96,148,322	70,484,399	25,663,923
		計	521,440	12,306,506,906	9,014,193,094	2,940,873,054
令和 7		療養の給付等	496,618	12,000,166,875	8,763,548,876	2,879,388,680
		療養費等	10,384	104,355,642	76,192,992	28,162,650
		計	507,002	12,104,522,517	8,839,741,868	2,907,551,330

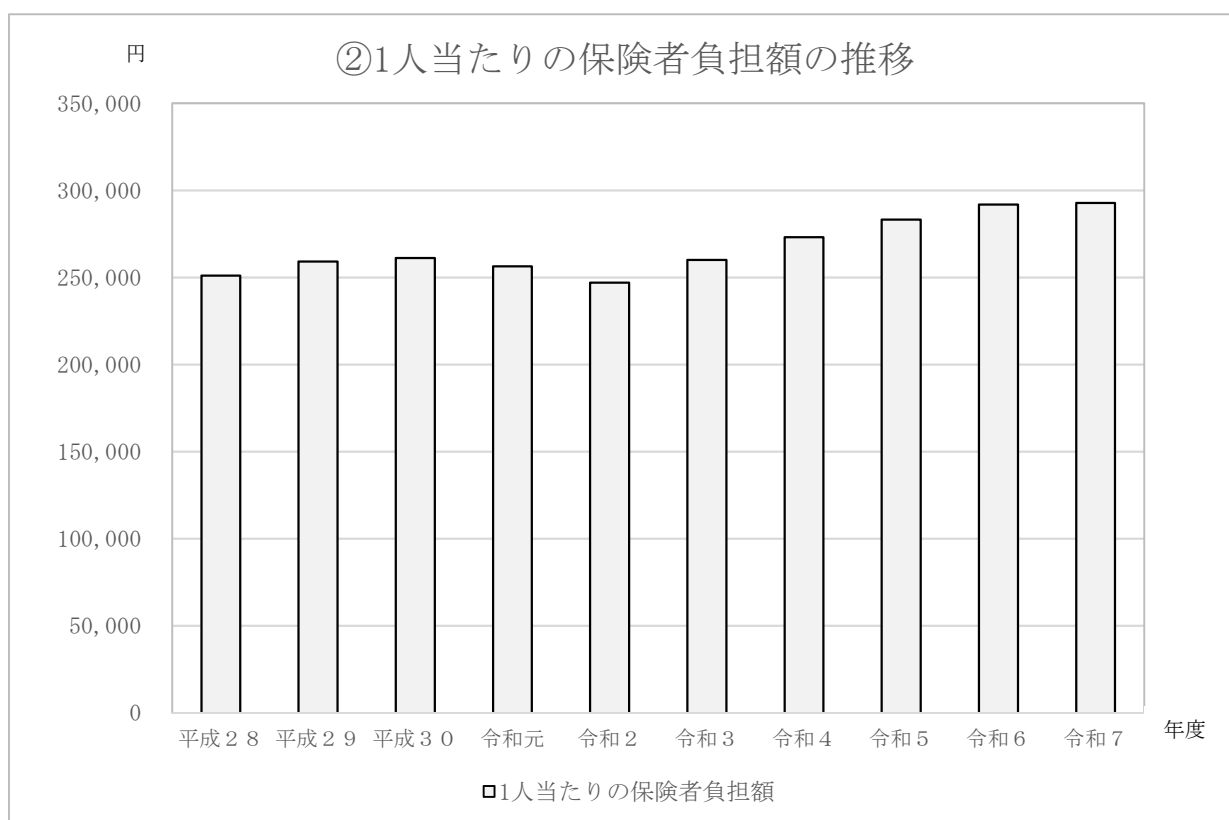
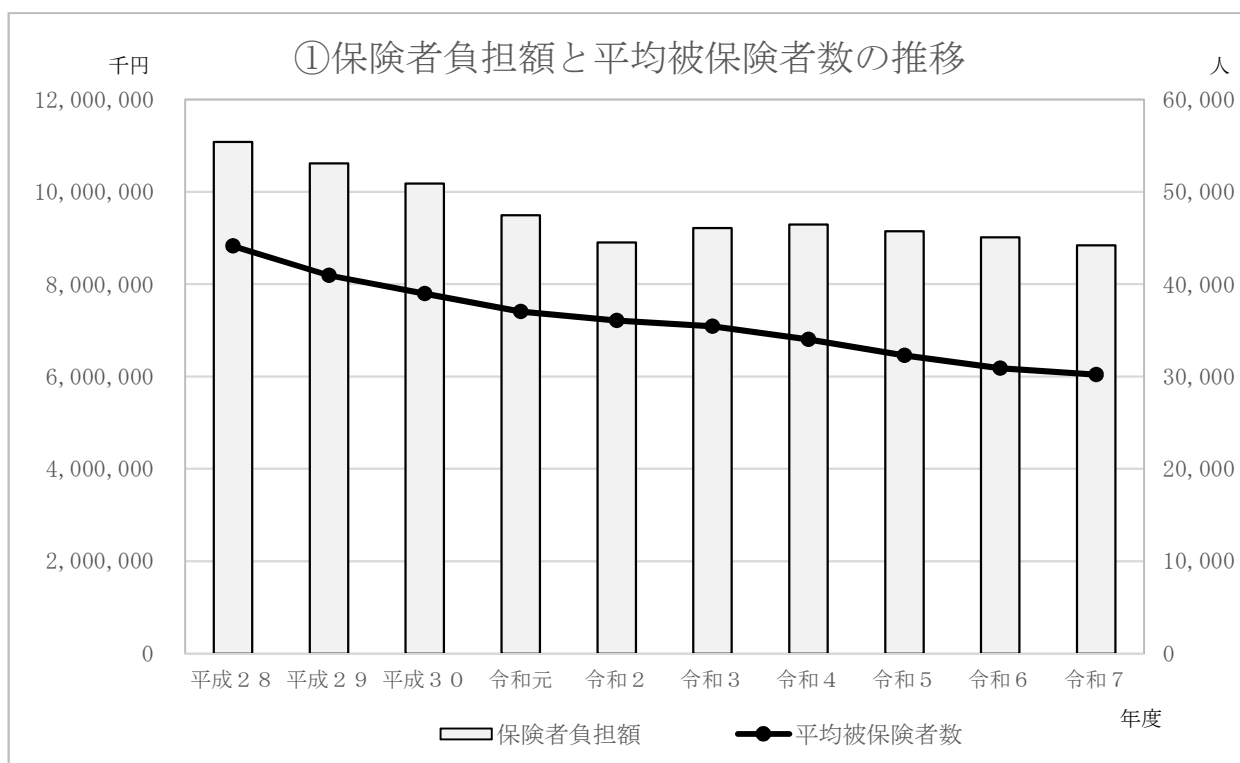
他法負担分	費用額/人	費用額/件	保険者 負担分/人	保険者 負担分/件	平均被 保険者数
円	円	円	円	円	人
503, 122, 370	339, 545	20, 552	248, 094	15, 017	44, 135
3, 911, 486	4, 165	9, 164	3, 053	6, 718	
507, 033, 856	343, 710	20, 247	251, 147	14, 794	
448, 132, 735	349, 737	21, 053	256, 249	15, 425	40, 959
2, 242, 766	4, 176	9, 621	2, 891	6, 660	
450, 375, 501	353, 913	20, 762	259, 140	15, 202	
371, 654, 928	352, 245	21, 222	258, 462	15, 572	38, 979
1, 020, 281	3, 822	9, 399	2, 744	6, 746	
372, 675, 209	356, 068	20, 940	261, 206	15, 361	
316, 435, 503	345, 713	20, 817	253, 810	15, 283	37, 043
60, 377	3, 503	8, 920	2, 569	6, 542	
316, 495, 880	349, 216	20, 543	256, 379	15, 082	
306, 646, 497	331, 979	22, 327	244, 780	16, 462	36, 052
11, 226	2, 952	9, 051	2, 170	6, 653	
306, 657, 723	334, 931	22, 042	246, 949	16, 252	
353, 665, 911	350, 233	22, 189	257, 967	16, 344	35, 439
45, 306	2, 953	8, 629	2, 167	6, 332	
353, 711, 217	353, 187	21, 901	260, 134	16, 131	
374, 441, 266	367, 327	22, 826	270, 940	16, 836	34, 011
0	3, 075	8, 942	2, 262	6, 578	
374, 441, 266	370, 402	22, 536	273, 202	16, 622	
348, 482, 876	381, 533	23, 139	280, 781	17, 029	32, 289
0	3, 380	9, 704	2, 509	7, 203	
348, 482, 876	384, 912	22, 861	283, 290	16, 825	
351, 440, 758	395, 247	23, 900	289, 506	17, 506	30, 893
0	3, 112	9, 114	2, 282	6, 682	
351, 440, 758	398, 359	23, 601	291, 788	17, 287	
357, 229, 319	397, 449	24, 164	290, 251	17, 646	30, 193
0	3, 456	10, 050	2, 524	7, 338	
357, 229, 319	400, 905	23, 875	292, 775	17, 435	

(3) 一般被保険者年齢区分別医療給付の推移

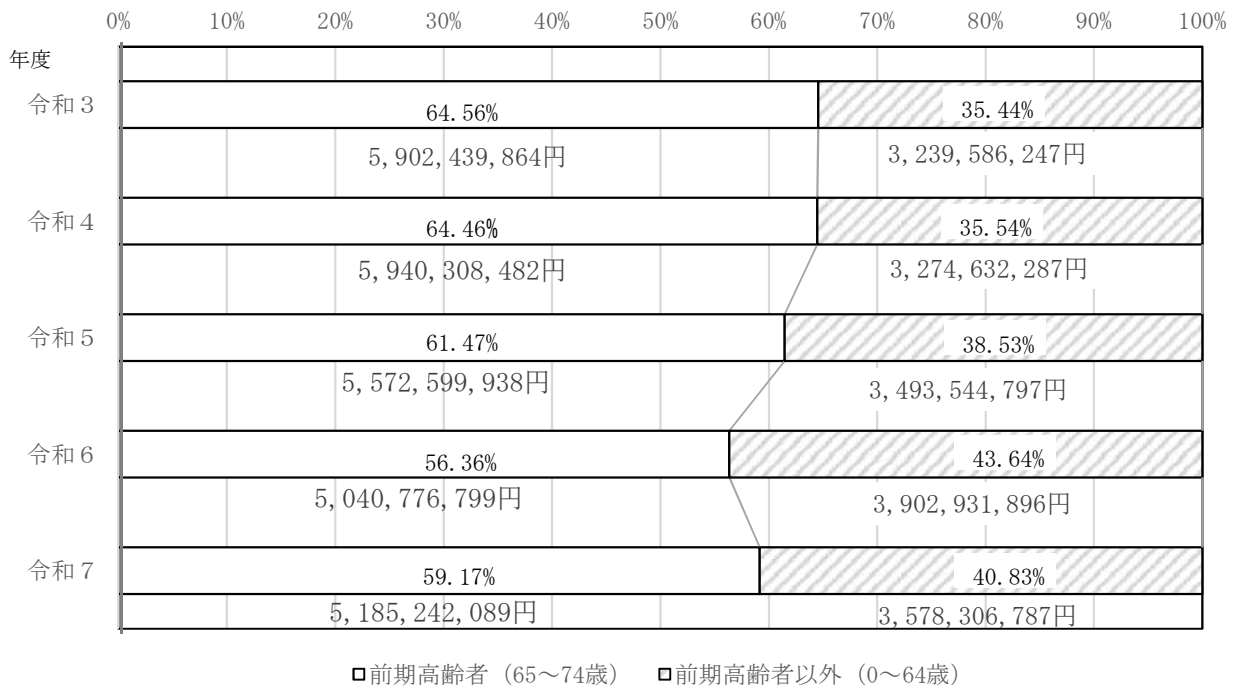
区分 年度	年齢区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金
令和 3	全体	559,371	12,411,812,182	9,142,026,111	2,916,120,160
	前期高齢者	353,505	7,801,604,861	5,902,439,864	1,810,187,621
	70歳以上	一般	215,569	4,683,739,463	3,728,615,125
		現役並み	23,290	490,948,864	342,006,764
	未就学児	9,692	230,408,155	183,228,969	24,511,605
令和 4	全体	547,320	12,493,154,039	9,214,940,769	2,903,772,004
	前期高齢者	337,083	7,828,193,440	5,940,308,482	1,791,053,393
	70歳以上	一般	206,902	4,913,734,817	3,909,321,611
		現役並み	21,894	477,999,027	332,658,441
	未就学児	9,992	158,562,834	114,257,748	23,428,470
令和 5	全体	532,410	12,319,309,857	9,066,144,735	2,904,682,246
	前期高齢者	314,653	7,339,342,444	5,572,599,938	1,691,779,165
	70歳以上	一般	190,523	4,619,907,799	3,675,273,033
		現役並み	19,783	359,959,584	251,079,177
	未就学児	11,134	141,735,482	112,892,938	9,690,993
令和 6	全体	510,891	12,210,358,584	8,943,708,695	2,915,209,131
	前期高齢者	270,441	6,669,053,628	5,040,776,799	1,565,702,528
	70歳以上	一般	173,287	4,270,475,082	3,397,822,894
		現役並み	19,695	388,526,887	269,971,822
	未就学児	9,741	113,512,782	90,391,862	5,772,403
令和 7	全体	496,618	12,000,166,875	8,763,548,876	2,879,388,680
	前期高齢者	277,859	6,881,807,301	5,185,242,089	1,627,292,217
	70歳以上	一般	156,958	3,951,154,016	3,143,146,012
		現役並み	21,253	451,680,501	314,180,784
	未就学児	8,455	138,119,758	109,934,608	11,005,465

他法負担分	費用額/人	費用額/件	保険者 負担分/人	保険者 負担分/件	平均被 保険者数
円	円	円	円	円	人
353,665,911	350,230	22,189	257,965	16,343	35,439
88,977,376	489,098	22,069	370,036	16,697	15,951
35,780,904	515,546	21,727	410,414	17,297	9,085
6,401,957	501,993	21,080	349,700	14,685	978
22,667,581	294,263	23,773	234,009	18,905	783
374,441,266	367,327	22,826	270,940	16,836	34,011
96,831,565	525,876	23,223	399,053	17,623	14,886
41,507,554	571,298	23,749	454,519	18,895	8,601
7,642,505	531,110	21,832	369,620	15,194	900
20,876,616	216,912	15,869	156,303	11,435	731
348,482,876	381,533	23,139	280,781	17,029	32,289
74,963,341	536,031	23,325	406,997	17,710	13,692
31,247,011	586,208	24,249	466,346	19,290	7,881
4,511,939	452,779	18,195	315,823	12,692	795
19,151,551	206,913	12,730	164,807	10,139	685
351,440,758	395,247	23,900	289,506	17,506	30,893
62,574,301	525,826	24,660	397,444	18,639	12,683
27,277,456	603,345	24,644	480,054	19,608	7,078
3,587,204	489,946	19,727	340,444	13,708	793
17,348,517	174,635	11,653	139,064	9,280	650
357,229,319	397,449	24,164	290,251	17,646	30,193
69,272,995	579,374	24,767	436,542	18,661	11,878
22,370,829	620,275	25,173	493,430	20,025	6,370
3,359,669	556,257	21,253	386,922	14,783	812
17,179,685	228,675	16,336	182,011	13,002	604

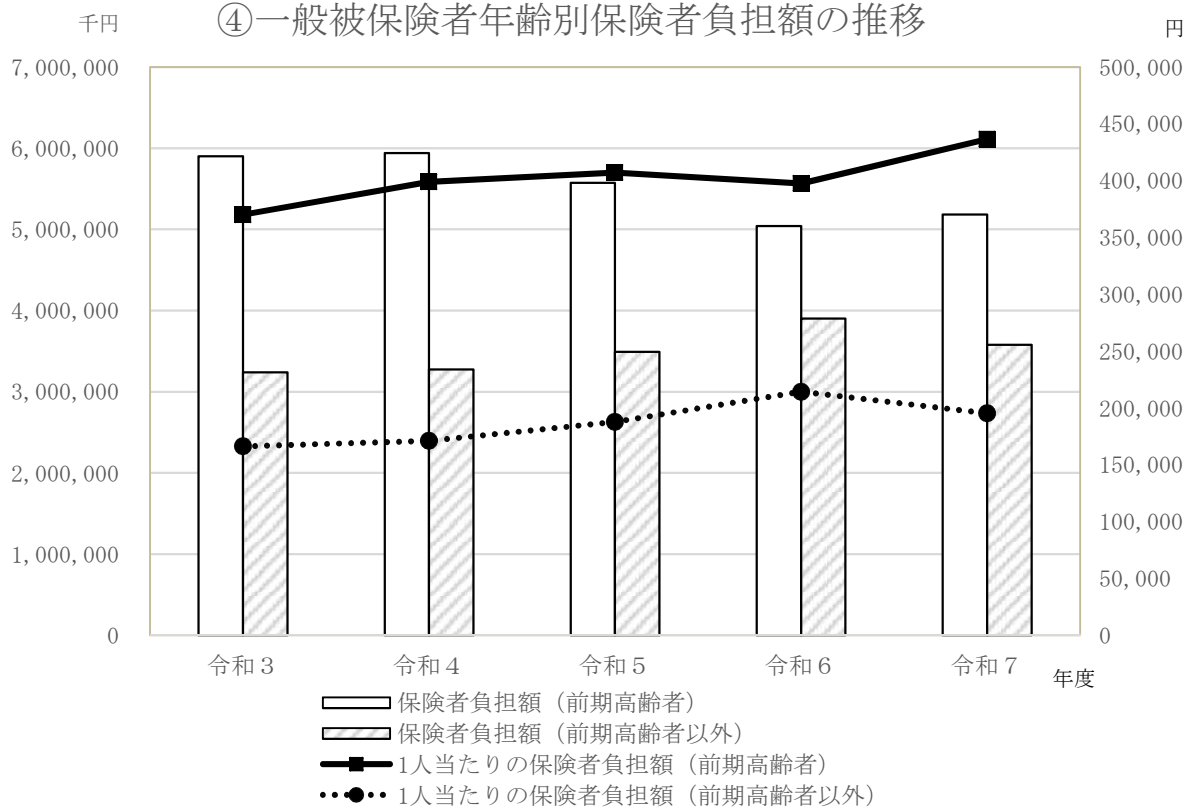
(4) 医療給付の推移



③一般被保険者年齢別保険者負担額の割合



④一般被保険者年齢別保険者負担額の推移



(5) 年度別療養の給付等支給状況

① 一般被保険者分

区分 年度	入 院					入 院 外				
	件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
	件	日	円	円	円	件	日	円	円	円
平成 2 8	8,948	136,761	5,113,924,462	571,516	118,468	349,917	551,100	4,933,107,589	14,098	114,280
平成 2 9	8,687	134,486	5,032,088,022	579,266	124,228	331,022	512,851	4,756,154,975	14,368	117,416
平成 3 0	8,468	131,728	5,028,074,930	593,774	129,496	316,937	483,389	4,600,401,327	14,515	118,482
令和 元	7,692	121,675	4,525,904,400	588,391	122,259	301,604	454,965	4,405,818,925	14,608	119,015
令和 2	7,247	114,228	4,387,231,130	605,386	121,692	261,738	386,179	3,994,362,697	15,261	110,794
令和 3	7,085	110,379	4,429,463,520	625,189	124,988	273,604	406,889	4,307,536,696	15,744	121,548
令和 4	7,127	114,831	4,602,413,030	645,771	135,321	267,332	394,096	4,295,198,902	16,067	126,289
令和 5	6,782	109,951	4,435,132,150	653,956	137,357	259,316	367,940	4,261,748,054	16,435	131,988
令和 6	6,836	109,043	4,549,493,940	665,520	147,266	248,705	361,054	4,077,870,761	16,396	132,000
令和 7	6,347	104,514	4,351,144,150	685,543	144,111	242,118	349,071	4,043,307,093	16,700	133,915

区分 月	調 剤					食 事 療 養 等				
	件数	処方せん 受付枚数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	回数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
	件	枚	円	円	円	件	回	円	円	円
平成 2 8	259,792	313,012	3,128,874,796	12,044	72,483	8,405	355,321	236,334,298	28,118	5,475
平成 2 9	245,502	293,349	2,993,729,628	12,194	73,906	8,206	349,584	232,448,783	28,327	5,738
平成 3 0	235,884	279,989	2,734,893,070	11,594	70,436	7,992	341,641	227,016,371	28,405	5,847
令和 元	224,388	264,271	2,602,845,220	11,600	70,311	7,194	324,483	208,194,010	28,940	5,624
令和 2	198,771	229,913	2,415,379,350	12,152	66,997	6,755	301,771	200,483,122	29,679	5,561
令和 3	205,606	237,472	2,435,208,530	11,844	68,715	6,703	287,869	191,864,931	28,624	5,414
令和 4	201,180	230,458	2,368,524,930	11,773	69,640	6,763	303,343	202,164,797	29,893	5,944
令和 5	196,753	227,105	2,403,767,960	12,217	74,445	6,431	288,942	193,017,018	30,014	5,978
令和 6	188,126	216,824	2,357,057,180	12,529	76,297	6,515	285,829	197,105,583	30,254	6,380
令和 7	182,595	209,021	2,355,229,470	12,899	78,006	6,046	274,078	196,133,662	32,440	6,496

(注) 合計欄の日数は、調剤の処方箋受付枚数を含まない。
食事療養等の件数・回数は、合計欄のうち数。

歯 科					小 計 (入院＋入院外＋歯科)				
件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
件	日	円	円	円	件	日	円	円	円
90,540	169,215	1,138,230,150	12,572	26,368	449,405	857,076	11,185,262,201	24,889	259,116
85,651	156,249	1,072,865,210	12,526	26,486	425,360	803,586	10,861,108,207	25,534	268,129
81,639	146,106	1,022,621,730	12,526	26,337	407,044	761,223	10,651,097,987	26,167	274,315
79,949	139,253	992,619,030	12,416	26,814	389,245	715,893	9,924,342,355	25,496	268,088
67,082	116,861	893,124,460	13,314	24,773	336,067	617,268	9,274,718,287	27,598	257,259
71,711	120,824	946,642,960	13,201	26,712	352,400	638,092	9,683,643,176	27,479	273,248
70,247	115,244	924,180,470	13,156	27,173	344,706	624,171	9,821,792,402	28,493	288,783
67,857	109,768	894,119,040	13,177	27,691	333,955	587,659	9,590,999,244	28,719	297,036
65,347	103,406	857,451,520	13,122	27,756	320,888	573,503	9,484,816,221	29,558	307,022
63,520	99,071	842,035,380	13,256	27,888	311,985	552,656	9,236,486,623	29,606	305,915

訪 問 看 護					合 計				
件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
件	日	円	円	円	件	日	円	円	円
798	4,734	51,181,990	64,138	1,186	709,995	861,810	14,601,653,285	20,566	338,260
863	5,443	59,721,000	69,202	1,474	671,725	809,029	14,147,007,618	21,061	349,248
993	5,949	64,602,100	65,058	1,664	643,921	767,172	13,677,609,528	21,241	352,262
1,007	5,961	62,953,530	62,516	1,701	614,640	721,854	12,798,335,115	20,822	345,723
1,219	7,163	78,038,330	64,018	2,165	536,057	624,431	11,968,619,089	22,327	331,982
1,365	8,961	101,095,545	74,063	2,853	559,371	647,053	12,411,812,182	22,189	350,230
1,434	8,883	100,671,910	70,204	2,960	547,320	633,054	12,493,154,039	22,826	367,327
1,702	11,713	131,525,635	77,277	4,073	532,410	599,372	12,319,309,857	23,139	381,533
1,877	14,127	171,379,600	91,305	5,548	510,891	587,630	12,210,358,584	23,900	395,247
2,038	16,351	212,317,120	104,179	7,032	496,618	569,007	12,000,166,875	24,164	397,449

② 退職被保険者等分

区分 年度	入 院					入 院 外				
	件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
	件	日	円	円	円	件	日	円	円	円
平成 2 8	201	3,011	122,837,930	611,134	126,899	9,551	13,976	144,795,660	15,160	149,582
平成 2 9	35	985	53,637,670	1,532,505	55,411	4,356	6,912	69,341,310	15,919	71,634
平成 3 0	17	200	13,360,930	785,937	88,483	1,564	2,535	21,681,620	13,863	143,587
令和 元	1	2	92,600	92,600	3,858	265	449	4,551,480	17,175	189,645
令和 2	-1	-2	-109,520	109,520	-	1	1	5,960	5,960	-
令和 3	1	2	102,520	102,520	-	0	0	0	-	-
令和 4	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-
令和 5	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-
令和 6	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-
令和 7	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-

区分 月	調 剤					食 事 療 養 等				
	件数	処方せん 受付枚数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	回数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
	件	枚	円	円	円	件	回	円	円	円
平成 2 8	6,885	7,779	79,472,080	11,543	82,099	195	7,573	5,039,903	25,846	5,207
平成 2 9	3,224	3,828	36,332,920	11,270	80,383	80	2,793	1,889,481	23,619	4,180
平成 3 0	1,165	1,400	13,768,290	11,818	91,181	16	549	364,110	22,757	2,411
令和 元	219	261	2,293,900	10,474	95,579	1	2	1,330	1,330	55
令和 2	1	1	7,950	7,950	-	0	0	0	-	-
令和 3	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-
令和 4	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-
令和 5	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-
令和 6	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-
令和 7	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-

(注) 合計欄の日数は、調剤の処方箋受付枚数を含まない。
食事療養等の件数・回数は、合計欄のうち数。

歯 科					小 計 (入院＋入院外＋歯科)				
件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
件	日	円	円	%	件	日	円	円	円
2,500	4,131	26,563,640	10,625	27,442	12,252	21,118	294,197,230	24,012	303,923
1,064	1,902	12,814,710	12,044	13,238	5,455	9,799	135,793,690	24,893	140,283
302	535	3,385,650	11,211	22,422	1,883	3,270	38,428,200	20,408	254,491
43	95	960,020	22,326	40,001	309	546	5,604,100	18,136	233,504
0	0	0	－	－	0	－1	－103,560	－	－
0	0	0	－	－	1	2	102,520	－	－
0	0	0	－	－	0	0	0	－	－
0	0	0	－	－	0	0	0	－	－
0	0	0	－	－	0	0	0	－	－
0	0	0	－	－	0	0	0	－	－

訪 問 看 護					合 計				
件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
件	日	円	円	円	件	日	円	円	円
35	429	5,446,320	155,609	5,626	19,172	21,547	384,155,533	20,037	396,855
20	289	3,866,720	193,336	8,555	8,699	10,088	177,882,811	20,449	393,546
0	0	0	0	0	3,048	3,270	52,560,600	17,244	348,083
0	0	0	0	0	528	546	7,899,330	14,961	329,139
0	0	0	－	－	1	－1	－95,610	－95,610	－
0	0	0	－	－	1	2	102,520	－	－
0	0	0	－	－	0	0	0	－	－
0	0	0	－	－	0	0	0	－	－
0	0	0	－	－	0	0	0	－	－
0	0	0	－	－	0	0	0	－	－

③ 一般被保険者分＋退職被保険者等分

区分 年度	入 院					入 院 外				
	件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
	件	日	円	円	円	件	日	円	円	円
平成 2 8	9, 149	139, 772	5, 236, 762, 392	572, 386	118, 653	359, 468	565, 076	5, 077, 903, 249	14, 126	115, 054
平成 2 9	8, 722	135, 471	5, 085, 725, 692	583, 092	124, 166	335, 378	519, 763	4, 825, 496, 285	14, 388	117, 813
平成 3 0	8, 485	131, 928	5, 041, 435, 860	594, 159	129, 337	318, 501	485, 924	4, 622, 082, 947	14, 512	118, 579
令和 元	7, 693	121, 677	4, 525, 997, 000	588, 327	122, 182	301, 869	455, 414	4, 410, 370, 405	14, 610	119, 061
令和 2	7, 246	114, 226	4, 387, 121, 610	605, 454	121, 689	261, 739	386, 180	3, 994, 368, 657	15, 261	110, 795
令和 3	7, 086	110, 381	4, 429, 566, 040	625, 115	124, 991	273, 604	406, 889	4, 307, 536, 696	15, 744	121, 548
令和 4	7, 127	114, 831	4, 602, 413, 030	645, 771	135, 321	267, 332	394, 096	4, 295, 198, 902	16, 067	126, 289
令和 5	6, 782	109, 951	4, 435, 132, 150	653, 956	137, 357	259, 316	367, 940	4, 261, 748, 054	16, 435	131, 988
令和 6	6, 836	109, 043	4, 549, 493, 940	665, 520	147, 266	248, 705	361, 054	4, 077, 870, 761	16, 396	132, 000
令和 7	6, 347	104, 514	4, 351, 144, 150	685, 543	144, 111	242, 118	349, 071	4, 043, 307, 093	16, 700	133, 915

区分 月	調 剤					食 事 療 養 等				
	件数	処方せん 受付枚数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	回数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
	件	枚	円	円	円	件	回	円	円	円
平成 2 8	266, 677	320, 791	3, 208, 346, 876	12, 031	72, 694	8, 600	362, 894	241, 374, 201	28, 067	5, 469
平成 2 9	248, 726	297, 177	3, 030, 062, 548	12, 182	73, 978	8, 286	352, 377	234, 338, 264	28, 281	5, 721
平成 3 0	237, 049	281, 389	2, 748, 661, 360	11, 595	70, 516	8, 008	342, 190	227, 380, 481	28, 394	5, 833
令和 元	224, 607	264, 532	2, 605, 139, 120	11, 599	70, 327	7, 195	324, 485	208, 195, 340	28, 936	5, 620
令和 2	198, 772	229, 914	2, 415, 387, 300	12, 152	66, 997	6, 755	301, 771	200, 483, 122	29, 679	5, 561
令和 3	205, 606	237, 472	2, 435, 208, 530	11, 844	68, 715	6, 703	287, 869	191, 864, 931	28, 624	5, 414
令和 4	201, 180	230, 458	2, 368, 524, 930	11, 773	69, 640	6, 763	303, 343	202, 164, 797	29, 893	5, 944
令和 5	196, 753	227, 105	2, 403, 767, 960	12, 217	74, 445	6, 431	288, 942	193, 017, 018	30, 014	5, 978
令和 6	188, 126	216, 824	2, 357, 057, 180	12, 529	76, 297	6, 515	285, 829	197, 105, 583	30, 254	6, 380
令和 7	182, 595	209, 021	2, 355, 229, 470	12, 899	78, 006	6, 046	274, 078	196, 133, 662	32, 440	6, 496

(注) 合計欄の日数は、調剤の処方箋受付回数を含まない。
食事療養等の件数・回数は、合計欄のうち数。

歯 科					小 計 (入院＋入院外＋歯科)				
件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
件	日	円	円	%	件	日	円	円	円
93,040	173,346	1,164,793,790	12,519	26,392	461,657	878,194	11,479,459,431	24,866	260,099
86,715	158,151	1,085,679,920	12,520	26,507	430,815	813,385	10,996,901,897	25,526	268,486
81,941	146,641	1,026,007,380	12,521	26,322	408,927	764,493	10,689,526,187	26,140	274,238
79,992	139,348	993,579,050	12,421	26,822	389,554	716,439	9,929,946,455	25,491	268,065
67,082	116,861	893,124,460	13,314	24,773	336,067	617,267	9,274,614,727	27,598	257,257
71,711	120,824	946,642,960	13,201	26,712	352,401	638,094	9,683,745,696	27,479	273,251
70,247	115,244	924,180,470	13,156	27,173	344,706	624,171	9,821,792,402	28,493	288,783
67,857	109,768	894,119,040	13,177	27,691	333,955	587,659	9,590,999,244	28,719	297,036
65,347	103,406	857,451,520	13,122	27,756	320,888	573,503	9,484,816,221	29,558	307,022
63,520	99,071	842,035,380	13,256	27,888	311,985	552,656	9,236,486,623	29,606	305,915

訪 問 看 護					合 計				
件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	日数	費用額	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
件	日	円	円	円	件	日	円	円	円
833	5,163	56,628,310	67,981	1,283	729,167	883,357	14,985,808,818	20,552	339,545
883	5,732	63,587,720	72,013	1,552	680,424	819,117	14,324,890,429	21,053	349,737
993	5,949	64,602,100	65,058	1,657	646,969	770,442	13,730,170,128	21,222	352,245
1,007	5,961	62,953,530	62,516	1,699	615,168	722,400	12,806,234,445	20,817	345,713
1,219	7,163	78,038,330	64,018	2,165	536,058	624,430	11,968,523,479	22,327	331,979
1,365	8,961	101,095,545	74,063	2,853	559,372	647,055	12,411,914,702	22,189	350,233
1,434	8,883	100,671,910	70,204	2,960	547,320	633,054	12,493,154,039	22,826	367,327
1,702	11,713	131,525,635	77,277	4,073	532,410	599,372	12,319,309,857	23,139	381,533
1,877	14,127	171,379,600	91,305	5,548	510,891	587,630	12,210,358,584	23,900	395,247
2,038	16,351	212,317,120	104,179	7,032	496,618	569,007	12,000,166,875	24,164	397,449

(6) 年度別療養費等支給状況

① 一般被保険者分

年度	区分	療			養
		診 療 費	補 装 具	柔 道 整 復	アンマ・マッサージ
平成 2 8	件 数	533	335	17,492	351
	費 用 額	6,685,557	12,180,771	143,188,401	8,617,855
	支 給 額	4,727,856	8,914,115	104,957,871	6,449,604
平成 2 9	件 数	665	263	15,175	432
	費 用 額	12,194,326	9,520,082	118,134,009	10,226,815
	支 給 額	8,538,190	7,002,178	86,374,273	7,596,925
平成 3 0	件 数	704	303	13,544	474
	費 用 額	19,028,796	10,929,126	100,214,914	11,091,905
	支 給 額	11,601,558	8,001,811	73,287,913	8,270,261
令和 元	件 数	701	285	12,430	441
	費 用 額	9,848,015	10,456,611	92,510,707	10,218,545
	支 給 額	7,077,517	7,811,656	67,675,109	7,468,142
令和 2	件 数	642	233	10,013	342
	費 用 額	9,884,208	9,661,023	73,095,988	9,317,230
	支 給 額	7,158,585	7,148,847	53,436,378	6,841,589
令和 3	件 数	563	265	10,483	330
	費 用 額	8,857,452	9,229,235	72,869,035	9,273,210
	支 給 額	6,348,134	6,876,128	53,208,312	6,945,333
令和 4	件 数	704	273	9,879	289
	費 用 額	14,228,381	10,551,196	67,486,337	7,611,010
	支 給 額	10,749,704	7,772,389	49,159,498	5,638,711
令和 5	件 数	775	232	9,357	346
	費 用 額	24,218,474	8,194,835	60,734,191	10,516,235
	支 給 額	18,607,781	6,021,257	44,202,115	7,828,767
令和 6	件 数	560	224	8,748	397
	費 用 額	10,006,162	9,628,825	55,976,397	14,359,030
	支 給 額	7,421,285	7,010,942	40,686,656	10,642,920
令和 7	件 数	832	220	8,303	387
	費 用 額	19,985,472	10,296,802	52,967,252	13,969,570
	支 給 額	14,764,679	7,493,724	38,358,396	10,229,478

(単位：件，円)

費			食事療養・生活療養	移送費	合計
ハリ・キュウ	そ の 他	小 計			
807	0	19,518	15	1	19,534
8,602,990	0	179,275,574		103,096	179,378,670
6,355,313	0	131,404,759	159,500	72,167	131,636,426
916	0	17,451	39	0	17,490
18,831,245	0	168,906,477		0	168,906,477
7,030,594	0	116,542,160	372,450	0	116,914,610
673	0	15,698	21	0	15,719
6,732,880	0	147,997,621		0	147,997,621
4,984,348	0	106,145,891	103,600	0	106,249,491
613	0	14,470	20	0	14,490
6,350,380	0	129,384,258		0	129,384,258
4,722,315	0	94,754,739	153,800	0	94,908,539
466	0	11,696	59	0	11,755
4,433,420	0	106,391,869		0	106,391,869
3,261,465	0	77,846,864	355,370	0	78,202,234
471	3	12,115	15	0	12,130
4,208,110	228,040	104,665,082		0	104,665,082
3,086,889	164,541	76,629,337	178,300	0	76,807,637
520	0	11,665	31	1	11,697
4,662,872	0	104,539,796		49,610	104,589,406
3,458,153	0	76,778,455	112,300	49,610	76,940,365
519	0	11,229	17	0	11,246
5,463,876	0	109,127,611		0	109,127,611
4,059,293	0	80,719,213	287,800	0	81,007,013
598	3	10,530	19	0	10,549
5,926,008	251,900	96,148,322		0	96,148,322
4,401,047	176,329	70,339,179	145,220	0	70,484,399
626	1	10,369	15	0	10,384
7,112,446	24,100	104,355,642		0	104,355,642
5,274,715	16,870	76,137,862	55,130	0	76,192,992

② 退職被保険者等分

年度	区分	療			養
		診 療 費	補 装 具	柔 道 整 復	アンマ・マッサージ
平成 2 8	件 数	2	13	469	4
	費 用 額	11,560	307,326	3,898,211	26,210
	支 給 額	8,092	215,125	2,728,677	18,347
平成 2 9	件 数	0	3	249	0
	費 用 額	0	47,005	1,890,820	0
	支 給 額	0	32,903	1,323,548	0
平成 3 0	件 数	0	1	102	0
	費 用 額	0	40,872	813,963	0
	支 給 額	0	28,610	563,535	0
令和 元	件 数	0	0	43	0
	費 用 額	0	0	310,076	0
	支 給 額	0	0	217,048	0
令和 2	件 数	0	0	1	0
	費 用 額	0	0	21,366	0
	支 給 額	0	0	14,955	0
令和 3	件 数	0	0	0	0
	費 用 額	0	0	0	0
	支 給 額	0	0	0	0
令和 4	件 数	0	0	0	0
	費 用 額	0	0	0	0
	支 給 額	0	0	0	0
令和 5	件 数	0	0	0	0
	費 用 額	0	0	0	0
	支 給 額	0	0	0	0
令和 6	件 数	0	0	0	0
	費 用 額	0	0	0	0
	支 給 額	0	0	0	0
令和 7	件 数	0	0	0	0
	費 用 額	0	0	0	0
	支 給 額	0	0	0	0

(単位：件，円)

費			食事療養・生活療養	移送費	合計
ハリ・キュウ	そ の 他	小 計			
36	0	524	0	0	524
197,980	0	4,441,287		0	4,441,287
138,586	0	3,108,827	0	0	3,108,827
35	0	287	0	0	287
186,900	0	2,124,725		0	2,124,725
130,830	0	1,487,281	0	0	1,487,281
31	0	134	0	0	134
144,030	0	998,865		0	998,865
100,821	0	692,966	0	0	692,966
15	0	58	0	0	58
71,200	0	381,276		0	381,276
49,840	0	266,888	0	0	266,888
1	0	2	0	0	2
4,860	0	26,226		0	26,226
3,402	0	18,357	0	0	18,357
0	0	0	0	0	0
0	0	0		0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0		0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0		0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0		0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0		0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0		0	0
0	0	0	0	0	0

③ 一般被保険者分＋退職被保険者等分

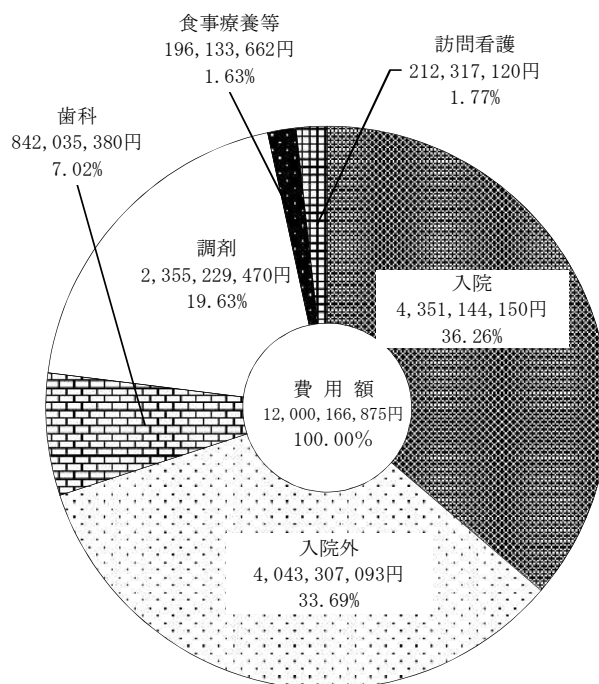
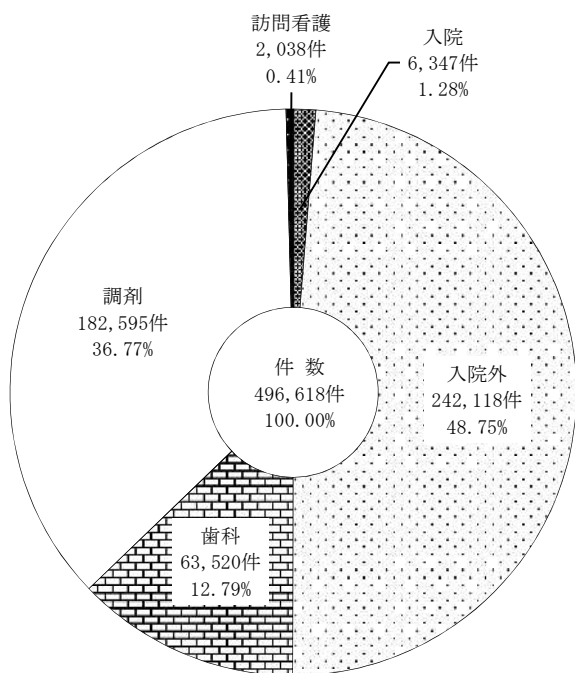
年度	区分	療		養	
		診 療 費	補 装 具	柔 道 整 復	アンマ・マッサージ
平成 2 8	件 数	535	348	17,961	355
	費 用 額	6,697,117	12,488,097	147,086,612	8,644,065
	支 給 額	4,735,948	9,129,240	107,686,548	6,467,951
平成 2 9	件 数	665	266	15,424	432
	費 用 額	12,194,326	9,567,087	120,024,829	10,226,815
	支 給 額	8,538,190	7,035,081	87,697,821	7,596,925
平成 3 0	件 数	704	304	13,646	474
	費 用 額	19,028,796	10,969,998	101,028,877	11,091,905
	支 給 額	11,601,558	8,030,421	73,851,448	8,270,261
令和 元	件 数	701	285	12,473	441
	費 用 額	9,848,015	10,456,611	92,820,783	10,218,545
	支 給 額	7,077,517	7,811,656	67,892,157	7,468,142
令和 2	件 数	642	233	10,014	342
	費 用 額	9,884,208	9,661,023	73,117,354	9,317,230
	支 給 額	7,158,585	7,148,847	53,451,333	6,841,589
令和 3	件 数	563	265	10,483	330
	費 用 額	8,857,452	9,229,235	72,869,035	9,273,210
	支 給 額	6,348,134	6,876,128	53,208,312	6,945,333
令和 4	件 数	704	273	9,879	289
	費 用 額	14,228,381	10,551,196	67,486,337	7,611,010
	支 給 額	10,749,704	7,772,389	49,159,498	5,638,711
令和 5	件 数	775	232	9,357	346
	費 用 額	24,218,474	8,194,835	60,734,191	10,516,235
	支 給 額	18,607,781	6,021,257	44,202,115	7,828,767
令和 6	件 数	560	224	8,748	397
	費 用 額	10,006,162	9,628,825	55,976,397	14,359,030
	支 給 額	7,421,285	7,010,942	40,686,656	10,642,920
令和 7	件 数	832	220	8,303	387
	費 用 額	19,985,472	10,296,802	52,967,252	13,969,570
	支 給 額	14,764,679	7,493,724	38,358,396	10,229,478

(単位：件，円)

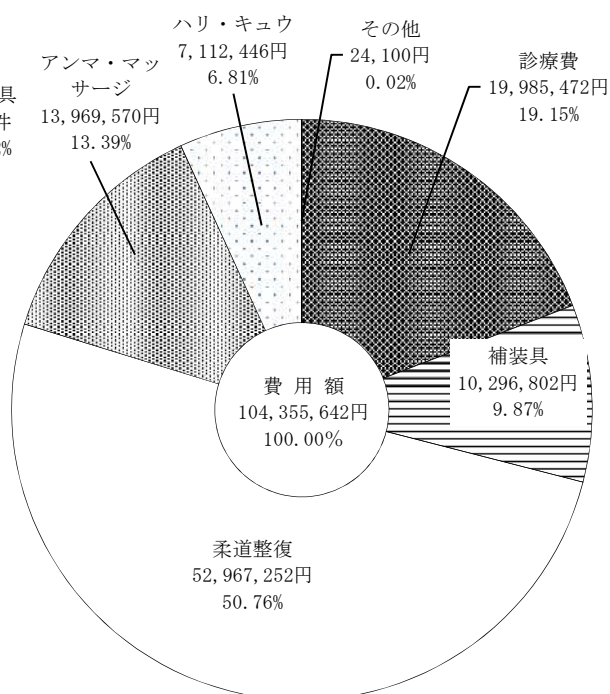
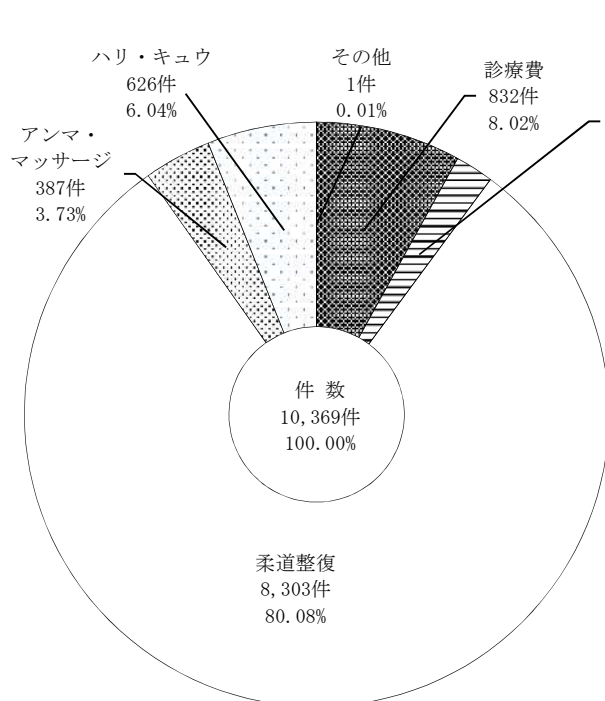
費			食事療養・生活療養	移送費	合計
ハリ・キュウ	そ の 他	小 計			
843		20,042	15	1	20,058
8,800,970		183,716,861		103,096	183,819,957
6,493,899		134,513,586	159,500	72,167	134,745,253
951		17,738	39	0	17,777
19,018,145		171,031,202		0	171,031,202
7,161,424		118,029,441	372,450	0	118,401,891
704		15,832	21	0	15,853
6,876,910		148,996,486		0	148,996,486
5,085,169		106,838,857	103,600	0	106,942,457
628		14,528	20	0	14,548
6,421,580		129,765,534		0	129,765,534
4,772,155		95,021,627	153,800	0	95,175,427
467		11,698	59	0	11,757
4,438,280		106,418,095		0	106,418,095
3,264,867		77,865,221	355,370	0	78,220,591
471	3	12,115	15	0	12,130
4,208,110	228,040	104,665,082		0	104,665,082
3,086,889	164,541	76,629,337	178,300	0	76,807,637
520		11,665	31	1	11,697
4,662,872		104,539,796		49,610	104,589,406
3,458,153		76,778,455	112,300	49,610	76,940,365
519		11,229	17	0	11,246
5,463,876		109,127,611		0	109,127,611
4,059,293		80,719,213	287,800	0	81,007,013
598	3	10,530	19	0	10,549
5,926,008	251,900	96,148,322		0	96,148,322
4,401,047	176,329	70,339,179	145,220	0	70,484,399
626	1	10,369	15	0	10,384
7,112,446	24,100	104,355,642		0	104,355,642
5,274,715	16,870	76,137,862	55,130	0	76,192,992

(7) 療養の給付・療養費の種別割合

① 療養の給付

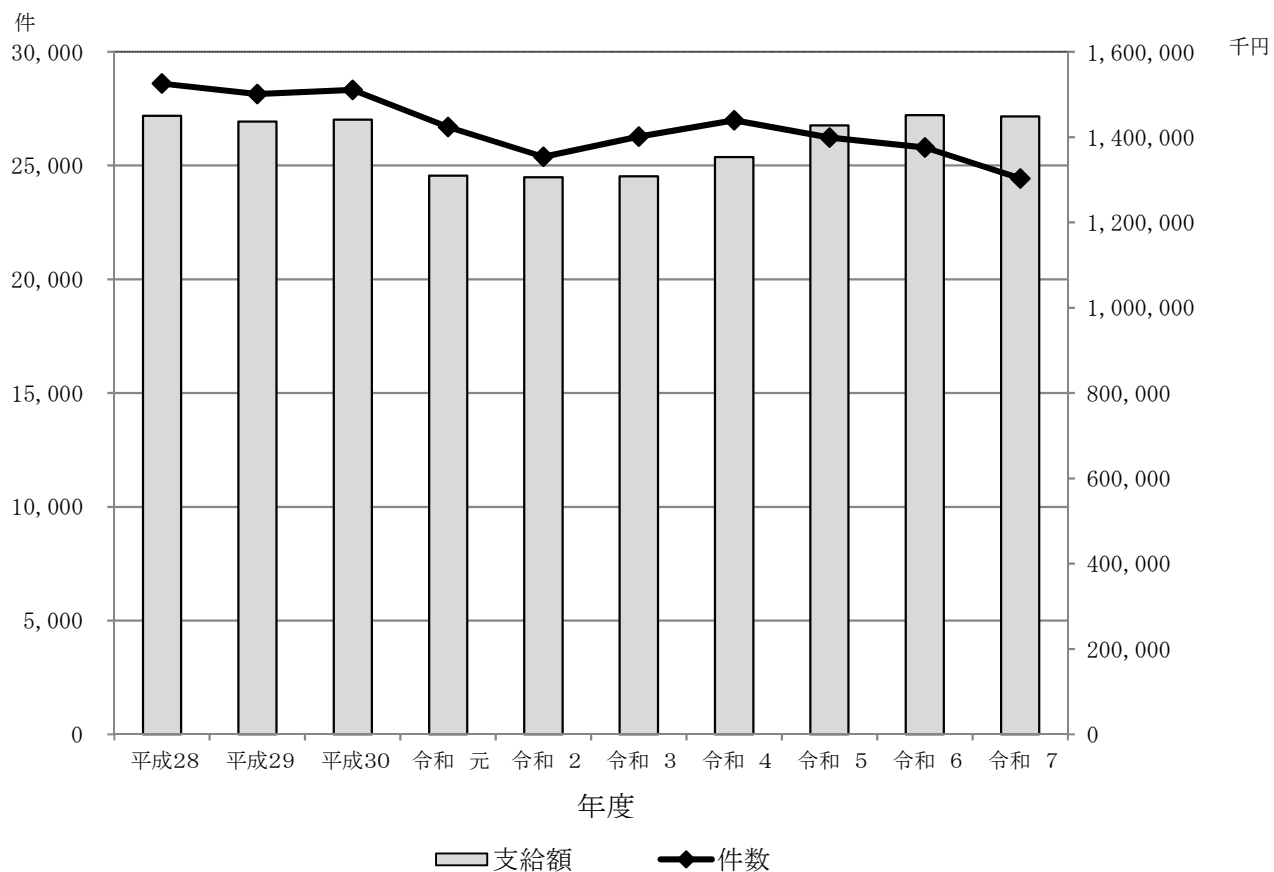


② 療養費



(8) 高額療養費支給件数及び支給額の推移

区分 年度	一 般 被 保 険 者 分			退 職 被 保 険 者 等 分			合 計		
	件 数	支 給 額	1件当たり 支 給 額	件 数	支 給 額	1件当たり 支 給 額	件 数	支 給 額	1件当たり 支 給 額
	件	円	円	件	円	円	件	円	円
平成 2 8	28,603	1,449,879,536	50,690	574	49,626,000	86,456	29,177	1,499,505,536	51,393
平成 2 9	28,141	1,436,220,134	51,037	236	21,257,331	90,073	28,377	1,457,477,465	51,361
平成 3 0	28,332	1,440,704,610	50,851	74	7,828,471	105,790	28,406	1,448,533,081	50,994
令和 元	26,698	1,309,643,739	49,054	14	813,103	58,079	26,712	1,310,456,842	49,059
令和 2	25,389	1,306,135,647	51,445	0	0	0	25,389	1,306,135,647	51,445
令和 3	26,279	1,308,398,502	49,789	0	0	0	26,279	1,308,398,502	49,789
令和 4	26,996	1,353,193,385	50,126	0	0	0	26,996	1,353,193,385	50,126
令和 5	26,225	1,427,167,878	54,420	0	0	0	26,225	1,427,167,878	54,420
令和 6	25,795	1,451,179,195	56,258	0	0	0	25,795	1,451,179,195	56,258
令和 7	24,431	1,448,667,850	59,296	0	0	0	24,431	1,448,667,850	59,296



(9) 区分別高額療養費支給状況

① 一般被保険者分

区 分		合 算 分		単 独 分				他 法 併用分	合 計	再掲
		多 数 該当分	その他	多 数 該当分	長 期 疾病分	入院分	その他			現物給付分
総 数	件 数	2,354	9,412	503	2,018	4,027	3,892	2,225	24,431	11,913
	支給額 (円)	47,225,280	64,843,823	10,192,342	194,118,252	666,382,420	209,336,051	256,569,682	1,448,667,850	1,317,065,756
再 掲	前 期 高齢者	件 数	993	8,842	149	1,099	2,428	3,234	843	17,588
		支給額 (円)	19,140,448	53,769,240	2,663,835	92,752,113	398,941,022	141,336,889	97,889,843	806,493,390
	70歳以上 ・一般	件 数	410	8,489	30	677	1,470	2,683	458	14,217
		支給額 (円)	4,165,111	45,899,423	378,100	53,032,926	205,496,440	88,839,838	26,781,578	424,593,416
	70歳以上 ・現役並 み所得者	件 数	84	147	1	31	147	39	42	491
		支給額 (円)	2,208,939	2,743,468	52,373	3,144,117	29,543,581	5,537,501	832,894	44,062,873
	未就学児	件 数	0	16	9	0	26	5	51	107
		支給額 (円)	0	372,398	437,488	0	1,046,425	30,284	8,700,725	10,587,320

長期高額疾病該当者数	130
------------	-----

② 退職被保険者等分

区 分		合 算 分		単 独 分				他 法 併用分	合 計	再掲
		多 数 該当分	その他	多 数 該当分	長 期 疾病分	入院分	その他			現物給付分
総 数	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支給額 (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再 掲	未就学児	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0
		支給額 (円)	0	0	0	0	0	0	0	0

長期高額疾病該当者数	0
------------	---

(10) 高額介護合算療養費支給件数及び支給額の推移

区分 年度	一 般 被 保 険 者 分			退 職 被 保 険 者 等 分			合 計		
	件 数	支 給 額	1件当たり 支 給 額	件 数	支 給 額	1件当たり 支 給 額	件 数	支 給 額	1件当たり 支 給 額
	件	円	円	件	円	円	件	円	円
平成 2 8	49	1, 098, 520	22, 419	1	18, 743	18, 743	50	1, 117, 263	22, 345
平成 2 9	65	1, 264, 351	19, 452	1	192, 425	192, 425	66	1, 456, 776	22, 072
平成 3 0	68	1, 634, 218	24, 033	0	0	0	68	1, 634, 218	24, 033
令和 元	81	2, 129, 674	26, 292	0	0	0	81	2, 129, 674	26, 292
令和 2	66	1, 429, 021	21, 652	0	0	0	66	1, 429, 021	21, 652
令和 3	55	1, 254, 712	22, 813	0	0	0	55	1, 254, 712	22, 813
令和 4	85	2, 048, 573	24, 101	0	0	0	85	2, 048, 573	24, 101
令和 5	70	1, 826, 596	26, 094	0	0	0	70	1, 826, 596	26, 094
令和 6	78	2, 359, 090	30, 245	0	0	0	78	2, 359, 090	30, 245
令和 7	63	1, 945, 856	30, 887	0	0	0	63	1, 945, 856	30, 887

(11) 出産育児一時金・葬祭費・傷病手当金の支給件数及び支給額の推移

区分 年度	出 産 育 児 一 時 金		葬 祭 費		傷 病 手 当 金 (新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症)	
	件 数	支 給 額	件 数	支 給 額	件 数	支 給 額
	件	円	件	円	件	円
平成 2 8	202	84, 666, 738	246	12, 300, 000	－	－
平成 2 9	140	58, 573, 000	263	13, 150, 000	－	－
平成 3 0	142	59, 868, 710	230	11, 500, 000	－	－
令和 元	113	46, 784, 950	240	12, 000, 000	－	－
令和 2	124	51, 094, 190	267	13, 350, 000	4	787, 224
令和 3	121	50, 644, 000	229	11, 450, 000	18	859, 192
令和 4	94	39, 368, 000	255	12, 750, 000	98	3, 035, 392
令和 5	78	38, 572, 000	231	11, 550, 000	3	26, 294
令和 6	98	48, 940, 000	240	12, 000, 000	－	－
令和 7	78	38, 976, 000	206	10, 300, 000	－	－

7. 保険料（税）

(1) 保険料率の推移

区分 年度	医療分料率					介護分料率			備 考		
	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	均等割	賦課限度額			
	%	%	円	円	円	%	円	円			
平成 1 0	6. 10	—	17, 500	16, 900	530, 000	—	—	—			
平成 1 1	6. 20	—	19, 500	19, 000	530, 000	—	—	—			
平成 1 2	6. 94	—	21, 200	20, 700	530, 000	0. 87	9, 000	70, 000			
平成 1 3	6. 94	—	21, 200	20, 700	530, 000	0. 87	9, 000	70, 000			
平成 1 4	6. 94	—	21, 200	20, 700	530, 000	0. 87	9, 000	70, 000			
平成 1 5	6. 94	—	21, 200	20, 700	530, 000	0. 87	9, 000	70, 000			
平成 1 6	7. 60	—	22, 200	20, 700	530, 000	0. 87	9, 000	70, 000			
平成 1 7	7. 60	—	26, 900	24, 400	530, 000	0. 87	9, 000	70, 000			
平成 1 8	7. 60	—	28, 000	25, 000	530, 000	0. 87	9, 000	70, 000			
平成 1 9	7. 60	—	28, 000	25, 000	530, 000	1. 30	10, 900	90, 000			
区分 年度	医療分料率				支援分料率				介護分料率		
	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	均等割	賦課限度額
	%	円	円	円	%	円	円	円	%	円	円
平成 2 0	5. 97	27, 100	26, 300	470, 000	1. 40	6, 200	6, 100	120, 000	1. 30	10, 900	90, 000
平成 2 1	5. 97	27, 100	26, 300	470, 000	1. 40	6, 200	6, 100	120, 000	1. 30	10, 900	100, 000
平成 2 2	5. 97	27, 100	26, 300	500, 000	1. 40	6, 200	6, 100	130, 000	1. 30	10, 900	100, 000
平成 2 3	5. 97	27, 100	26, 300	510, 000	1. 40	6, 200	6, 100	140, 000	1. 30	10, 900	120, 000
平成 2 4	5. 97	27, 100	26, 300	510, 000	1. 40	6, 200	6, 100	140, 000	1. 30	10, 900	120, 000
平成 2 5	5. 97	27, 100	26, 300	510, 000	1. 40	6, 200	6, 100	140, 000	1. 30	10, 900	120, 000
平成 2 6	5. 97	27, 100	26, 300	510, 000	1. 40	6, 200	6, 100	160, 000	1. 30	10, 900	140, 000
平成 2 7	5. 97	27, 100	26, 300	520, 000	2. 16	8, 800	8, 600	170, 000	2. 11	16, 600	160, 000
平成 2 8	5. 97	27, 100	26, 300	540, 000	2. 16	8, 800	8, 600	190, 000	2. 11	16, 600	160, 000
平成 2 9	5. 97	27, 100	26, 300	540, 000	2. 16	8, 800	8, 600	190, 000	2. 11	16, 600	160, 000
平成 3 0	5. 97	27, 100	26, 300	580, 000	2. 16	8, 800	8, 600	190, 000	2. 11	16, 600	160, 000
令和 元	5. 97	27, 100	26, 300	610, 000	2. 16	8, 800	8, 600	190, 000	2. 11	16, 600	160, 000
令和 2	5. 97	27, 100	26, 300	630, 000	2. 16	8, 800	8, 600	190, 000	2. 11	16, 600	170, 000
令和 3	5. 97	27, 100	26, 300	630, 000	2. 16	8, 800	8, 600	190, 000	2. 11	16, 600	170, 000
令和 4	5. 97	27, 100	26, 300	650, 000	2. 16	8, 800	8, 600	200, 000	2. 11	16, 600	170, 000
令和 5	5. 97	27, 100	26, 300	650, 000	2. 16	8, 800	8, 600	220, 000	2. 11	16, 600	170, 000
令和 6	5. 97	27, 100	26, 300	650, 000	2. 16	8, 800	8, 600	240, 000	2. 11	16, 600	170, 000
令和 7	5. 97	27, 100	26, 300	660, 000	2. 16	8, 800	8, 600	260, 000	2. 11	16, 600	170, 000

国民健康保険は、保険料と国・県からの補助金、八千代市の一般会計からの繰入金等により運営しています。このことから、八千代市では医療費の動向により保険料率の見直しを行っています。

また、平成12年度より介護保険制度が施行され、40歳から64歳の方は介護保険第2号被保険者として介護納付金分が上乗せされ、加えて、平成20年度からは、後期高齢者医療制度の創設により、従来の医療給付費分と介護納付金分（40歳から64歳の人）のほかに後期高齢者支援金分も合わせた合計額が国民健康保険の保険料となりました。

(2) 保険料に関する調

① 所得の種類別世帯数・賦課額・収納状況（現年度賦課分）

区 分	給与所得	年金所得	営業所得	農業所得	不動産所得
賦課世帯数	11,180	8,128	2,566	80	623
割 合	41.67%	30.30%	9.56%	0.30%	2.32%
賦課額(円)	1,280,651,000	792,267,000	790,640,700	28,791,400	197,597,700
割 合	37.86%	23.42%	23.38%	0.85%	5.84%
収納額(円)	1,126,644,245	788,204,024	742,660,111	27,181,000	197,021,817
収 納 率	87.97%	99.49%	93.93%	94.41%	99.71%

区 分	譲渡所得	その他	所得なし	合 計
賦課世帯数	342	453	3,456	26,828
割 合	1.27%	1.69%	12.88%	100.00%
賦課額(円)	138,510,900	56,663,700	97,159,000	3,382,281,400
割 合	4.10%	1.68%	2.87%	100.00%
収納額(円)	137,493,700	55,671,400	68,778,797	3,143,655,094
収 納 率	99.27%	98.25%	70.79%	92.94%

※収納額は、還付未済額を控除した額。

② 所得階層別収納状況（現年度賦課分）

区分 所得区分	賦課世帯数	保険料 賦課額	1世帯当たり 賦課額	保険料 収納額	収納率	軽減該当 世帯数
総所得金額等の ないもの	世帯 9,266	円 320,689,900	円 34,609	円 281,876,892	% 87.90	世帯 6,606
33万円以下	1,891	62,512,000	33,058	58,719,311	93.93	1,543
33万円を超え 50万円以下	1,245	50,919,200	40,899	48,242,780	94.74	967
50万円を超え 100万円以下	2,709	191,697,400	70,763	177,146,739	92.41	2,065
100万円を超え 150万円以下	2,936	344,898,700	117,472	313,939,222	91.02	975
150万円を超え 200万円以下	2,380	359,394,700	151,006	326,843,021	90.94	457
200万円を超え 250万円以下	1,754	328,966,600	187,552	301,483,850	91.65	141
250万円を超え 300万円以下	1,255	288,239,800	229,673	263,470,758	91.41	57
300万円を超え 350万円以下	833	212,313,800	254,879	196,755,105	92.67	26
350万円を超え 400万円以下	602	186,242,000	309,372	174,410,680	93.65	17

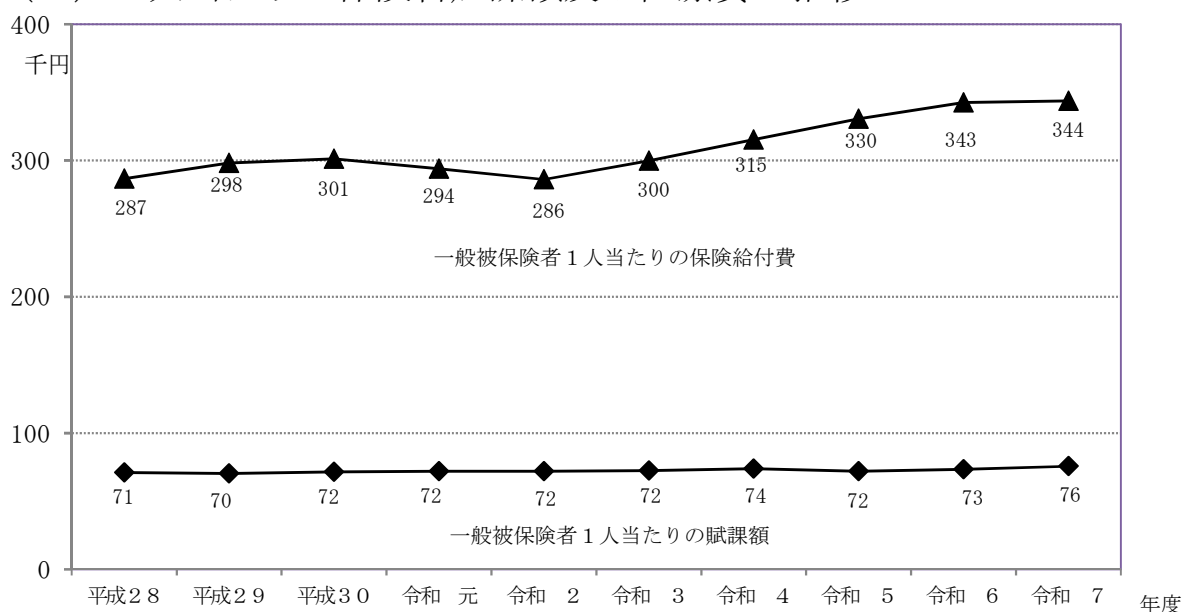
区分 所得区分	賦課世帯数	保険料 賦課額	1世帯当たり 賦課額	保険料 収納額	収納率	軽減該当 世帯数
400万円を超え 450万円以下	世帯 422	円 147,998,100	円 350,706	円 139,163,458	% 94.03	世帯 8
450万円を超え 500万円以下	293	113,632,900	387,826	109,133,860	96.04	10
500万円を超え 600万円以下	403	182,993,000	454,077	175,875,418	96.11	6
600万円を超え 700万円以下	212	119,528,400	563,813	112,303,300	93.96	1
700万円を超え 800万円以下	153	96,073,000	627,928	94,292,700	98.15	
800万円を超え 900万円以下	107	68,727,200	642,310	66,168,600	96.28	2
900万円を超え 1000万円以下	73	52,562,300	720,032	51,877,100	98.70	
1000万円を超え 1500万円以下	162	139,977,600	864,059	137,975,900	98.57	
1500万円を超え 2000万円以下	52	42,721,000	821,558	42,388,100	99.22	
2000万円を超え るもの	80	72,193,800	902,423	71,588,300	99.16	
合 計	26,828	3,382,281,400	126,073	3,143,655,094	92.94	12,881

※収納額は、還付未済額を控除した額。

(3) 保険料賦課額及び医療費の推移

種別	区分 年度	賦課額 (現年度賦課医療分)	保険給付費	年間平均 被保険者数	1人当たり	
		円	円	人	賦課額 円	保険給付費 円
一般被保険者	平成 28	3,067,838,765	12,377,940,556	43,167	71,069	286,745
	平成 29	2,848,031,848	12,079,423,921	40,507	70,310	298,206
	平成 30	2,778,748,512	11,694,315,090	38,828	71,566	301,183
	令和 元	2,665,939,856	10,877,280,911	37,019	72,015	293,830
	令和 2	2,595,952,594	10,315,173,497	36,052	72,006	286,119
	令和 3	2,565,267,094	10,620,991,763	35,439	72,385	299,698
	令和 4	2,509,764,937	10,721,850,619	34,011	73,793	315,247
	令和 5	2,326,305,760	10,670,451,969	32,289	72,046	330,467
	令和 6	2,267,071,421	10,581,469,286	30,893	73,385	342,520
	令和 7	2,284,784,107	10,378,092,552	30,193	75,673	343,725
退職被保険者等	平成 28	72,336,635	321,075,894	968	74,728	331,690
	平成 29	31,160,135	148,574,940	452	68,938	328,706
	平成 30	10,106,313	45,272,578	151	66,929	299,818
	令和 元	807,571	6,653,942	24	33,649	277,248
	令和 2	0	27,394	0	－	－
	令和 3	0	71,764	0	－	－
	令和 4	0	0	0	－	－
	令和 5	0	0	0	－	－
	令和 6	0	0	0	－	－
	令和 7	0	0	0	－	－

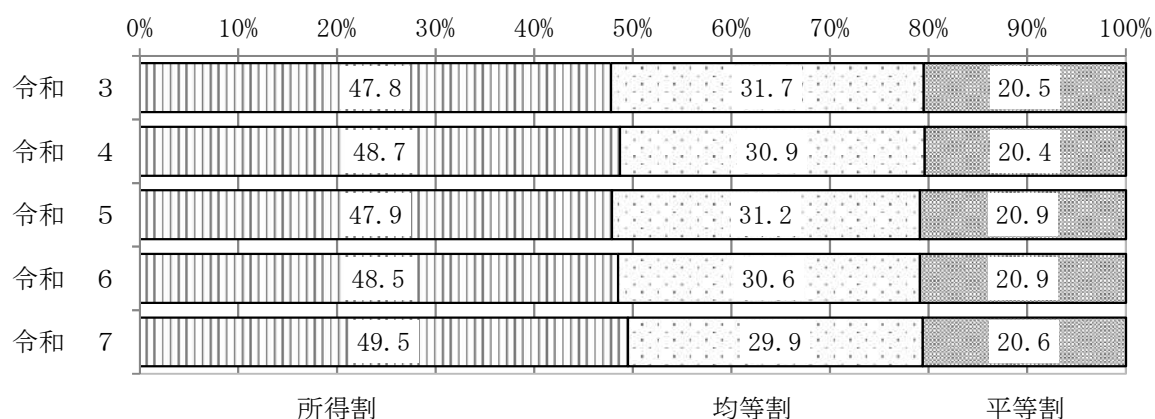
(4) 1人当たりの保険料賦課額及び医療費の推移



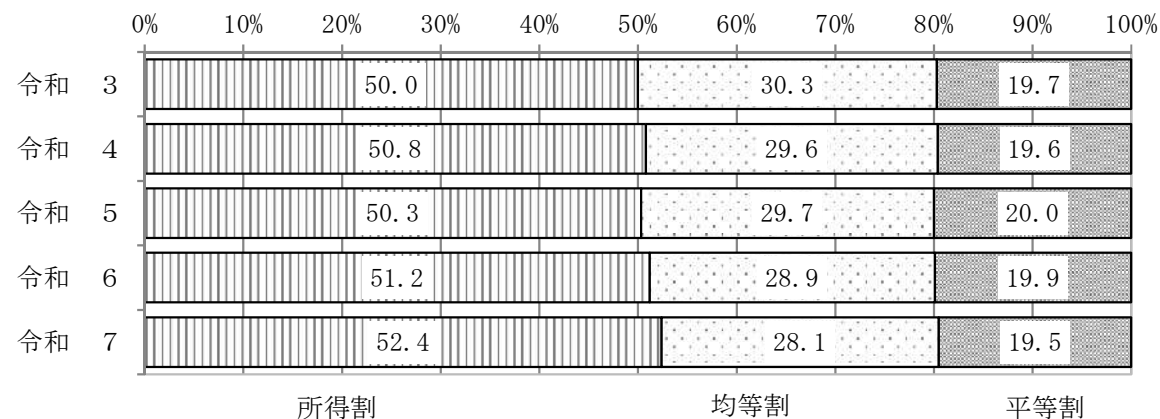
(5) 応能割及び応益割賦課割合の推移

区分 年度	医療分賦課割合（一般）				支援分賦課割合（一般）				介護分賦課割合		
	所得割	均等割	平等割	計	所得割	均等割	平等割	計	所得割	均等割	計
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
令和 3	47.8	31.7	20.5	100.0	50.0	30.3	19.7	100.0	51.0	49.0	100.0
令和 4	48.7	30.9	20.4	100.0	50.8	29.6	19.6	100.0	51.9	48.1	100.0
令和 5	47.9	31.2	20.9	100.0	50.3	29.7	20.0	100.0	50.7	49.3	100.0
令和 6	48.5	30.6	20.9	100.0	51.2	28.9	19.9	100.0	51.6	48.4	100.0
令和 7	49.5	29.9	20.6	100.0	52.4	28.1	19.5	100.0	52.2	47.8	100.0

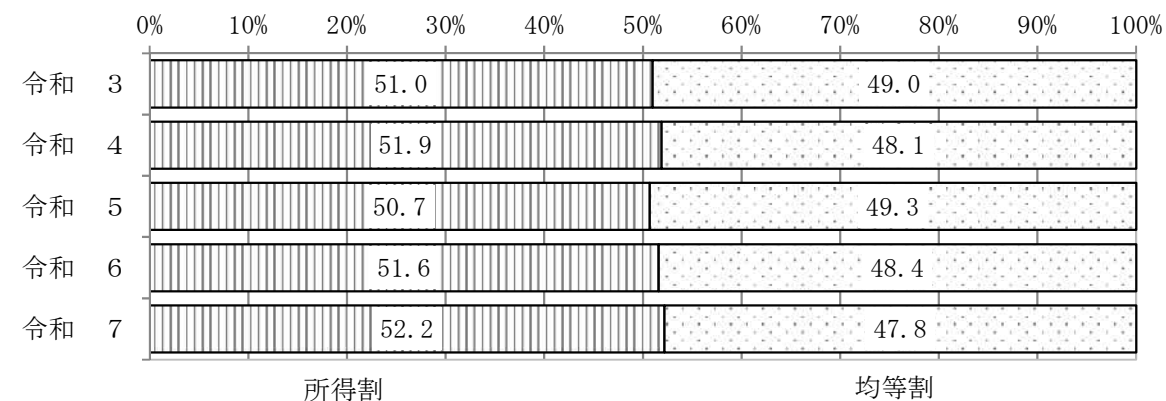
医療分賦課割合（一般）



支援分賦課割合（一般）



介護分賦課割合



(6) 保険料（税）収納状況の推移

① 一般被保険者分

区分 年度		現年度賦課分				滞納繰越分		
		医療分	支援分	介護分	計	医療分	支援分	介護分
令和3	調定額	2,565,267,094	875,479,146	319,992,960	3,760,739,200	530,237,891	179,411,585	90,939,207
	収納額	2,334,138,160	796,405,257	282,182,525	3,412,725,942	132,043,852	45,147,805	23,318,856
	収納率	90.99%	90.97%	88.18%	90.75%	24.90%	25.16%	25.64%
令和4	調定額	2,509,764,937	856,576,190	321,555,473	3,687,896,600	498,712,440	169,768,832	83,329,161
	収納額	2,300,141,315	784,791,092	286,811,640	3,371,744,047	145,054,152	49,559,405	24,738,492
	収納率	91.65%	91.62%	89.20%	91.43%	29.09%	29.19%	29.69%
令和5	調定額	2,326,305,760	800,312,436	299,441,004	3,426,059,200	463,495,075	158,100,671	77,327,301
	収納額	2,148,351,610	739,333,997	270,084,744	3,157,770,351	170,142,440	58,312,196	28,966,230
	収納率	92.35%	92.38%	90.20%	92.17%	36.71%	36.88%	37.46%
令和6	調定額	2,267,071,421	785,651,353	298,403,826	3,351,126,600	388,150,025	132,518,264	64,533,356
	収納額	2,097,888,941	727,605,863	271,818,955	3,097,313,759	157,008,381	53,828,540	27,610,712
	収納率	92.54%	92.61%	91.09%	92.43%	40.45%	40.62%	42.79%
令和7	調定額	2,284,784,107	796,100,776	301,396,517	3,382,281,400	331,667,194	113,454,204	53,793,795
	収納額	2,126,199,319	741,629,141	275,826,634	3,143,655,094	134,076,107	46,086,095	21,870,902
	収納率	93.06%	93.16%	91.52%	92.94%	40.42%	40.62%	40.66%

② 退職被保険者等分

区分 年度		現年度賦課分				滞納繰越分		
		医療分	支援分	介護分	計	医療分	支援分	介護分
令和3	調定額	0	0	0	－	1,148,820	389,019	354,645
	収納額	0	0	0	－	150,647	48,331	53,140
	収納率	－	－	－	－	13.11%	12.42%	14.98%
令和4	調定額	0	0	0	－	596,784	203,791	166,121
	収納額	0	0	0	－	154,043	52,214	39,268
	収納率	－	－	－	－	25.81%	25.62%	23.64%
令和5	調定額	0	0	0	－	258,728	87,888	58,806
	収納額	0	0	0	－	247,349	85,174	55,672
	収納率	－	－	－	－	95.60%	96.91%	94.67%
令和6	調定額	0	0	0	－	10,106	2,272	2,022
	収納額	0	0	0	－	0	0	0
	収納率	－	－	－	－	0.00%	0.00%	0.00%
令和7	調定額	0	0	0	－	10,106	2,272	2,022
	収納額	0	0	0	－	0	0	0
	収納率	－	－	－	－	0.00%	0.00%	0.00%

(単位：円)

		合 計	不 納 欠 損 額				
税	計		医 療 分	支 援 分	介 護 分	税	計
263,794	800,852,477	4,561,591,677	121,398,096	40,438,293	20,752,306	226,450	182,815,145
0	200,510,513	3,613,236,455	-	-	-	-	-
0.00%	25.04%	79.21%	-	-	-	-	-
37,344	751,847,777	4,439,744,377	92,648,733	31,465,920	14,828,637	0	138,943,290
0	219,352,049	3,591,096,096	-	-	-	-	-
0.00%	29.18%	80.89%	-	-	-	-	-
37,344	698,960,391	4,125,019,591	76,943,661	26,132,724	12,258,700	0	115,335,085
0	257,420,866	3,415,191,217	-	-	-	-	-
0.00%	36.83%	82.79%	-	-	-	-	-
37,344	585,238,989	3,936,365,589	62,205,399	21,080,218	8,880,700	37,344	92,203,661
0	238,447,633	3,335,761,392	-	-	-	-	-
0.00%	40.74%	84.74%	-	-	-	-	-
0	498,915,193	3,881,196,593	61,992,023	21,080,174	9,187,441	0	92,259,638
0	202,033,104	3,345,688,198	-	-	-	-	-
0.00%	40.49%	86.20%	-	-	-	-	-

※ 収納額は、還付未済額を控除した額。

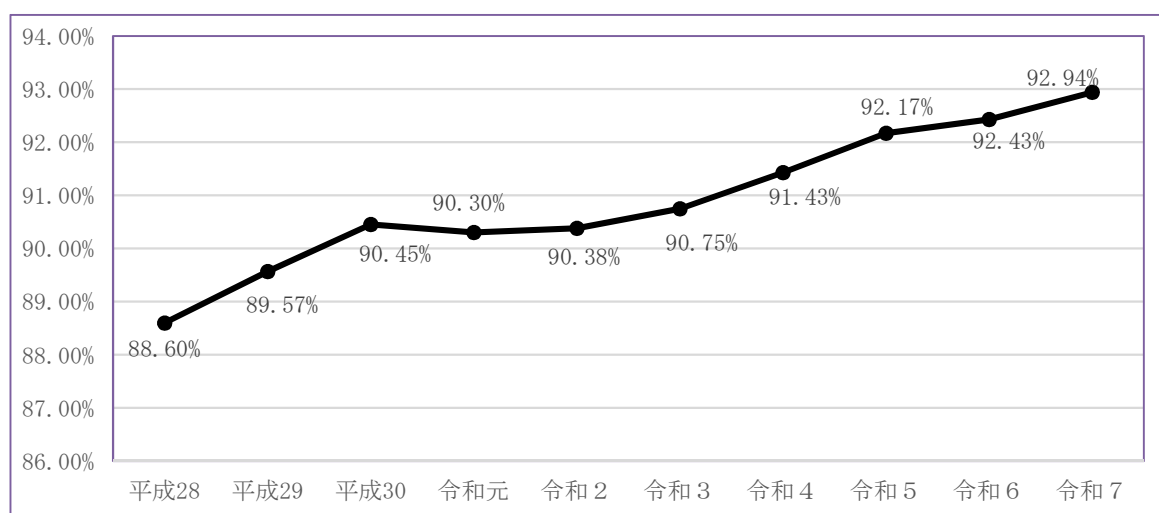
(単位：円)

		合 計	不 納 欠 損 額				
税	計		医 療 分	支 援 分	介 護 分	税	計
0	1,892,484	1,892,484	401,389	136,897	135,384	0	673,670
0	252,118	252,118	-	-	-	-	-
-	13.32%	13.32%	-	-	-	-	-
0	966,696	966,696	184,013	63,689	68,047	0	315,749
0	245,525	245,525	-	-	-	-	-
-	25.40%	25.40%	-	-	-	-	-
0	405,422	405,422	1,273	442	1,112	0	2,827
0	388,195	388,195	-	-	-	-	-
-	95.75%	95.75%	-	-	-	-	-
0	14,400	14,400	0	0	0	0	0
0	0	0	-	-	-	-	-
-	0.00%	0.00%	-	-	-	-	-
0	14,400	14,400	10,106	2,272	2,022	0	14,400
0	0	0	-	-	-	-	-
-	0.00%	0.00%	-	-	-	-	-

③ 一般被保険者分＋退職被保険者等分

年度	区分	現年度賦課分				滞納繰越分		
		医療分	支援分	介護分	計	医療分	支援分	介護分
令和2	調定額	2,595,952,594	886,111,116	323,606,290	3,805,670,000	567,031,742	190,097,555	99,073,553
	収納額	2,353,102,943	802,878,460	283,419,649	3,439,401,052	152,611,057	51,483,505	26,437,651
	収納率	90.65%	90.61%	87.58%	90.38%	26.91%	27.08%	26.68%
令和3	調定額	2,565,267,094	875,479,146	319,992,960	3,760,739,200	531,386,711	179,800,604	91,293,852
	収納額	2,334,138,160	796,405,257	282,182,525	3,412,725,942	132,194,499	45,196,136	23,371,996
	収納率	90.99%	90.97%	88.18%	90.75%	24.88%	25.14%	25.60%
令和4	調定額	2,509,764,937	856,576,190	321,555,473	3,687,896,600	499,309,224	169,972,623	83,495,282
	収納額	2,300,141,315	784,791,092	286,811,640	3,371,744,047	145,208,195	49,611,619	24,777,760
	収納率	91.65%	91.62%	89.20%	91.43%	29.08%	29.19%	29.68%
令和5	調定額	2,326,305,760	800,312,436	299,441,004	3,426,059,200	463,753,803	158,188,559	77,386,107
	収納額	2,148,351,610	739,333,997	270,084,744	3,157,770,351	170,389,789	58,397,370	29,021,902
	収納率	92.35%	92.38%	90.20%	92.17%	36.74%	36.92%	37.50%
令和6	調定額	2,267,071,421	785,651,353	298,403,826	3,351,126,600	388,160,131	132,520,536	64,535,378
	収納額	2,097,888,941	727,605,863	271,818,955	3,097,313,759	157,008,381	53,828,540	27,610,712
	収納率	92.54%	92.61%	91.09%	92.43%	40.45%	40.62%	42.78%
令和7	調定額	2,284,784,107	796,100,776	301,396,517	3,382,281,400	331,677,300	113,456,476	53,795,817
	収納額	2,126,199,319	741,629,141	275,826,634	3,143,655,094	134,076,107	46,086,095	21,870,902
	収納率	93.06%	93.16%	91.52%	92.94%	40.42%	40.62%	40.66%

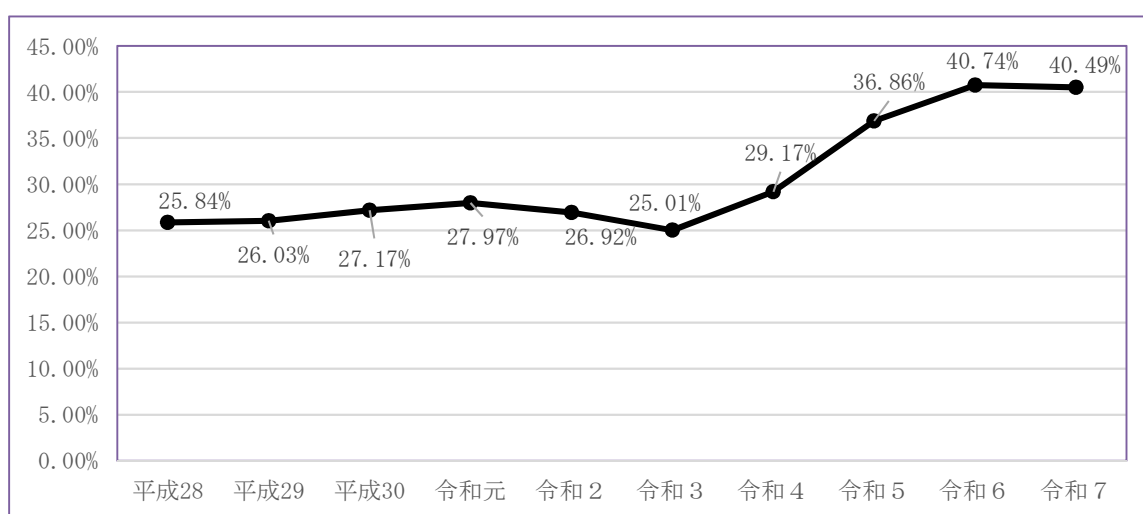
収納率の推移(現年度賦課分)



(単位：円)

		合 計	不 納 欠 損 額				
税	計		医 療 分	支 援 分	介 護 分	税	計
267,794	856,470,644	4,662,140,644	116,223,642	38,759,085	19,864,091		174,846,818
4,000	230,536,213	3,669,937,265	—	—	—	—	—
1.49%	26.92%	78.72%	—	—	—	—	—
263,794	802,744,961	4,563,484,161	121,799,485	40,575,190	20,887,690	226,450	183,488,815
	200,762,631	3,613,488,573	—	—	—	—	—
0.00%	25.01%	79.18%	—	—	—	—	—
37,344	752,814,473	4,440,711,073	92,832,746	31,529,609	14,896,684	0	139,259,039
	219,597,574	3,591,341,621	—	—	—	—	—
0.00%	29.17%	80.87%	—	—	—	—	—
37,344	699,365,813	4,125,425,013	76,944,934	26,133,166	12,259,812	0	115,337,912
	257,809,061	3,415,579,412	—	—	—	—	—
0.00%	36.86%	82.79%	—	—	—	—	—
37,344	585,253,389	3,936,379,989	62,205,399	21,080,218	8,880,700	37,344	92,203,661
	238,447,633	3,335,761,392	—	—	—	—	—
0.00%	40.74%	84.74%	—	—	—	—	—
	498,929,593	3,881,210,993	62,002,129	21,082,446	9,189,463	0	92,274,038
	202,033,104	3,345,688,198	—	—	—	—	—
	40.49%	86.20%	—	—	—	—	—

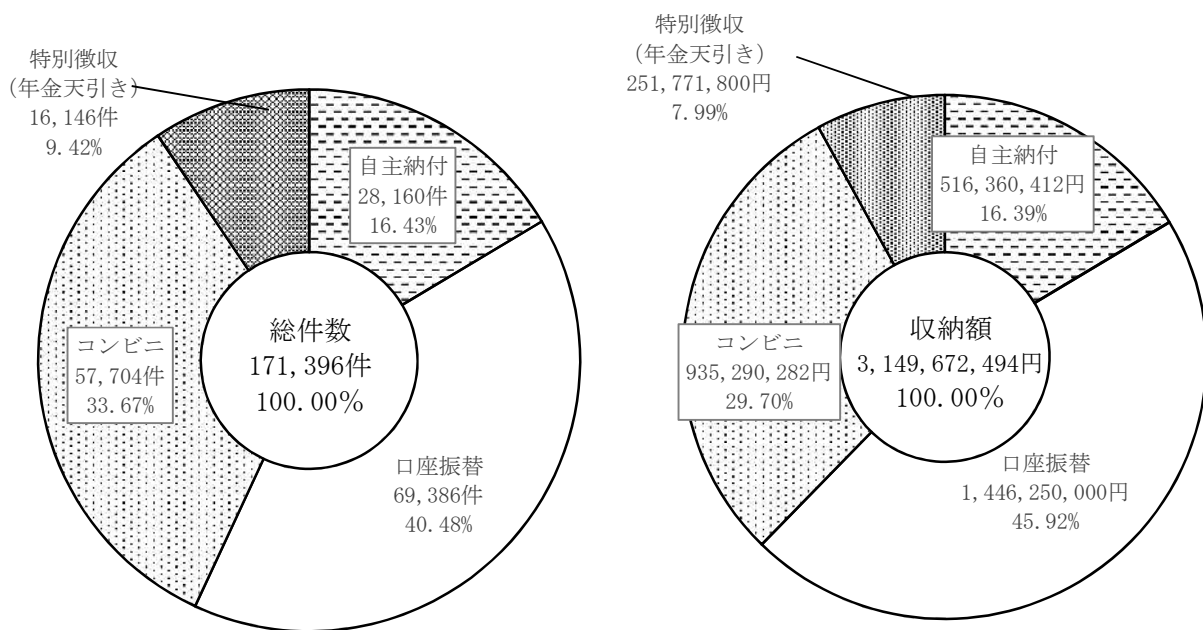
収納率の推移(滞納繰越分)



(7) 保険料（税）収納方法内訳

区 分	件 数	割 合	収 納 額	割 合
自主納付	28,160 ^件	16.43 [%]	516,360,412 ^円	16.39 [%]
口座振替	69,386	40.48	1,446,250,000	45.92
コンビニ	57,704	33.67	935,290,282	29.70
特別徴収 (年金天引き)	16,146	9.42	251,771,800	7.99
合 計	171,396	100.00	3,149,672,494	100.00

※ 還付未済分の収納額を含む。

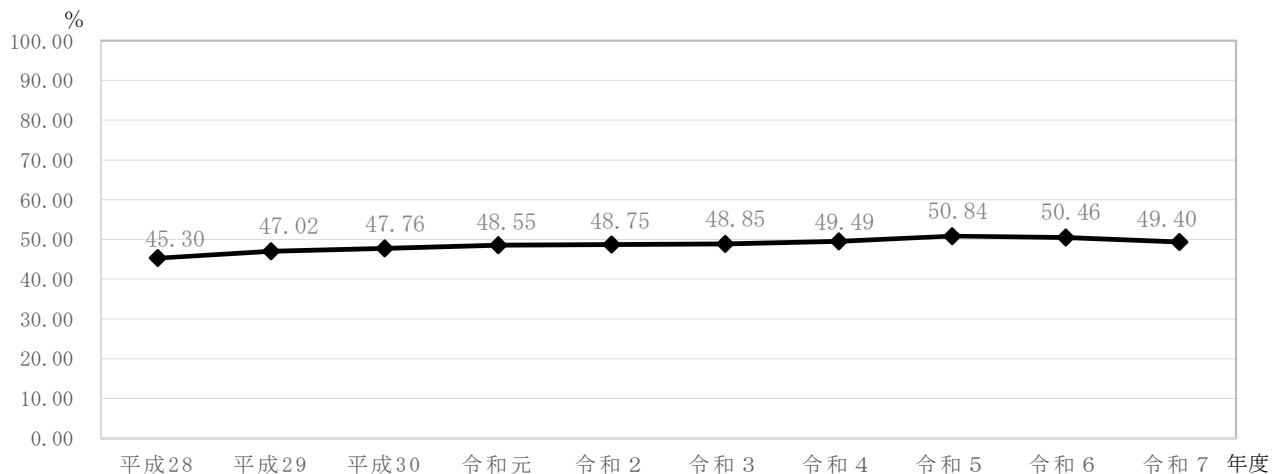


（８）保険料（税）減額世帯の推移（全体）

（単位：千円，世帯）

区分 年度		賦課対象 世帯数	7割軽減		5割軽減		2割軽減		合 計	
			世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額
平成28	医療分	26,563	6,280	268,058	2,727	100,223	3,027	43,889	12,034	412,170
	支援分	26,563	6,280	87,299	2,727	32,620	3,027	14,284	12,034	134,203
	介護分	10,843	2,444	30,607	1,045	10,233	943	3,794	4,432	44,634
平成29	医療分	25,578	6,346	269,406	2,734	98,475	2,948	42,148	12,028	410,029
	支援分	25,578	6,346	87,740	2,734	32,052	2,948	13,717	12,028	133,509
	介護分	10,293	2,468	30,967	1,058	10,341	890	3,575	4,416	44,883
平成30	医療分	24,743	6,283	264,820	2,699	95,393	2,836	40,142	11,818	400,355
	支援分	24,743	6,283	86,248	2,699	31,049	2,836	13,064	11,818	130,361
	介護分	9,956	2,537	31,745	989	9,744	869	3,476	4,395	44,965
令和元	医療分	24,052	6,185	258,833	2,711	94,719	2,782	38,434	11,678	391,986
	支援分	24,052	6,185	84,300	2,711	30,831	2,782	12,509	11,678	127,640
	介護分	9,655	2,520	31,327	1,046	10,134	838	3,296	4,404	44,757
令和2	医療分	24,063	6,102	254,577	2,804	96,659	2,825	38,618	11,731	389,854
	支援分	24,063	6,102	82,915	2,804	31,463	2,825	12,570	11,731	126,948
	介護分	9,679	2,536	31,455	1,057	10,317	868	3,400	4,461	45,172
令和3	医療分	23,664	6,240	260,980	2,625	89,317	2,695	36,672	11,560	386,969
	支援分	23,664	6,240	85,001	2,625	29,073	2,695	11,937	11,560	126,011
	介護分	9,520	2,711	33,768	975	9,545	817	3,247	4,503	46,560
令和4	医療分	22,555	6,181	258,186	2,531	86,266	2,451	33,829	11,163	378,281
	支援分	22,555	6,181	84,090	2,531	28,080	2,451	11,011	11,163	123,181
	介護分	9,302	2,796	35,011	978	9,495	757	2,958	4,531	47,464
令和5	医療分	22,095	6,334	263,311	2,479	82,610	2,421	33,904	11,234	379,825
	支援分	22,095	6,334	85,761	2,479	26,891	2,421	11,035	11,234	123,687
	介護分	9,231	2,878	36,220	970	9,288	818	3,191	4,666	48,699
令和6	医療分	21,485	6,248	258,362	2,323	77,513	2,270	30,224	10,841	366,099
	支援分	21,485	6,248	84,152	2,323	25,232	2,270	9,838	10,841	119,222
	介護分	9,111	2,832	35,360	928	8,923	744	2,918	4,504	47,201
令和7	医療分	21,516	6,294	258,506	2,199	73,079	2,136	28,133	10,629	359,718
	支援分	21,516	6,294	84,201	2,199	23,790	2,136	9,158	10,629	117,149
	介護分	9,249	2,820	34,988	932	8,947	715	2,779	4,467	46,714

（９）保険料（税）減額世帯割合の推移（医療分）



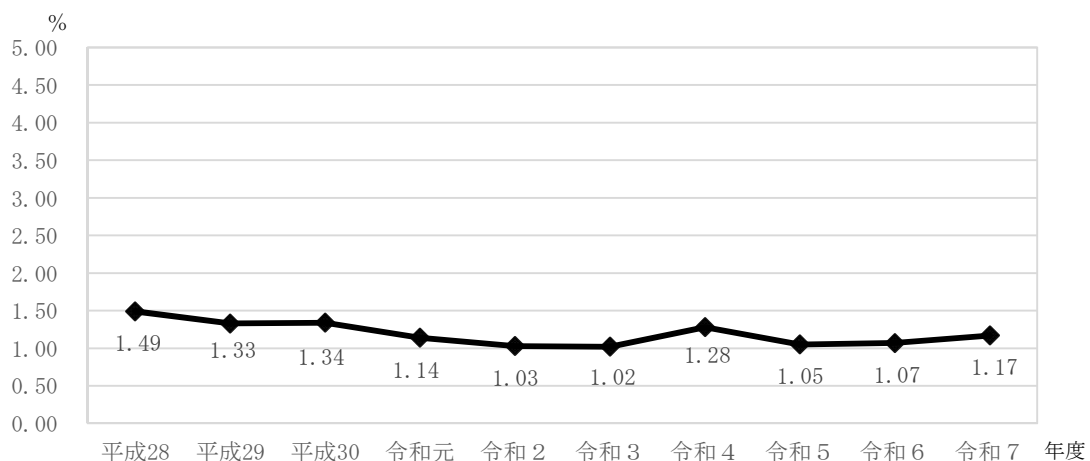
(10) 保険料（税）賦課限度額対象世帯の推移（全体）

（単位：円，％）

区分 年度		賦課対象世帯数	賦課限度額 対象世帯数	割 合	賦課限度額
平成 2 8	医療分	26,563	397	1.49	540,000
	支援分	26,563	410	1.54	190,000
	介護分	10,843	233	2.15	160,000
平成 2 9	医療分	25,578	340	1.33	540,000
	支援分	25,578	345	1.35	190,000
	介護分	10,293	195	1.89	160,000
平成 3 0	医療分	24,743	331	1.34	580,000
	支援分	24,743	382	1.54	190,000
	介護分	9,956	197	1.98	160,000
令和 元	医療分	24,052	274	1.14	610,000
	支援分	24,052	337	1.40	190,000
	介護分	9,655	184	1.91	160,000
令和 2	医療分	24,063	247	1.03	630,000
	支援分	24,063	344	1.43	190,000
	介護分	9,679	161	1.66	170,000
令和 3	医療分	23,664	241	1.02	630,000
	支援分	23,664	352	1.49	190,000
	介護分	9,520	172	1.81	170,000
令和 4	医療分	22,555	288	1.28	650,000
	支援分	22,555	398	1.76	200,000
	介護分	9,302	254	2.73	170,000
令和 5	医療分	22,095	231	1.05	650,000
	支援分	22,095	256	1.16	220,000
	介護分	9,231	182	1.97	170,000
令和 6	医療分	21,485	230	1.07	650,000
	支援分	21,485	209	0.97	240,000
	介護分	9,111	201	2.21	170,000
令和 7	医療分	21,516	251	1.17	660,000
	支援分	21,516	208	0.97	260,000
	介護分	9,249	197	2.13	170,000

※ 国民健康保険税（料）課税状況等の調べによる。

(11) 保険料（税）賦課限度額対象世帯割合の推移（医療分）



(12) 保険料減免状況の推移

(単位：円，件)

年度	区分	災 害	収入減少	医療費増加	生活困窮	給付制限	債務保証	その他	合 計
	件数								
平成28	件数	6	6	0	0	51	0	0	63
	金額	1,086,100	256,800	0	0	1,306,600	0	0	2,649,500
平成29	件数	5	6	0	1	36	0	0	48
	金額	599,100	283,900	0	40,500	1,523,400	0	0	2,446,900
平成30	件数	5	12	0	35	32	0	0	84
	金額	355,000	571,900	0	326,900	1,173,800	0	0	2,427,600
令和元	件数	9	22	1	34	29	0	0	95
	金額	785,000	1,405,800	13,000	311,000	1,124,100	0	0	3,638,900
令和2	件数	4	17	0	47	28	0	458	554
	金額	301,700	1,019,800	0	903,100	939,800	0	53,511,600	56,676,000
令和3	件数	3	31	0	39	24	0	85	182
	金額	94,700	1,794,600	0	668,900	1,509,800	0	13,963,700	18,031,700
令和4	件数	3	26	0	62	40	0	22	153
	金額	84,100	1,565,800	0	615,300	1,607,600	0	3,868,800	7,741,600
令和5	件数	4	4	1	62	25	0	0	96
	金額	90,000	291,900	83,900	920,500	707,600	0	0	2,093,900
令和6	件数	3	6	0	83	24	0	0	116
	金額	76,700	271,600	0	1,569,200	626,500	0	0	2,544,000
令和7	件数	6	7	0	62	26	0	0	101
	金額	98,600	415,600	0	1,268,800	643,100	0	0	2,426,100

※令和2～4年度の区分のその他は新型コロナウイルス感染症の減免

8. 保健事業

（１） 特定健康診査・特定保健指導の状況

① 特定健康診査

糖尿病等の生活習慣病の早期発見とメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を減少させることを目的として、八千代市に住民登録を有する40歳以上の八千代市国民健康保険被保険者を対象とした健康診査を実施した。

年度	区分	対象者数	実績	受診率
令和 3		26,914人	8,092人	30.1%
令和 4		26,019人	7,699人	29.6%
令和 5		24,288人	6,886人	28.4%
令和 6		23,255人	6,721人	28.9%
令和 7		22,121人	6,432人	29.1%

② 特定保健指導

八千代市国民健康保険被保険者を対象とした健康診査で、動機付け支援・積極的支援が必要となった人に保健指導を行った。

年度	区分	対象者数	実績	受診率
令和 3		968人	255人	26.3%
令和 4		818人	257人	31.4%
令和 5		858人	216人	25.2%
令和 6		794人	201人	25.3%
令和 7		777人	201人	25.9%

（２） 短期人間ドック利用状況

短期人間ドックを利用し、その検査費用の一部を助成することによって疾病の予防、早期発見及び早期治療に役立て、被保険者の健康保持増進を図ることを目的として実施。平成28年度から、指定外医療機関での受診に対しても助成を行った。

年度	区分	指定医療機関	指定外医療機関	合計
令和 3		1,028人	91人	1,119人
令和 4		1,023人	113人	1,136人
令和 5		1,037人	131人	1,168人
令和 6		1,039人	117人	1,156人
令和 7		1,041人	144人	1,185人

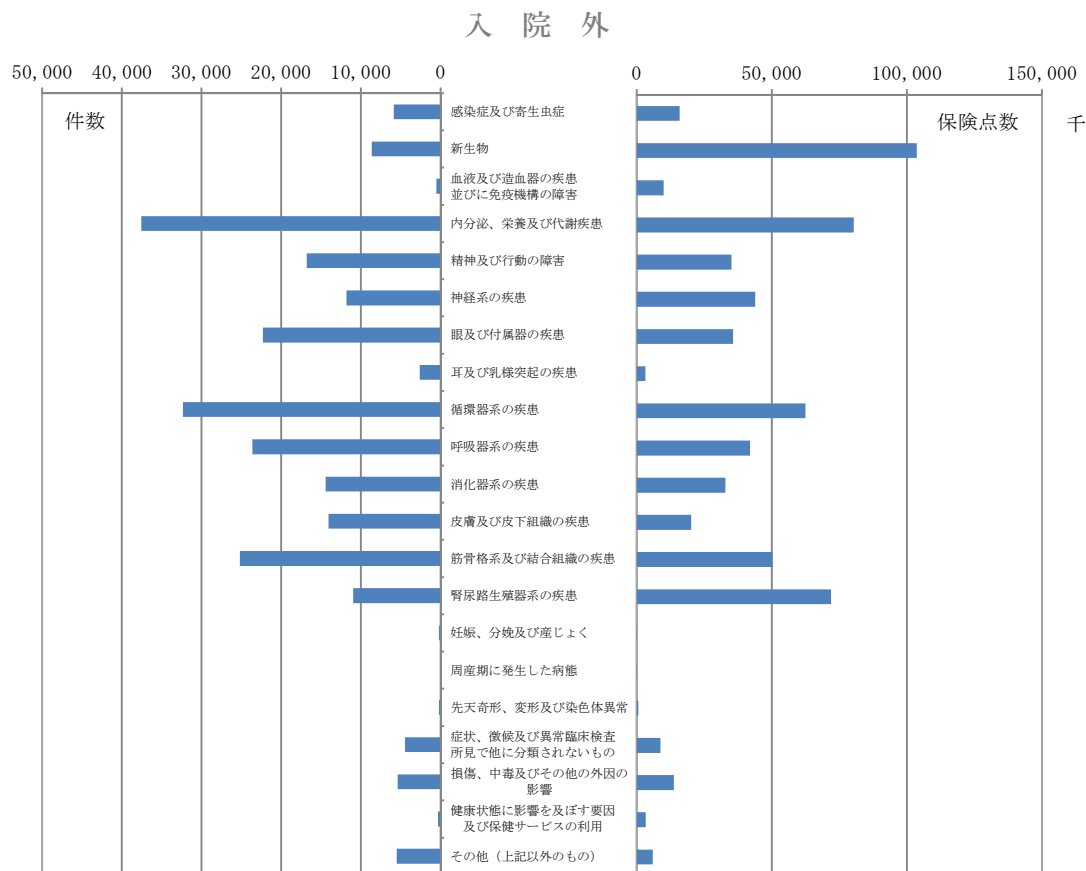
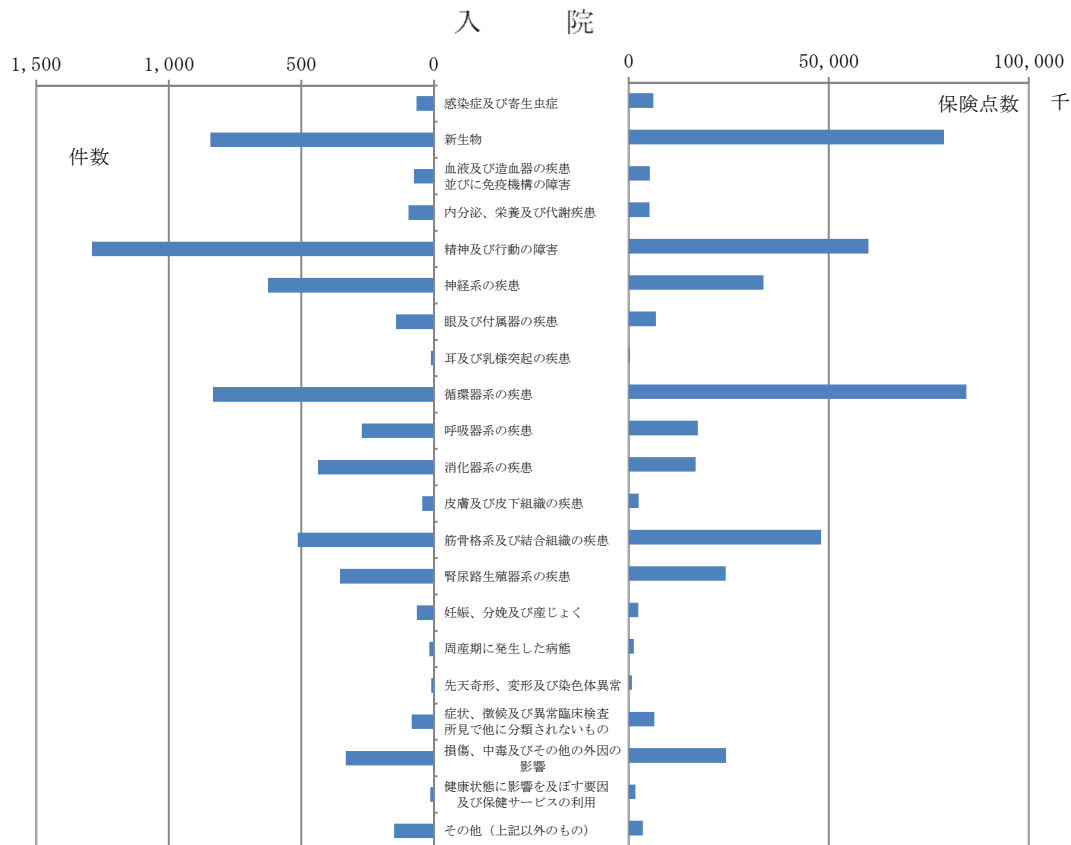
(3) 疾病大分類統計

疾 病 大 分 類	入 院			入 件 数
	件 数	総 点 数	1件当たり 点数	
感染症及び寄生虫症	66	6,179,958	93,636	5,848
新生物	843	78,769,870	93,440	8,601
血液及び造血器の疾患並びに 免疫機構の障害	75	5,280,440	70,406	494
内分泌、栄養及び代謝疾患	96	5,180,264	53,961	37,519
精神及び行動の障害	1,289	59,914,988	46,482	16,791
神経系の疾患	626	33,701,324	53,836	11,790
眼及び付属器の疾患	143	6,768,061	47,329	22,256
耳及び乳様突起の疾患	12	326,421	27,202	2,574
循環器系の疾患	833	84,332,545	101,240	32,323
呼吸器系の疾患	272	17,254,248	63,435	23,579
消化器系の疾患	437	16,695,363	38,204	14,397
皮膚及び皮下組織の疾患	44	2,443,163	55,526	14,046
筋骨格系及び結合組織の疾患	514	48,093,383	93,567	25,150
尿路性器系の疾患	354	24,207,554	68,383	10,961
妊娠、分娩及び産じょく	64	2,364,793	36,950	175
周産期に発生した病態	17	1,291,294	75,958	29
先天奇形、変形及び染色体異常	10	806,440	80,644	197
症状、徴候及び異常臨床検査 所見で他に分類されないもの	84	6,412,842	76,343	4,460
損傷、中毒及びその他の外因の 影響	333	24,303,870	72,985	5,348
健康状態に影響を及ぼす要因 及び保健サービスの利用	14	1,685,655	120,404	302
その他(上記以外のもの)	150	3,538,695	23,591	5,467
合 計	6,276	429,551,171	68,443	242,307

令和7年度累計

院 外		合 計		
総 点 数	1件当たり 点数	件 数	総 点 数	1件当たり 点数
15,890,527	2,717	5,914	22,070,485	3,732
103,648,767	12,051	9,444	182,418,637	19,316
9,942,077	20,126	569	15,222,517	26,753
80,422,153	2,144	37,615	85,602,417	2,276
35,165,625	2,094	18,080	95,080,613	5,259
43,886,547	3,722	12,416	77,587,871	6,249
35,743,007	1,606	22,399	42,511,068	1,898
3,212,099	1,248	2,586	3,538,520	1,368
62,471,929	1,933	33,156	146,804,474	4,428
41,930,488	1,778	23,851	59,184,736	2,481
32,810,586	2,279	14,834	49,505,949	3,337
20,215,189	1,439	14,090	22,658,352	1,608
50,319,265	2,001	25,664	98,412,648	3,835
71,902,092	6,560	11,315	96,109,646	8,494
190,525	1,089	239	2,555,318	10,692
61,742	2,129	46	1,353,036	29,414
644,016	3,269	207	1,450,456	7,007
8,767,986	1,966	4,544	15,180,828	3,341
13,728,098	2,567	5,681	38,031,968	6,695
3,369,369	11,157	316	5,055,024	15,997
5,982,740	1,094	5,617	9,521,435	1,695
640,304,827	2,643	248,583	1,069,855,998	4,304

(4) 疾病分類別件数及び点数の状況



(5) 医療費通知実施状況

年度	通知月	診療月	通知世帯数
令和 3	R 3 年 6月	R 2 年12月 ～ R 3 年 3月	19,262
	10月	R 3 年 4月 ～ R 3 年 7月	19,540
	R 4 年 2月	R 3 年 8月 ～ R 3 年11月	19,435
令和 4	R 4 年 6月	R 3 年12月 ～ R 4 年 3月	19,267
	10月	R 4 年 4月 ～ R 4 年 7月	19,330
	R 5 年 2月	R 4 年 8月 ～ R 4 年11月	18,998
令和 5	R 5 年 6月	R 4 年12月 ～ R 5 年 3月	18,494
	10月	R 5 年 4月 ～ R 5 年 7月	18,563
	R 6 年 2月	R 5 年 8月 ～ R 5 年11月	18,612
令和 6	R 6 年 6月	R 5 年12月 ～ R 6 年 3月	18,245
	10月	R 6 年 4月 ～ R 6 年 7月	18,267
	R 7 年 2月	R 6 年 8月 ～ R 6 年11月	17,900
令和 7	R 7 年 6月	R 6 年12月 ～ R 7 年 3月	17,614
	10月	R 7 年 4月 ～ R 7 年 7月	17,712
	R 8 年 2月	R 7 年 8月 ～ R 7 年11月	17,458

(6) 後発医薬品利用差額通知（ジェネリック差額通知）の状況

年度	対象者	通知件数 (個人通知)
令和 3	1月当たり100円以上の差額が見込まれる被保険者	6,385
令和 4	1月当たり100円以上の差額が見込まれる被保険者	5,241
令和 5	1月当たり100円以上の差額が見込まれる被保険者	4,395
令和 6	1月当たり100円以上の差額が見込まれる被保険者	2,787
令和 7	1月当たり100円以上の差額が見込まれる被保険者	2,097

(7) 高額療養費資金貸付状況

区分 年度	総医療費	貸付金額	件数	実人数	1件当たりの 貸付金額	実人数1人 当たりの 貸付金額	1件当たりの 最高貸付金額
令和 3	円 0	円 0	件 0	人 0	円 0	円 0	円 0
令和 4	0	0	0	0	0	0	0
令和 5	0	0	0	0	0	0	0
令和 6	0	0	0	0	0	0	0
令和 7	0	0	0	0	0	0	0

高額療養費の貸付制度

国民健康保険の被保険者に対し、高額療養費の支給対象となる療養のための費用に係る資金を無利子で貸し付ける制度です。平成26年8月より、限度額認定証の交付要件を緩和したことで、平成27年度以降は制度の利用がありません。

○ 対象

国民健康保険料（税）を完納している世帯で、高額療養費の支給を受ける見込みがあり、医療機関への支払いが困難な場合。

○ 貸付金の額

高額療養費として支給が見込まれる額の10分の9の範囲内の額。

ただし、交通事故等の第三者による行為、療養を受けた者の故意の犯罪行為又は、著しい不行跡による疾病若しくは、負傷に係る部分及び法令により、国又は地方公共団体において支払が行われた部分があるときは、当該部分を除きます。

(8) 出産費資金貸付状況

区分 年度	貸付金額	件数	1件当たりの 貸付金額
令和 3	0	0	0
令和 4	0	0	0
令和 5	0	0	0
令和 6	0	0	0
令和 7	0	0	0

出産費資金の貸付制度

国民健康保険の加入世帯で、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金を無利子で貸し付ける制度です。平成23年4月より、出産育児一時金制度について直接支払制度の改善、受取代理制度の制度化の見直しが行われ、平成29年度以降は制度の利用がありません。

○ 対象

出産予定日まで1カ月以内で、妊娠4カ月（12週）以上の国民健康保険の被保険者がいる世帯主。

○ 貸付金の額

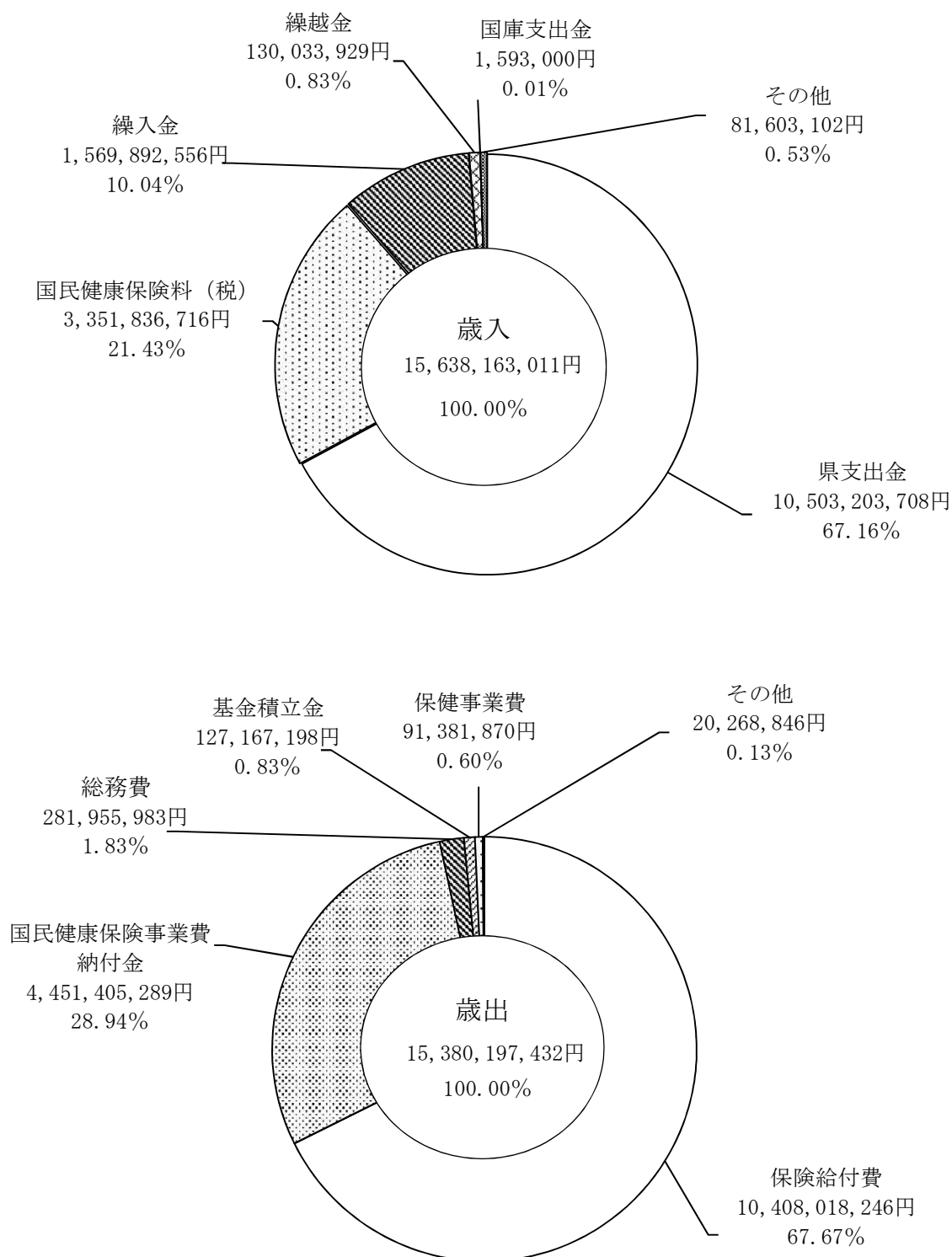
出産育児一時金として支給が見込まれる額の10分の9の範囲内の額。

9. 国保財政

(1) 令和7年度国民健康保険事業特別会計決算の概要

令和7年度の決算は、歳入総額156億3,816万3,011円、歳出総額153億8,019万7,432円、歳入歳出差引額2億5,796万5,579円と黒字であった。

歳入の主な内容は、県支出金 105億0,320万3,708円（前年度比△1.80%）、国民健康保険料（税）33億5,183万6,716円（前年度比0.34%）、繰入金 15億6,989万2,556円（前年度比 △3.37%）、歳出の主な内容は、保険給付費104億0,801万8,246円（前年度比△1.83%）、国民健康保険事業費納付金44億5,140万5,289円（前年度比△0.47%）、総務費 2億8,195万5,983円（前年度比△1.34%）である。



(2) 令和7年度国民健康保険事業特別会計決算の状況

歳入

(単位：円)

科 目			予算額	決算額
国民健康保険料	一般被保険者	医療給付費分現年分	1,966,282,000	2,130,189,956
		後期高齢者支援金分現年分	683,839,000	742,988,772
		介護納付金現年分	260,800,000	276,493,766
		医療給付費分滞納繰越分	130,204,000	134,169,666
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	44,970,000	46,118,377
		介護納付金分滞納繰越分	22,570,000	21,876,179
	退職被保険者等	医療給付費分滞納繰越分	1,000	0
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	1,000	0
		介護納付金分滞納繰越分	1,000	0
	計		3,108,668,000	3,351,836,716
国民健康保険税			3,000	0
使用料及び手数料			45,000	44,700
支出国庫金	国庫補助金	災害臨時特例補助金	130,000	48,000
		社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	126,000	126,000
		子ども・子育て支援事業費補助金	1,419,000	1,419,000
	計		1,675,000	1,593,000
支出県金	県補助金	保険給付費等交付金 普通交付金	11,023,603,000	10,307,575,708
		保険給付費等交付金 特別交付金	207,389,000	195,628,000
	計		11,230,992,000	10,503,203,708
財産収入			2,490,000	2,529,198
繰入金	一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	564,638,000	535,713,148
		保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	287,093,000	298,421,378
		未就学児均等割保険料繰入金	7,567,000	7,469,634
		職員給与費等繰入金	289,131,000	269,117,283
		産前産後保険料繰入金	1,862,000	1,421,195
		出産育児一時金繰入金	35,000,000	25,894,918
		財政安定化支援事業繰入金	37,251,000	37,082,000
	小 計		1,222,542,000	1,175,119,556
	基金繰入金	財政調整基金繰入金	394,773,000	394,773,000
計		1,617,315,000	1,569,892,556	
繰越金			130,033,000	130,033,929
諸収入	延滞金加算金及び過料		30,789,000	41,719,744
	預金利子		1,000	1,181,346
	貸付金元利収入		451,000	0
	雑入		29,601,000	36,128,114
	計		60,842,000	79,029,204
合 計			16,152,063,000	15,638,163,011

歳出

(単位：円)

科 目			予算額	決算額	
総務費	総務管理費		263, 471, 000	252, 334, 878	
	徴収費		25, 695, 000	20, 644, 435	
	運営協議会費		282, 000	155, 000	
	特別対策事業費		11, 875, 000	8, 821, 670	
	計		301, 323, 000	281, 955, 983	
保険給付費	療養諸費	一般被保険者療養給付費	9, 324, 327, 000	8, 802, 242, 805	
		一般被保険者療養費	91, 000, 000	76, 093, 664	
		審査支払手数料	35, 419, 000	29, 909, 524	
		小 計	9, 450, 746, 000	8, 908, 245, 993	
	高額療養費	一般被保険者高額療養費	1, 599, 293, 000	1, 448, 667, 850	
		一般被保険者高額介護合算療養費	3, 084, 000	1, 945, 856	
		小 計	1, 602, 377, 000	1, 450, 613, 706	
	移送費	一般被保険者移送費	80, 000	0	
		小 計	80, 000	0	
	出産育児諸費		52, 523, 000	38, 858, 547	
	葬祭諸費		13, 500, 000	10, 300, 000	
	傷病手当金		1, 000	0	
	計		11, 119, 227, 000	10, 408, 018, 246	
	国民健康保険事業費 納付金	医療給付費分		2, 968, 681, 000	2, 968, 680, 217
		後期高齢者支援金等分		1, 103, 664, 000	1, 103, 663, 820
介護納付金分		379, 062, 000	379, 061, 252		
計		4, 451, 407, 000	4, 451, 405, 289		
保健事業費	保健事業費	保健衛生普及費	171, 000	104, 622	
		疾病予防費	33, 140, 000	21, 691, 868	
		高額療養費貸付金	1, 000	0	
		出産育児一時金貸付金	450, 000	0	
		小 計	33, 762, 000	21, 796, 490	
	特定健康診査等事業費		88, 214, 000	69, 585, 380	
	計		121, 976, 000	91, 381, 870	
基金積立金			127, 168, 000	127, 167, 198	
諸支出金	償還金及び還付加算金		26, 001, 000	20, 268, 846	
	一般会計繰出金		1, 000	0	
	計		26, 002, 000	20, 268, 846	
予備費			4, 960, 000	0	
合 計			16, 152, 063, 000	15, 380, 197, 432	

歳入歳出差引額

257,965,579

(3) 国民健康保険事業特別会計決算の推移

歳入

(単位：円，％)

科目 年度	国民健康保険料（税）		国庫支出金		県支出金		繰入金	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
令和3	3,617,144,673	22.56	6,318,000	0.04	10,732,736,433	66.96	1,486,608,169	9.27
令和4	3,594,306,876	22.58	648,000	0.00	10,840,163,338	68.12	1,224,185,489	7.69
令和5	3,419,246,514	21.54	1,130,000	0.00	10,830,010,515	68.20	1,490,534,223	9.40
令和6	3,340,500,092	21.04	11,377,000	0.07	10,696,098,505	67.39	1,624,715,179	10.24
令和7	3,351,836,716	21.43	1,593,000	0.01	10,503,203,708	67.16	1,569,892,556	10.04

科目 年度	繰越金		その他		合 計	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
令和3	122,253,449	0.76	65,530,543	0.41	16,030,591,267	100.00
令和4	204,517,411	1.29	51,363,822	0.32	15,915,184,936	100.00
令和5	52,984,827	0.33	85,094,100	0.53	15,879,000,179	100.00
令和6	121,502,650	0.76	78,699,611	0.50	15,872,893,037	100.00
令和7	130,033,929	0.83	81,603,102	0.53	15,638,163,011	100.00

歳出

(単位：円，%)

科目 年度	総務費		保険給付費		国民健康保険事業費 納付金		共同事業拠出金		保健事業費	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
令和3	349,980,702	2.24	10,643,042,755	68.15	4,496,731,030	28.80	251	0.00	106,242,006	0.68
令和4	256,008,096	1.62	10,743,355,677	68.04	4,472,390,623	28.32	317	0.00	102,182,344	0.64
令和5	256,454,292	1.64	10,691,351,779	68.46	4,547,706,459	29.12	273	0.00	98,395,846	0.63
令和6	285,777,572	1.83	10,601,590,154	67.99	4,472,630,403	28.69	0	0.00	92,196,614	0.59
令和7	281,955,983	1.83	10,408,018,246	67.67	4,451,405,289	28.94	0	0.00	91,381,870	0.60

科目 年度	基金積立金		その他		合 計	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
令和3	315,321	0.00	17,644,736	0.11	15,616,073,856	100.00
令和4	203,672,752	1.29	14,590,300	0.09	15,792,200,109	100.00
令和5	749,254	0.00	22,839,626	0.15	15,617,497,529	100.00
令和6	116,821,552	0.75	23,842,813	0.15	15,592,859,108	100.00
令和7	127,167,198	0.83	20,268,846	0.13	15,380,197,432	100.00

(4) 令和8年度国民健康保険事業特別会計予算の状況(当初予算)

歳入

(単位:千円)

科 目			予 算 額	備 考
国民健康保険料	一般被保険者	医療給付費分現年分	1,990,203	医療給付費分 賦課限度額 670千円 所得割 5.97% 均等割額 27,100円 平等割額 26,300円 後期高齢者支援金等分 賦課限度額 260千円 所得割 2.16% 均等割額 8,800円 平等割額 8,600円 介護納付金分 賦課限度額 170千円 所得割 2.11% 均等割額 16,600円
		後期高齢者支援金分現年分	697,466	
		介護納付金分現年分	271,592	
		子ども・子育て支援納付金分現年分	91,977	
		医療給付費分滞納繰越分	125,377	
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	43,504	
		介護納付金分滞納繰越分	24,282	
	退職被保険者等	医療給付費分滞納繰越分	1	子ども・子育て支援納付金分 賦課限度額 30千円 所得割 0.27% 均等割額 1,800円 18歳以上均等割額 100円
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	1	
		介護納付金分滞納繰越分	1	
計		3,244,404		
使用料及び手数料			45	納付証明手数料
国庫支出金		国庫補助金	114	災害臨時特例補助金
県支出金	県補助金	保険給付費等交付金 普通交付金	10,927,581	
		保険給付費等交付金 特別交付金	186,181	
	計		11,113,762	
財産収入			2,525	
繰入金	一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）	537,480	
		保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	294,893	
		未就学児均等割保険料繰入金	6,729	
		職員給与費等繰入金	298,289	
		産前産後保険料繰入金	1,422	
		財政安定化支援事業繰入金	37,082	
		小 計	1,175,895	
	基金繰入金	財政調整基金繰入金	514,275	
計		1,690,170		
繰越金			1	
諸収入	延滞金加算金及び過料		31,718	
	預金利子		1	
	貸付金元利収入		451	
	雑入		31,101	
	計		63,271	
合 計			16,114,292	

歳出

(単位:千円)

科 目			予 算 額	備 考	
総務費	総務管理費		259,349		
	徴収費		26,746		
	運営協議会費		275		
	特別対策事業費		11,870		
	計		298,240		
保険給付費	療養諸費	一般被保険者療養給付費	9,226,038		
		一般被保険者療養費	91,000		
		審査支払手数料	34,809		
		小 計	9,351,847		
	高額療養費	一般被保険者高額療養費	1,603,788		
		一般被保険者高額介護合算療養費	2,966		
		小 計	1,606,754		
	移送費	一般被保険者移送費	80		
		小 計	80		
	出産育児諸費		52,523		
	葬祭諸費		13,500		
	計		11,024,704		
国民健康保険 事業費納付金	医療給付費分		3,007,625		
	後期高齢者支援金等分		1,116,641		
	介護納付金分		404,839		
	子ども・子育て支援納付金分		112,124		
	計		4,641,229		
保健事業費	保健事業費	保健衛生普及費	217		
		疾病予防費	37,237		
		高額療養費貸付金	1		
		出産育児一時金貸付金	450		
		小 計	37,905		
	特定健康診査等事業費		84,081		
	計		121,986		
基金積立金			2,525		
諸支出金	償還金及び還付加算金		20,607		
	一般会計繰出金		1		
	計		20,608		
予備費			5,000		
合 計			16,114,292		

(5) 国民健康保険事業財政調整基金の状況

① 決算規模及び基金積立額の推移

(単位：円)

年 度	歳入決算額	歳出決算額	形式収支	翌年度へ繰り 越すべき財源	実質収支	決算剰余金に 係る基金積立額
平成 2 8	21,882,251,316	21,319,611,316	562,640,000	0	562,640,000	290,000,000
平成 2 9	20,978,411,121	20,208,279,144	770,131,977	0	770,131,977	390,000,000
平成 3 0	17,962,267,363	17,605,729,283	356,538,080	0	356,538,080	180,000,000
令和 元	16,489,452,924	16,340,732,076	148,720,848	0	148,720,848	80,000,000
令和 2	15,642,005,065	15,379,751,616	262,253,449	0	262,253,449	140,000,000
令和 3	16,030,591,267	15,616,073,856	414,517,411	0	414,517,411	210,000,000
令和 4	15,915,184,936	15,792,200,109	122,984,827	0	122,984,827	70,000,000
令和 5	15,879,000,179	15,617,497,256	261,502,923	0	261,502,923	140,000,000
令和 6	15,872,893,037	15,592,859,108	280,033,929	0	280,033,929	150,000,000
令和 7	15,638,163,011	15,380,197,432	257,965,579	0	257,965,579	130,000,000

② 基金現在高の推移

(単位：円)

年 度	前年度決算 剰余金に係る 基金積立額	当該年度中増減額				年度末現在高
		積立金			取崩し額	
		元 金	利 子	計		
平成 2 8	220, 000, 000	0	159, 695	159, 695	445, 000, 000	195, 748, 266
平成 2 9	290, 000, 000	0	139, 136	139, 136	167, 363, 000	318, 524, 402
平成 3 0	390, 000, 000	143, 196, 000	63, 178	143, 259, 178	230, 710, 000	621, 073, 580
令和 元	180, 000, 000	175, 422, 000	467, 283	175, 889, 283	144, 452, 000	832, 510, 863
令和 2	80, 000, 000	67, 732, 000	279, 815	68, 011, 815	106, 406, 000	874, 116, 678
令和 3	140, 000, 000	0	315, 321	315, 321	254, 885, 000	759, 546, 999
令和 4	210, 000, 000	203, 408, 000	264, 752	203, 672, 752	4, 928, 000	1, 168, 291, 751
令和 5	70, 000, 000	0	749, 254	749, 254	288, 190, 000	950, 851, 005
令和 6	140, 000, 000	115, 479, 000	1, 342, 552	116, 821, 552	416, 851, 000	790, 821, 557
令和 7	150, 000, 000	124, 638, 000	2, 529, 198	127, 167, 198	394, 773, 000	673, 215, 755

(6) 診療報酬明細書点検調査実施結果の推移

国民健康保険分（退職被保険者等を含む。）

① 被保険者数等の状況

年度	区分	被保険者数 (人)	診療報酬保険者負担総額		被保険者 1人当たり金額 (円)	レセプト 1枚当たり金額 (円)	過誤調整を行ったもの			
			枚数	金額 (千円)			枚数	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
令和 5	5	32,289	537,303	10,557,154	326,958	19,648	4,052	0.75	56,691	0.54
令和 6	6	30,893	517,006	10,405,971	336,839	20,127	4,210	0.81	52,523	0.50
令和 7	7	30,193	499,672	10,289,121	340,778	20,592	3,649	0.73	69,088	0.67

② 被保険者資格・請求内容の過誤調整の状況

年度	区分	被保険者資格関係の 点検結果によるもの		請求内容関係の 点検結果によるもの		計	
		枚数	金額 (千円)	枚数	金額 (千円)	枚数	金額 (千円)
令和 5	5	2,743	47,983	1,309	8,708	4,052	56,691
令和 6	6	2,461	44,967	1,749	7,556	4,210	52,523
令和 7	7	2,500	59,801	1,149	9,287	3,649	69,088

③ 給付発生原因の点検・再審査請求の状況

年度	区分	給付発生原因関係の点検結果によるもの							
		不正利得・不当利得			交通事故			その他	
		件数	枚数	金額 (千円)	件数	枚数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
令和 5	5	420	815	13,442	3	32	7,203	7	274
令和 6	6	405	969	40,609	0	0	0	5	53
令和 7	7	392	1,009	13,476	2	10	658	3	245
年度	区分	計			負担額に対する割合		調定額のうち収納額		
		件数	枚数	金額 (千円)	(%)		金額 (千円)	割合 (%)	
令和 5	5	430	874	20,919	0.20		17,005	81.29	
令和 6	6	410	981	40,662	0.39		15,152	37.26	
令和 7	7	397	1,025	14,379	0.14		6,510	45.27	

④ 財政効果の状況

年度	区分	被保険者1人当たり財政効果				内容点検（再掲）	
		過誤調整額 (円)	返納金等 調定額 (円)	計 (円)	割合 (%)	過誤調整額 (円)	割合 (%)
令和 5	5	1,756	648	2,404	0.74	270	0.08
令和 6	6	1,700	1,316	3,016	0.90	245	0.07
令和 7	7	2,288	476	2,764	0.81	308	0.09

退職被保険者等（再掲）

① 被保険者数等の状況

区分 年度	被保険者数 (人)	診療報酬保険者負担総額		被保険者	レセプト	過誤調整を行ったもの			
		枚数	金額 (千円)	1人当たり金額 (円)	1枚当たり金額 (円)	枚数	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
令和 4	0	0	0	-	-	0	0.00	0	0.00
令和 5	0	0	0	-	-	0	0.00	0	0.00
令和 6	0	0	0	-	-	0	0.00	0	0.00

② 被保険者資格・請求内容の過誤調整の状況

区分 年度	被保険者資格関係の 点検結果によるもの		請求内容関係の 点検結果によるもの		計	
	枚数	金額 (千円)	枚数	金額 (千円)	枚数	金額 (千円)
令和 5	0	0	0	0	0	0
令和 6	0	0	0	0	0	0
令和 7	0	0	0	0	0	0

③ 給付発生原因の点検・再審査請求の状況

区分 年度	給付発生原因関係の点検結果によるもの								
	不正利得・不当利得			交通事故			その他		
	件数	枚数	金額 (千円)	件数	枚数	金額 (千円)	件数	枚数	金額 (千円)
令和 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分 年度	計			負担額に対する割合		調定額のうち収納額			
	件数	枚数	金額 (千円)	(%)		金額 (千円)	割合 (%)		
令和 5	0	0	0	0.00		0	-		
令和 6	0	0	0	0.00		0	-		
令和 7	0	0	0	0.00		0	-		

④ 財政効果の状況

区分 年度	被保険者1人当たり財政効果				内容点検（再掲）	
	過誤調整額 (円)	返納金等 調定額 (円)	計 (円)	割合 (%)	過誤調整額 (円)	割合 (%)
令和 5	-	-	-	-	-	-
令和 6	-	-	-	-	-	-
令和 7	-	-	-	-	-	-